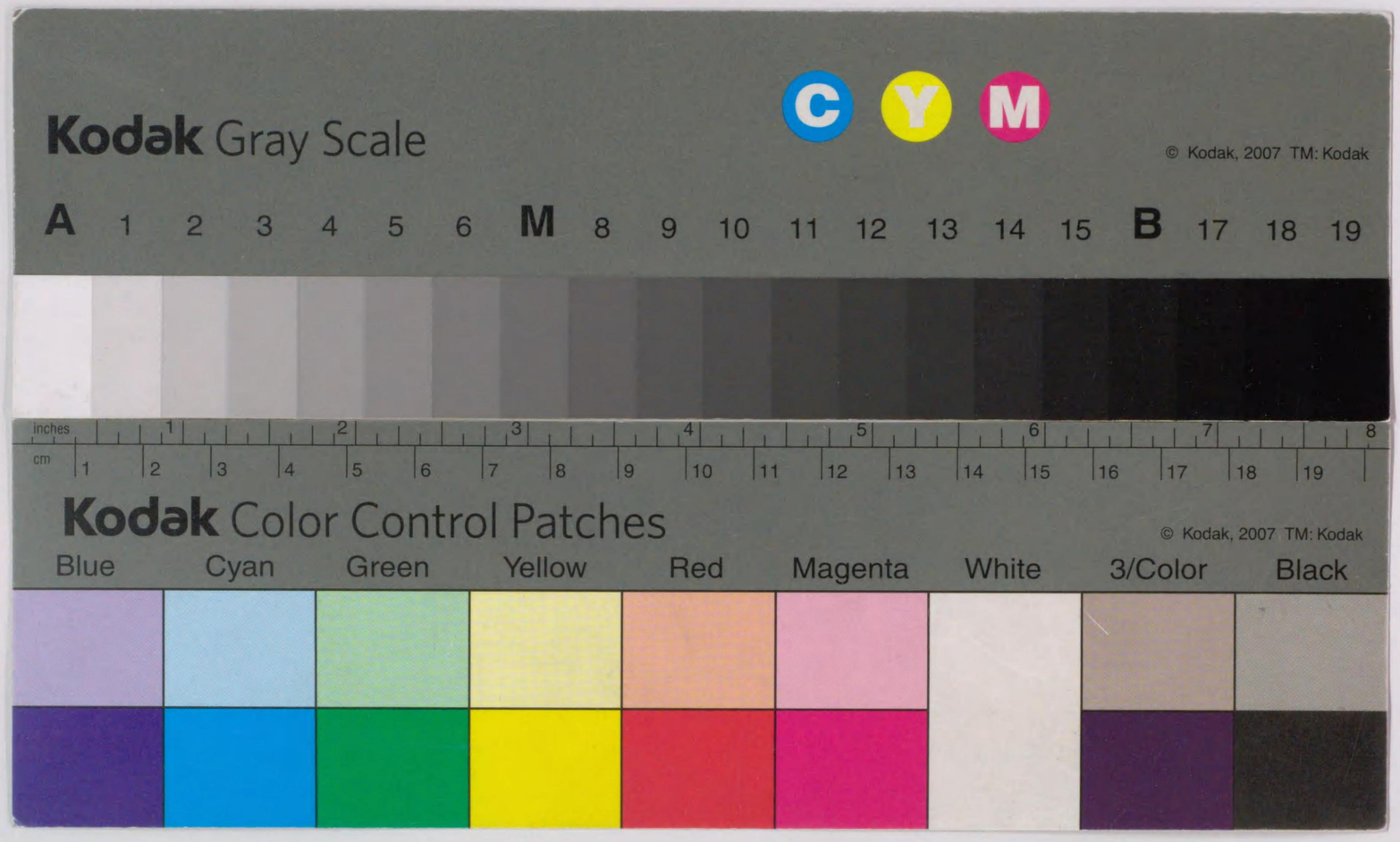

577
91
577-91
12005015203 96

581

田中正造之生涯

昭和三・九・四

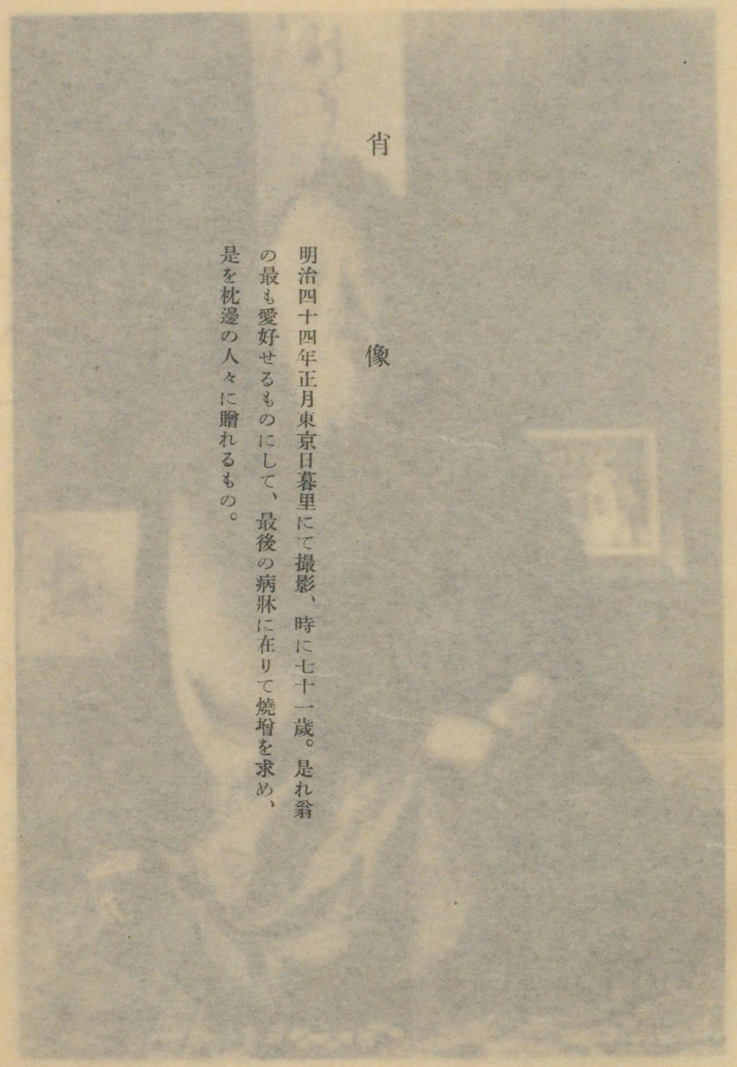

肖像

明治四十四年正月東京日暮里にて撮影、時に七十一歳。是れ翁の最も愛好せるものにして、最後の病牀に在りて燒增を求め、是を枕邊の人々に贈れるもの。

肖像

是は我が國に於ける人の畫伯の畫伯である。

の畫は、ただにその技巧の畫は、畫翁の畫伯の畫は、

明治四十四年五月東京日暮里にて畫業、朝日十一號。是は

為れば、繪畫の林檎の畫は、

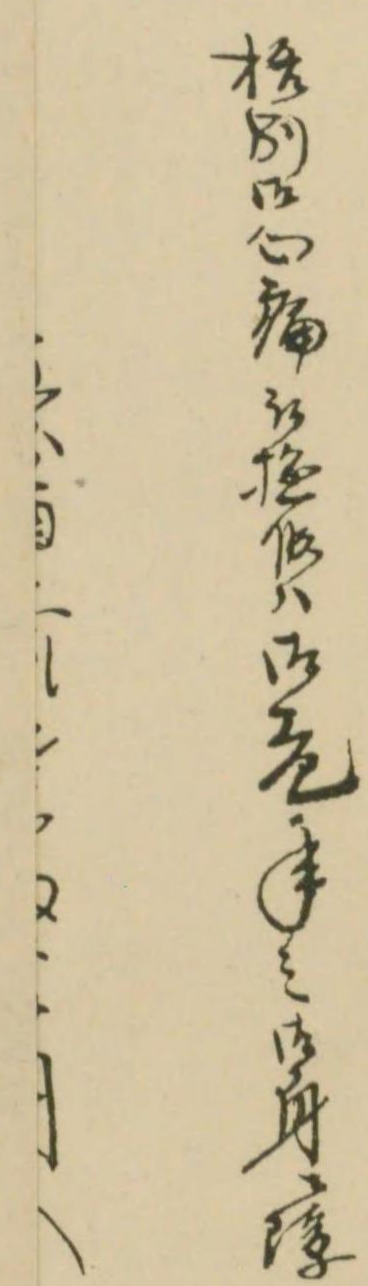

れる書翰の一

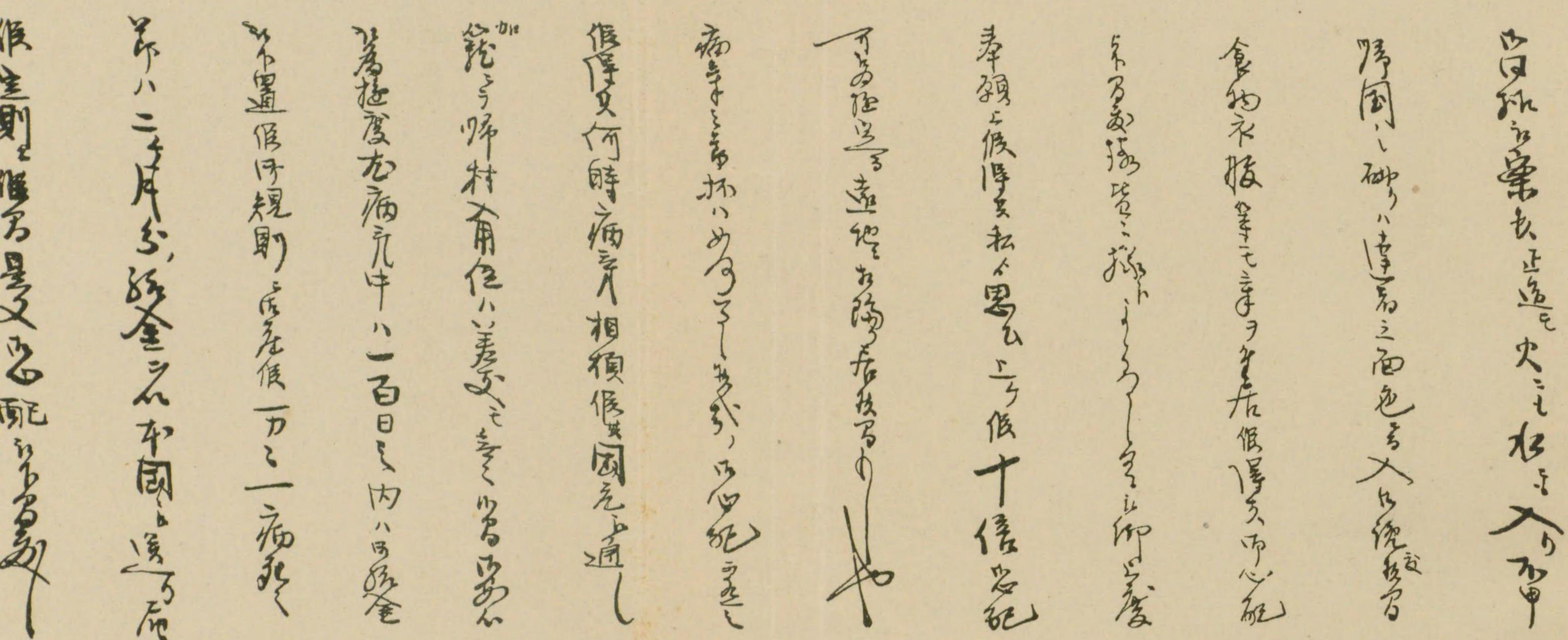

明治三年九月奥州花輪より故郷へ送

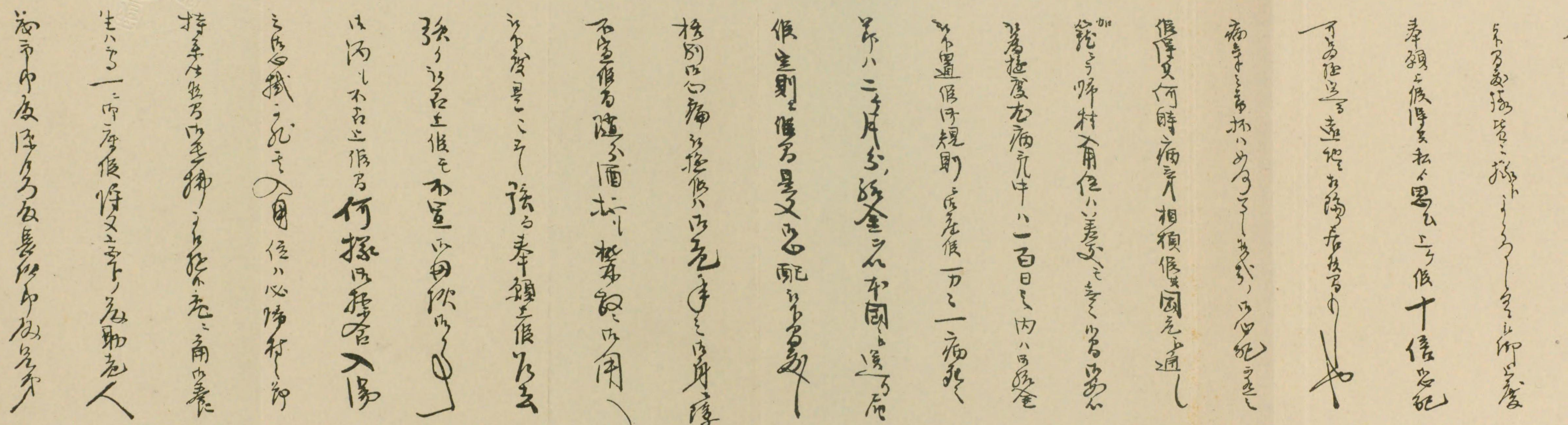

明治三年九月奥州花輪より故郷へ送れる書翰の一節

（本書四十六頁參照）

明治三十四年、直訴狀の表紙。

（署名は自筆なり）

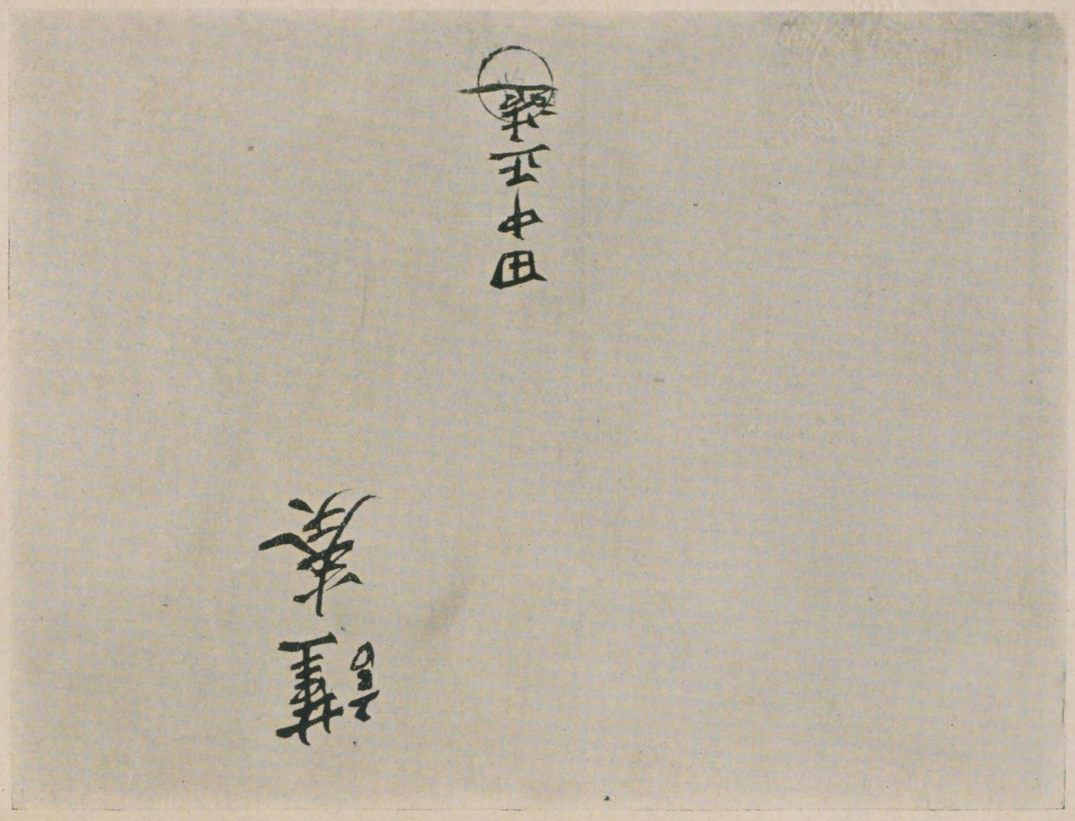

明治三十四年、自費出版の美濃。

明治四十四年二月中の日記。

（本書六二五頁參照）

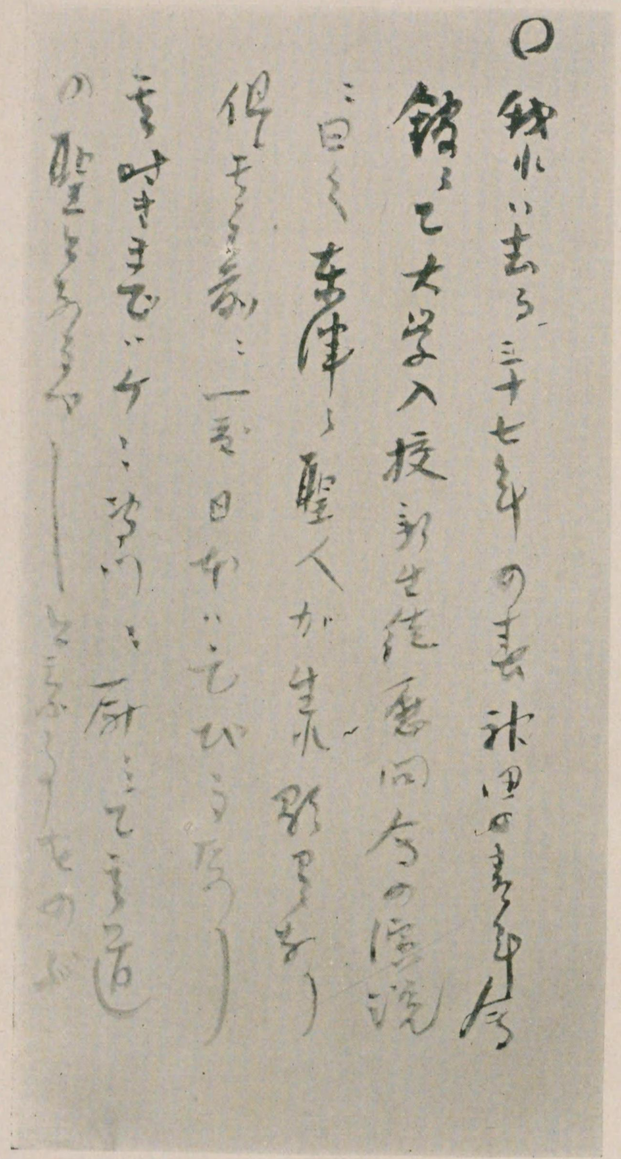

○銭小い去る三十七年の春沢田四郎氏
銘々と大学入校新生徒西岡寿の演説
に曰く東洋の聖人が集り那里ぞ
仰ぎ見る者に一定日如かゝ光ひ輝く
を吐きまでいかゝ所にて主宰
の聖人ぞ

（本書六二五頁参照）

明治四十四年二月中の日誌。

明治四十四年四月二十九日、

水利視察途上のスケッチ。

大阪師團樂隊ノ上演スヤシヤ。

明治四十四年四月二十八日、

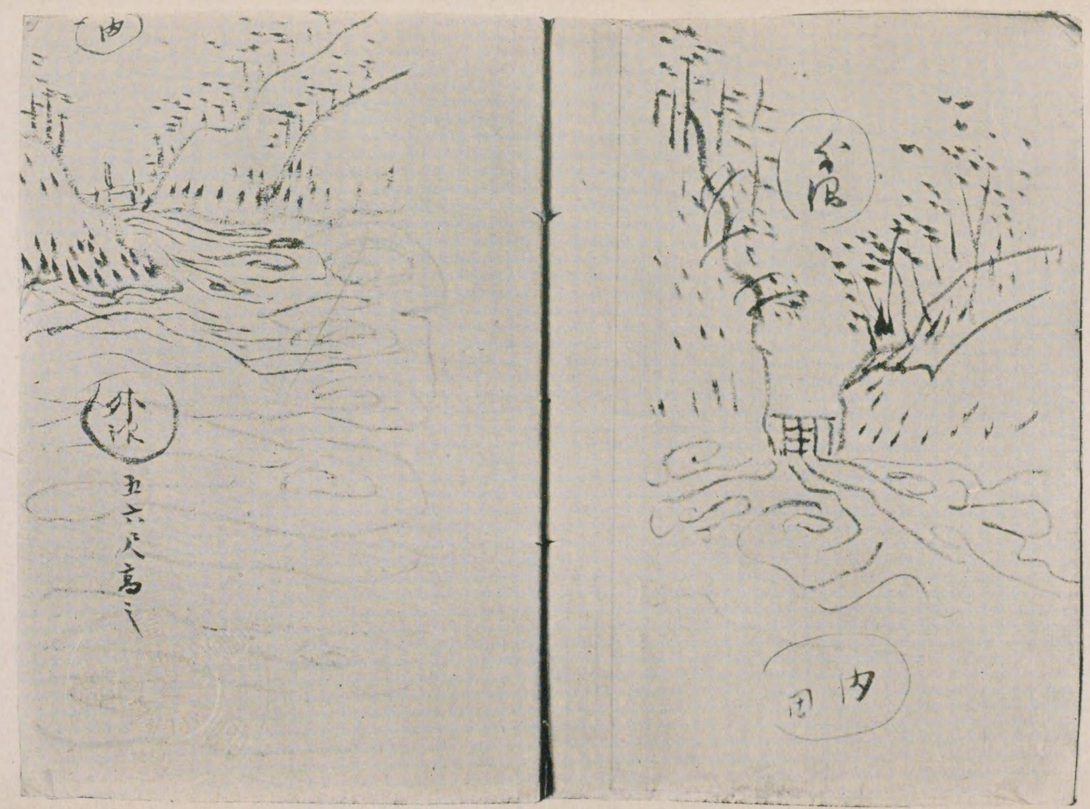

大正二年七月四日付端書、是れ翁が最終の詠歌。

『西行法師伊勢に詣でしでへ

何事のおはしますかはしらねども、かたじけなさに涙こぼるゝ

ト予は其誠に泣けり。

正造、農民の田植苗代の水そしきとき、

人毎に苗口そゝけ、田毎に水口注け、みなかみゝのれ

又偶感、

夏ながら、夢は枯野をかけ廻る、あわつ文庫に假枕して

又、今日は今日、今日をかぎりのほとゝぎす、汝が巖のあすは用なし

不遠、日蓮里に集まる八百よろづ神々に參拜の日をたのしみ申上候

不順の候十分御大切にいのり上候。頓首』

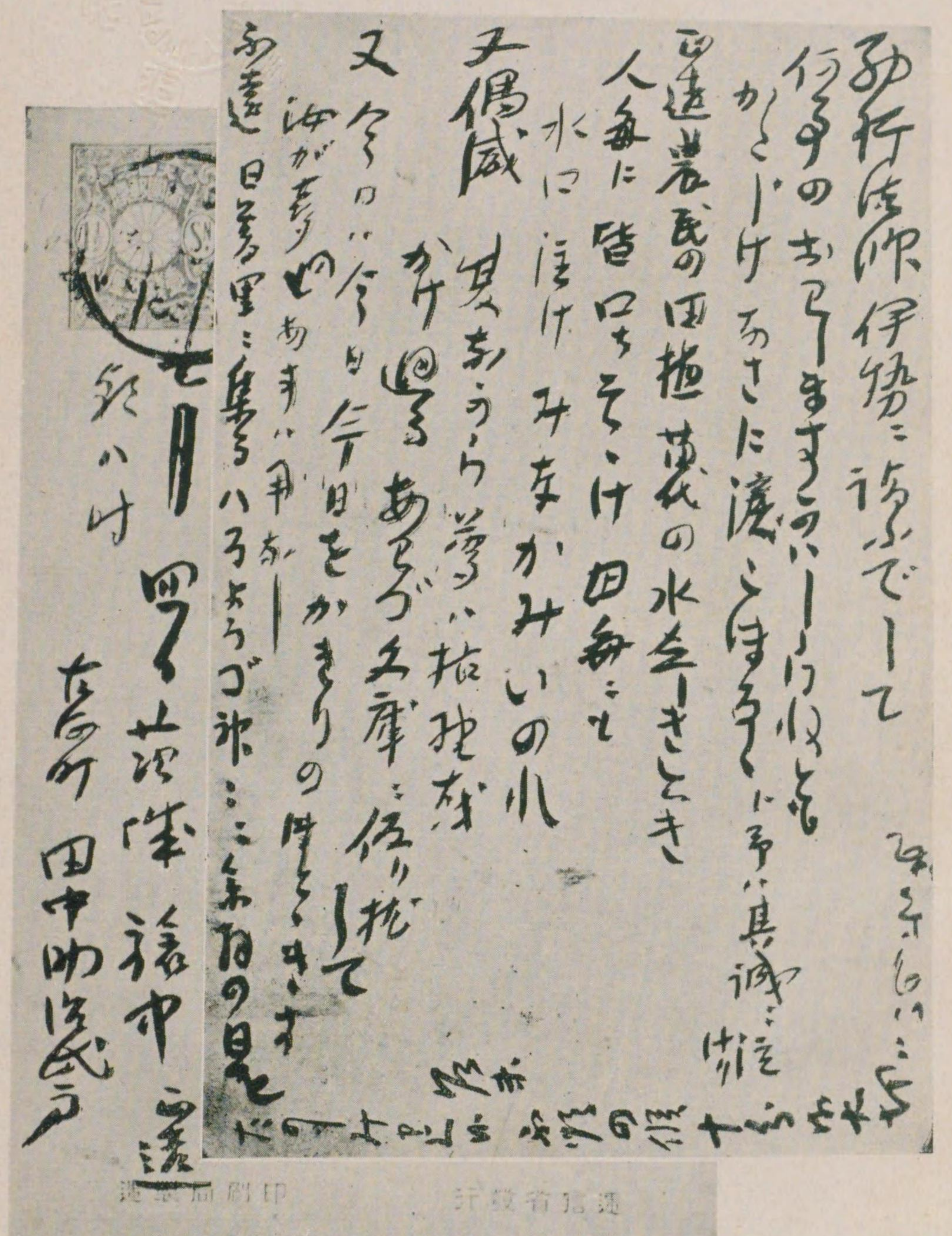
逓信省發行　印刷局製造

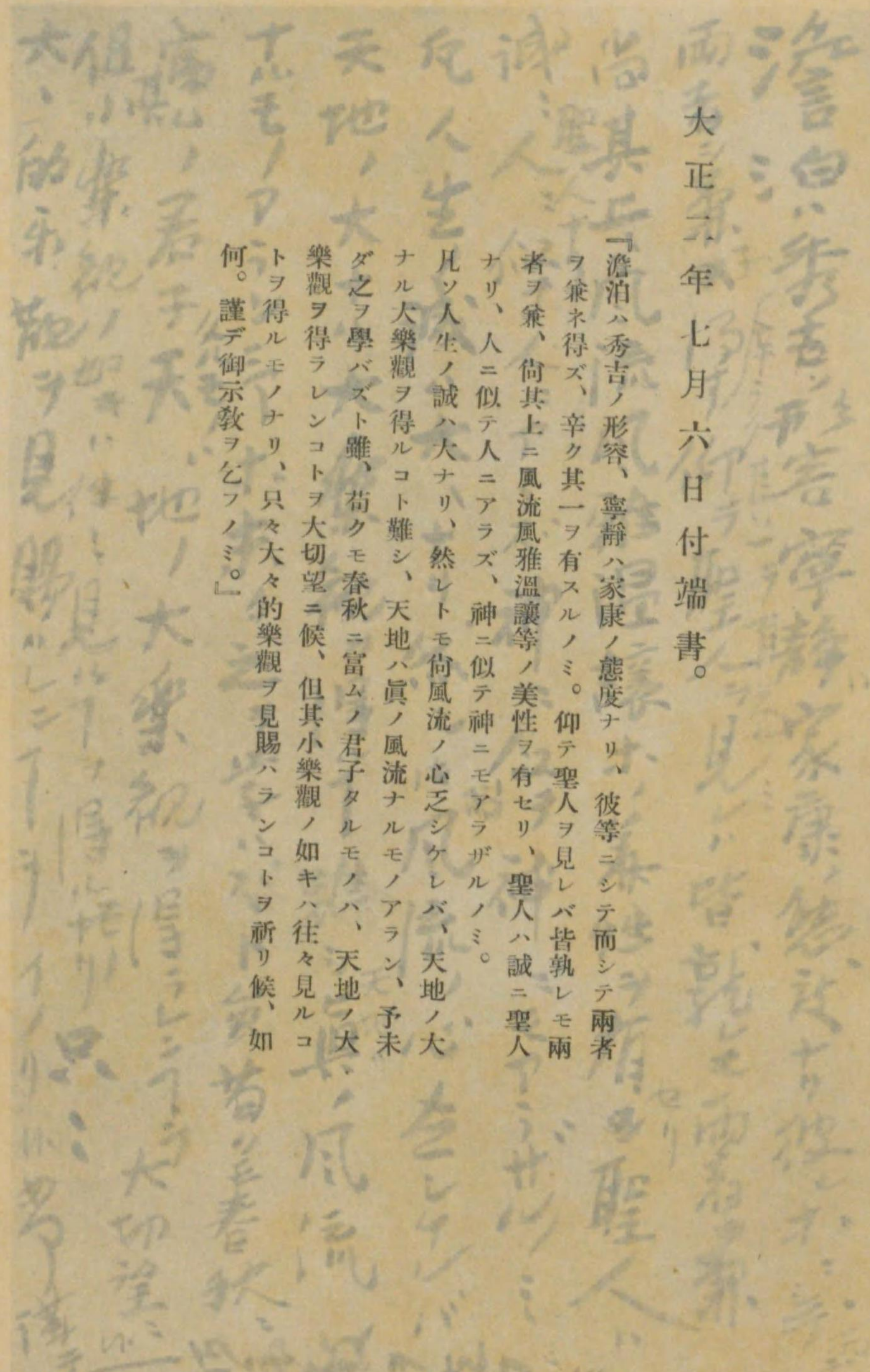

大正十年七月六日付端書。

『澹泊ハ秀吉ノ形容、寧靜ハ家康ノ態度ナリ、彼等ニシテ而シテ兩者ヲ兼ネ得ズ、辛ク其一ヲ有スルノミ。仰テ聖人ヲ見レバ皆執レモ兩者ヲ兼、尙其上ニ風流風雅溫讓等ノ美性ヲ有セリ、聖人ハ誠ニ聖人ナリ、人ニ似テ人ニアラズ、神ニ似テ神ニモアラザルノミ。

凡ソ人生ノ誠ハ大ナリ、然レトモ尙風流ノ心乏シケレバ、天地ノ大ナル大樂觀ヲ得ルコト難シ、天地ハ眞ノ風流ナルモノアラン、予未ダ之ヲ學バズト雖、苟クモ春秋ニ富ムノ君子タルモノハ、天地ノ大樂觀ヲ得ラレンコトヲ大切望ニ候、但其小樂觀ノ如キハ往々見ルコトヲ得ルモノナリ、只々大々的樂觀ヲ見賜ハランコトヲ祈リ候、如何。謹デ御示教ヲ乞フノミ。』

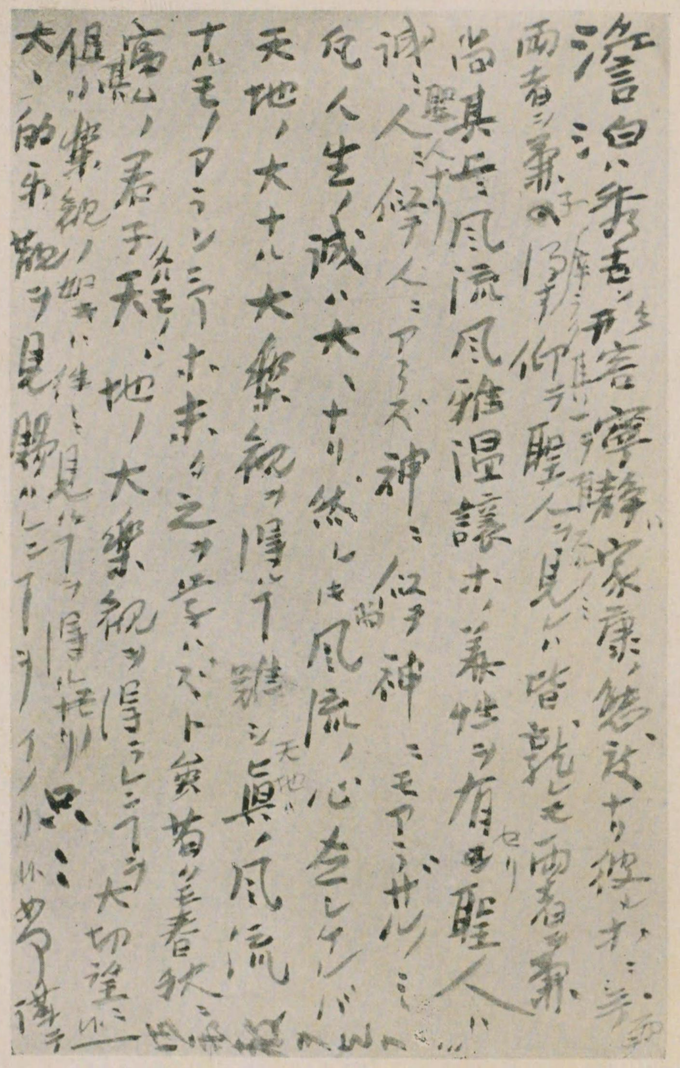

[『論語』述而篇ニ曰ク、「子ハ温和ニシテ厳ナリ、威アリテ猛ナラズ、恭シクシテ安シ。」]

仰ギ見レバ高シ、鑽ケバ益々堅シ、之ヲ前ニシテ忽チ後ニアリ、夫子ハ善ク人ヲ導クニ文ヲ以テシ、我ヲ約スルニ礼ヲ以テス、既ニ学ブ所ノ文ヲ博クシ、又タ之ヲ約シテ礼ニ帰シ、欲スルトモ能ハズ、既ニ我ガ才ヲ竭ス、立ツ所アルガ如シ、雖モ之ヲ従ント欲スレバ、由ルベキ無シ。

[『論語』子罕篇ニ曰ク、「顔淵ノ歎ジテ曰ク、仰ギ之ヲ彌高シトス、之ヲ鑽ケバ彌堅シ、之ヲ瞻ルニ在リト雖モ、忽チ後ニアリ。夫子ハ漸ニ以テ我ヲ導ク。博クスルニ文ヲ以テシ、我ヲ約スルニ礼ヲ以テス。既ニ学ブ所ノ文ヲ博クシ、又タ之ヲ約シテ礼ニ帰シ、欲スルトモ能ハズ、既ニ我ガ才ヲ竭ス、立ツ所アルガ如シ、雖モ之ヲ従ント欲スレバ、由ルベキ無シ。」]

大五二年二月六日 廿嶽書。

577-91

序

本書の由來を記し編纂者の責任を明かにす

大正二年九月四日、田中正造翁が永眠されるや、傳記編纂の議は早くも鄕黨有志の間に傳へられた。或日島田沼南先生は予に向て、執筆の任に當ることを勸說された。予固辭して申すやう、予の田中翁に於ける、交誼の日淺しとは言ひながら恩を蒙むること甚深、且つ翁が晩年の生涯に就ては關係少なしと言ふべからず、然れ共予が性極めて偏狹にて、他人の事業に參與して交讓和衷を遂ぐること能はず、幸に他に適任者を選擇せられたしと。先生も合點せられて、强ひては仰せられなかつた。

◇

大正九年、翁の傳記資料蒐集の議熟して、左の趣意書の公表を見た。

田中正造翁傳記資料蒐集趣意書

國は人によりて起り、人は靈によりて活く。然れども人一たび死して能く靈によりて活くる者、古今甚稀なり。我下野の義人田中正造翁の如きは、靈に活くるの人と謂ふべし。翁の生涯は愛民濟世の熱心に彩どらる。

或は領主の苛政に對する抗議となり、或は自由の主張民權の絶叫となり、或は鑛毒問題の獅子吼となり、或は日比谷原頭の直奏となる。浩氣の發する所、一世を振蕩し萬衆を感奮せしめたり。而て當路者が鑛毒に對する根本定策の誠意なく、被害町村の救濟せられざるを洞見するや、意を決して代議士の榮冠を擲ち、多年の政友に訣れ、單身孤影子然谷中の水村に入て老軀を無告の究民に奉け、以て其一大使命を果さんとせり。半途病みて渡良瀨沿岸の民家に斃れたるも、其志業は翁が薫陶せる者に繼續せられ、歿後八年終に水中の遺民に安所を得せしめ、嘗て鑛毒に殘害せられたる水土は復活して、桑麥田野に茂り魚鰕谿川に躍るを見るに至れり。是皆翁の餘惠なり。人爲の記念物を藉らずして翁の精神は山河と共に永く存し、翁の遺恩は沿岸に忘られずして常に住民の胸中に燃ゆ、彼等が碑を其の分骨埋葬の地に建て、以て追慕の念を表するは、蓋し人情已を得ざるものなり。

個人競利の念一世を浸潤して、社會共存の心日に銷磨せんとす、是れ現代の憂なり。此時に當りて翁の言行を傳へ、以て翁の人格を永く鄕民に記念せしむるは、是れ生ける教育にして、又翁に酬ゆるの一端なるべし。我等は此意義を以て翁の詳傳を作らんと欲し、其準備として此に其遺文を蒐め其遺事を訊ねんとす。若し荏苒歲月を經過せしめば、遺文は年と共に散逸し、遺事は月と共に忘却せられ、而して傳記の資料を喪失せん。是れ我等が諸彥に訴へて、普ねく世間に散在する翁の遺文及び遺事を蒐集せんとを冀望する所以なり。願くは遺文を所藏し遺事を記憶せらるゝ諸君、左の規定によりて此擧を贊助せられ、以て我等の志を遂けしめ給はんことを、謹言。

大正九年十月

田中正造翁傳記資料蒐集委員長　津久居彥七
同　蒐集主任　島田宗三
同　顧問　島田三郎

伯父故正造儀に就ては、常に過分の高顧を辱くし、實に感佩の至りに禁へず候。今回の擧に就ても、何卒厚き御好意を與へられんことを懇願仕候。右御挨拶と共に、御願如斯に御座候、敬具。

田中正造翁親族總代　原田定助

田中正造翁傳記資料蒐集規定

一、田中正造翁の遺文を所藏し又は遺事を記憶せらるゝ、御方は、此に封入仕候葉書にて其旨御通知被下度候。

二、遺文は可成本書(若くは其寫)を御送附相願度、遺事も亦可成御筆記御郵送被下度候へ共、猶場合によりては遺文の御郵送方及び遺事の御筆記方等に就ては、御指示に隨ひ更に其手續可仕候間、御手數ながら御申越し被下度候。

三、又御差支の御方に就ては、當方より蒐集主任又は委員長の紹介書持參の代人參上可爲致候間、御貸與若くは謄寫及び筆記の便を御與へ被下度候。

四、遺文及び其他關係書類を御貸與被下たる御方に對しては、同時に委員長の責任として拜借證書を差上可申候。

五、拜借の書類は嚴重に取扱ひ、決して粗漏の所置致間敷は勿論、謄寫濟の上は早速書留郵便にて御返送可仕候。

六、蒐集したる書類は、其出所(所藏者若くは記憶者の御芳名)を明記して、當事務所に保管し、委員の協議と顧問の助言とを俟て處理可仕候。

七、遺文又は遺事にして公表を憚るものは、絶對秘密に可致候。

栃木縣足利町

田中正造翁傳記資料蒐集事務所

◆

是に應じて左の人々から、文書物品等翁に關係する材料の提供があつた。

栃木縣足利郡毛野村川崎　岩崎佐十
同縣下都賀郡南犬飼村國谷　岩波彌太吉
東京府澁谷町　石川安次郎
栃木縣足利市西宮町　石川一夫
埼玉縣北埼玉郡利島村麥倉　石井清藏
栃木縣安蘇郡旗川村小中　石井正平
埼玉縣北埼玉郡利島村麥倉　飯塚伊平
栃木縣足利市通六丁目　原田定助
東京市本鄕區上富士前町　原田武子
大連市淡路町　原田光次郎
群馬縣桐生市本町六丁目　早瀨文造
栃木縣安蘇郡佐野町　萩原源次郎
同縣下都賀郡赤麻村　針谷粂之進
同縣同郡藤岡町　針谷榮三郎
同縣安蘇郡佐野町　林重平
同縣足利市通四丁目　羽鳥良藏
同縣安蘇郡佐野町　新里兼吉

栃木縣上都賀郡足尾町松木　星野金次郎
新潟縣北蒲原郡米倉村山内　星野孝四郎
東京市本郷區上富士前町　逸見斧吉
東京市外高田町高田　兩毛學寮
群馬縣桐生市末廣町　大澤準三
栃木縣下都賀郡南犬飼村國谷　落合熊吉
同縣足利市通三丁目　荻野萬太郎
同縣安蘇郡植野村田島　岡田喜四郎
同縣下都賀郡藤岡町　小川とのゑ
東京市小石川區指ヶ谷町　渡邊八代子
栃木縣下都賀郡藤岡町篠山　渡邊豐吉
同縣同郡同町新谷中　渡邊長輔
同縣安蘇郡犬伏町　上村儀八
同縣同郡田沼町栃本　川俣磯八
同縣下都賀郡藤岡町篠山　川島彌吉

栃木縣下都賀郡野木村野渡　川島次郎吉
同縣安蘇郡植野村田島　川島要次郎
同縣同郡佐野町　吉川七三郎
同縣同郡田沼町八下田丈作方　田中勝子
同縣下都賀郡藤岡町　田中彌平
茨城縣猿島郡古河町驛前　田中覺藏
栃木縣下都賀郡赤麻村　高際良吉
同縣同郡藤岡町下宮　高田仙次郎
同縣同郡同町同所　竹澤庄藏
同縣同郡同町同所　竹澤釣藏
同縣同郡同町高間　竹澤房藏
同縣同郡同町　早乙女文吉
同縣同郡同町原　早乙女岩一郎
同縣同郡同町新谷中　染宮與三郎
同縣安蘇郡佐野町　津久居彦七

茨城縣猿島郡古河町雷電　鶴見定吉
東京市三田　根本正
東京市本郷區駒込神明町　中村秋三郎
栃木縣足利郡梁田村　中山傳次郎
群馬縣新田郡毛里田村　中島安太郎
新潟縣南魚沼郡石打村大澤　梅澤はつ子
栃木縣河内郡吉田村　上野豐雄
東京市青山明治神宮表參道　井田兵吉
栃木縣下都賀郡三鴨村都賀　久保田もん子
札幌市山鼻町　黑澤酉藏
栃木縣安蘇郡田沼町　八下田丈作
同縣同郡同町栃本　矢島國治
東京市牛込區市ヶ谷本村町救世軍士官學校内　矢吹幸太郎
栃木縣鹽谷郡北高根澤村　矢口長右衞門
群馬縣邑樂郡渡瀨村　谷津富三郎

栃木縣足利郡久野村久保田　丸山庄吉
同縣下都賀郡野木村野渡　牧原忠吾
群馬縣邑樂郡海老瀨村北　增保金藏
同縣同郡同村同所　增保幸藏
栃木縣安蘇郡佐野町　松本なを子
同縣下都賀郡藤岡町下宮　間明田粂次郎
同縣同郡同町新谷中　間明田仙彌
東京市外南品川六丁目　福田英子
栃木縣安蘇郡犬伏町　藤浦善太郎
同縣同郡佐野町　小島國平
同縣足利市通二丁目　小沼仁兵衞
同縣安蘇郡犬伏町鐙塚　小林孫平
埼玉縣北埼玉郡川邊村榮　小林拓次郎
栃木縣安蘇郡佐野町　近藤貞吉
同縣同郡同町　近藤政平

東京市外巣鴨町巣鴨　新井奥邃
栃木縣足利郡久野村　新井傳吉
同縣安蘇郡佐野町春日岡山惣宗寺　旭岡輝泰
同縣同郡田沼町　相田七郎次
東京市神田區一橋通町救世軍本營内　指田和郎
栃木縣足利郡吾妻村高橋　櫻井與惣次
群馬縣邑樂郡海老瀬村北　佐藤仁平
栃木縣下都賀郡藤岡町高間　佐山梅吉
東京市外松澤村松原　菊地茂
栃木縣安蘇郡田沼町　峯崎善吉
同縣下都賀郡藤岡町新谷中　宮内勇次
同縣同郡同町同所　水野定吉
茨城縣猿島郡古河町三本杉　水野官次
東京市麴町區中六番町　島田三郎
栃木縣下都賀郡野木村野木　島田平次
栃木縣下都賀郡藤岡町内野　島田政五郎
同縣同郡同町新谷中　島田熊吉
同縣足利市西宮町　島田宗三
東京市外田端　柴田三郎
栃木縣下都賀郡南犬飼村國谷　篠崎又吉
同縣安蘇郡佐野町　遠藤恒平
同縣下都賀郡藤岡町底谷　平間正一郎
同縣同郡同町同所　平間竹松
同縣同郡同町篠山　茂呂多重
北見國常呂郡佐呂間村栃木　茂呂近助
横濱市靑木町廣臺　須藤鑛作

◇

かくて委員長津久居氏から資料整理の事を予へ申込まれた。予は先年島田先生へ申上げた如く、再び津久居氏へ御返事して固く辭退した。然るに津久居氏より重ねての申越には、編輯上に就ては寸毫の注文も條件も無いっ隨意一存に處理せられて聊か苦情なしとの事である。且つ津久居氏が高齢の身を以て、田中翁の爲めに盡力され

る誠意純情を見ては、予は此上に固辭するに忍びず、其の不適任の事業をば甚たく恐れながら、感激の念に動かされて、遂にお引受することになつて仕舞つた。

◇

さて予の目に映ずる田中翁七十三年の生涯は、自然に前後二期に分かれて居る。

前期　天保十二年誕生から、明治三十四年直訴に到る。

△安政六年、十九歳にて名主。領主六角家改革運動、明治二年出獄。

△明治十二年、三十九歳、自由民權運動開始。四十歳、縣會議員。十七年、四十四歳、栃木縣令三島通庸の暴政と戰ふ。

△明治二十三年、五十歳、衆議院議員當選。翌廿四年の第二議會、始めて足尾鑛毒問題を提出。

△明治三十四年、六十一歳、十月衆議院議員を辭し、十二月十日直訴。

後期　直訴より永眠に到る。

△明治四十年七月、六十七歳、栃木縣下都賀郡谷中村强制破壞。

△大正二年九月四日、七十三歳、永眠。

從來世間に傳唱される「義人田中正造」は、卽ち此の「前期の田中正造」である。故に今日尙ほ「義人田中正造」を稱揚禮讃する人達の立場から見ると、直訴の瞬間が卽ち翁の生涯の絕頂で、以後十二年の日月と云ふものは、「殘生」若くば「餘命」に過ぎない。

翁が直訴後、夫人へ贈つた書翰の中に、

『又正造は今より後は此世に在るわけの人にあらず、去十日に死すべき筈のものに候、今日生命あるのは間違に候、誠に餘儀なき次第に候――。』

かう書ひてある。予は近衞騎兵の一人が落馬した爲に、翁が其の銃槍の鋭鋒を逃れ得た偶然事を、實に深く感謝する。若し此時翁が日比谷巷頭に一命を失つたならば、「義人田中正造」の悲哀の生涯は立派に幕を閉ぢたであらう。然れ共唯だ其れだけだ。

◇

六十一歳以後に於ける翁が後期の十二年は、更に明白に二期に分かれて居る。

『谷中に入りし時、人道の一方にて入りたり。政治家にて入れば、却て此悲慘に至らざりしならん。』

彼は後年の日記の中に斯う書ひて居る。明治四十年、六十七歳、「谷中村强制破壞」と云ふ洗禮を受けた翁が、如何ばかり天空海濶自由の世界に入りしかは、其の以後の日記を讀む者、何人も直に感得する所である。

幸にして、翁が六十八歳以後の日記は、大きな缺漏なくして保存されて居る。是は實に極めて貴重なる人生の記錄である。勇猛精進、其の智其の德、朝に夕に琢磨練達された古稀の野老が嚴肅壯美の英姿は、其の自然の大文章に依て微細に描かれて居る。詩だ。

誦して其の絶筆、大正二年八月二日に至る。

『惡魔を退くる力なきは、其身また惡魔なればなり。――玆に於て懺悔洗禮を要す。』

何と言ふべきか。明らかに是れ「聖者」の境界である。

◇

翁曾て演壇上に公言して曰く、『東洋久しく聖人出でず。今度は日本に出づ。日本一たび亡びて、聖人日本に出づ。此間危ふし。』と。「聖人出世」は、實に翁が晩年に於ける不斷の念願であつたと信ずる。翁が七十年の苦闘を以て最後に到着した境界、是は實に聖人出世の爲めの最初の道普請では無いのか。翁が最後に手を掛けた扉、其處を起點として、萬民救濟の天才は、若かき日の如くに出現するであろう。

◇

翁の傳記――其れは書くに及ばない。翁の雄辯と其の妙文との裡に漲ぎり溢れて居る。故に予は玆に翁の日記と書翰と演說とを筆寫して、謹で「田中正造之生涯」三卷を世に捧げ、特に生前の翁を見もし知りもするに及ばなかつた若き人々の精讀熟慮を希望する。

昭和二年九月

◇　◇　◇

木下尙江識

本書の編輯を畢へて是を返送するに際し、窃に謂へらく、此の如きものは弘く刊行するに適せず、已むを得ずば、假印刷に付して小數の人の熟讀を求むべきのみと。然るに事全く豫期に反し、今日此の如き用意と體裁とを以て世に出づるに至れるもの、是れ一に中塚榮次郎君の熱意に因るものなり。中塚君は田中翁と鄕關を同じふするの因あり、且つ津久居老と深交あるの故を以て、商利を度外視して是れが出版を快諾し、君が事業の主義に基づきて、最上の技を盡くせり。此の出來榮に對して、予は我が編輯の拙陋を耻づること更に甚しきを覺ゆ。田翁、何處の天に在りてか微笑すらん。

昭和三年二月

木下生又識

田中正造之生涯目次

上篇

誕生及び名主時代……一
日記（明治三年二月——八月）……八
奥州より故郷への書翰……四六
奇禍……五〇
政治への發心……五八
民權運動時代……六二
野村本之助の回想錄……六八
政黨の去就……八四
縣會から國會……九三
鑛毒問題（其一）……九五
鑛毒問題（其二）……一〇六

鑛毒問題（其三）……一二二
日記（明治廿八年四月——六月）……一六五
日記（明治廿九年七月——十二月）……一八〇
日記（明治三十一年一月——十二月）……一八五
歳費辭退……二二六
脫黨——亡國論……二三四
日記（明治三十三年六月——八月）……二五六
日記（明治三十四年二月——三月）……二六七
最後の議會……二七二
直訴及び其前後……二九七

中篇

明治三十五年
書翰……三二九
日記（三月——十二月）……三三五
書翰……三九〇
明治三十七年
日記（一月）……三九九
書翰……四〇四
明治三十八年
日記（一月——七月）……四一一
書翰……四一四
明治三十九年
書翰……四一九
日記（六月——十月）……四三二
明治四十年
書翰……四四〇
日記（一月——四月）……四八三
（十月——十二月）……四八八

下篇

明治四十一年
日記（十月——十二月）……四九七
明治四十二年
日記（一月——十一月）……五一一
明治四十三年
日記（四月——十二月）……五九八
明治四十四年
日記（一月——十二月）……六二一
明治四十五年（大正元年）
日記（一月——十二月）……七一〇
大正二年
日記（一月——八月）……七三二
田中正造の臨終……七五六

上編

誕生及び名主時代

天保十二年十一月三日、野州安蘇郡小中と云へる農村の名主の家に、一個の男兒が生れた。父は富造、母はサキ女、生れた兒が兼三郎。此の兼三郎が卽ち後日の田中正造。

領主六角越前守と云ふは、德川幕府に於ける所謂御高家衆の一人で、此の野州にて、稻岡、山川、大久保、助戸、今福、田島、小中の七箇村及び武州の一箇村を併せて、二千石を領して居た。

兼三郎の祖父正造の時から、代々小中村の名主を勤めて來た。此の祖父の正造（兼三郎が後年祖父の名を受繼いで自ら正造と改名した。）と云ふは、劇しい氣象の人であつたらしい。幼兒富造が大病に罹つた折、日頃信仰の富士權現に祈願の爲め、積雪を踏んで登山したので、其を見た山の行者が稀有な熱信に感歎の餘り、寶物の一軸を此人に與れた。其れは富士講の家祖の娘が書いた物と云ふことで、富士山の下に一首の歌が書いてあるが、ほろほろに古びて居て、文祿四年と記した文字が僅に讀み得られる。此の正造と云ふ人大酒の爲め三十五歲で早死したので、田中の家では、男子三十を越すまでは一切盃を口にしないと云ふ家憲が立てられた。

父の富造は溫厚の長者であつた。其頃の日本は歐米諸國の船艦渡來の說に鎖國多年の眠を驚かされ、天下騷亂の機旣に風の如く民心を動かしつゝある時、太平の餘勢奢侈槃爛、大名小名の面々何れも財政紊亂殆ど破產の危

殆に臨んで居た。領主六角家も同斷の情態であつたが、富造は深く其を心に掛け、六角家の用人坂田伴左衞門と云へると、内外心を合せて財政整理に努めたので、やがて負債を償却した上、其頃の金で五千餘兩の剩餘をさへ見ることが出來た。此の功勞で富造は村々名主等の總取締と云ふべき領内割元役を命ぜられた。富造が割元役になつたので、小中村の名主役は、兼三郎が受け繼ぐことになつた。時に安政六年、即ち兼三郎十九歳。

安政六年と云へば、幕府の條約締結を動機に開國と攘夷、佐幕と勤王、江戸と京都――亂麻の如き紛擾の結果、大老井伊直弼が斷然所謂安政の大獄なるものを決行した年だ。

兼三郎は若年新たに名主になつたが、農業の外更に藍玉商をさへ開業した。父富造は是を憂ひ、名主を勤めながら商賣を營むは宜しからずと諫めたが、一徹の兼三郎は、自分の日課をば、

一、朝飯前必ず草一荷刈る事。

一、朝飯後藍小屋に入り凡二時間商用に從事する事。

一、右終りて村の小兒に手習を授くる事。

一、夕食後藍小屋見廻の後、村の寺院にて友人と漢籍の講習を爲す事。

斯んな風に定めて必死に勞働勉强した。

此時幕府にては井伊大老倒れて武權俄に威望を失ひ、皇妹和宮の御降嫁も最早や京都の壓力を緩和するの功なく、京都方の旨命に依て、一橋慶喜、松平慶永の二侯が幕府の局面に立つことになつた。其の新政の一條に山陵修復の事あり、文久二年閏八月、幕府は宇都宮城主戸田越前守の家老間瀨和三郎を戸田大和守と改名させ、山陵奉行に任命し、新に發見された神武帝畝傍山陵の祭典が行はれた。其に付き六角越前守が高家衆の職柄、將軍代拜として大和へ參ることになり、領分割元富造は會計掛として隨行を命ぜられた。

其頃六角家には林某と云へるが用人として專權を揮ひ、邸宅新築を始とし再び家政紊亂の振舞あり、富造親子は上書して一度は其れを食ひ止めたが、今ま越前守も富造も共に不在を機とし、林は其手を領分に伸ばして富造陷落の惡策さへ廻らすので、兼三郎は父が兼ねての誡をも破り、起つて同志と相計つて六角家改革の運動を開始した。

元治元年の春、兼三郎二十四歳、妻勝子を迎ふ、勝子十六歳。この年は世上騷亂の機愈々動き、將軍の上洛あり、長州征伐あり。然れ共兼三郎は斯かる天下の問題を餘所にして、一身を領主六角家の改革に捧げ、此の冬同志の名主等と共に愈々江戸へ罷り出た。

世は急轉直下の勢で變つて行つた。慶應二年には再度の長州征伐、將軍家茂の容死、孝明天皇の崩御。翌三年の十月には、將軍慶喜大政返上の奏議。十二月、王政復古の大號令。四年正月、伏見鳥羽の一戰、慶喜の江戸歸府、二月には官軍の江戸征伐。四月愈々江戸城引渡。――此間にも兼三郎は同志等と共に、一心に六角家改革の運動に奔走して居た。

政權は幕府から朝廷へ移つたが、封建の制度は尙ほ其儘で、六角家の如きも、『舊領安堵』と云ふことに定まつたので、當時同家の實權者用人林某は、改革運動者に對する最後の手段を執り、兼三郎は此の四月、捕はれて六角家邸内の牢屋へ打ち込まれた。裁判の模樣が、自叙傳「田中正造昔話」に斯う言うてある。

「其翌日直に第一回の訟廷は開かれ、予は繩目の儘にして引出されぬ。場所は假りに表玄關を以て之に充て、三郎兵衞によりて賴まれたる舊幕府の吟味方主任となり、幼君の御前に於て、愈々奸黨の大將林三郎兵衞との對決は始まれり。(林は對決に附せらるゝ身なるに、却て羽織袴の打扮にて吟味役の右側に悠然と着席せる狀、恰も判官役の如し。予は高手小手に縛められ、土間の荒莚の上に坐せしめられたり。さて對決の段に至り、奸黨等既に予が差出し置きたる上書の趣旨を探知せるを以て、巧に對決の範圍を縮少し、只僅に金錢に關する點のみを吟味せんとはしたるなり。此に於て予は更めて吟味役に打向ひ、

『方今天下の形勢其危きこと累卵の如く、其當時既に薩摩屋敷を燒き長州屋敷を毀つの椿事もある程なるに、三郎兵衞等時勢を辨へず、御幼少の若君へ御嫁取御普請と號して、五箇年前御先代御中止被遊候御普請を再興し、反對の我々父子に蟄居を命じ、土屋亮左衞門を逐ひ、忽ち表門を始め兩長屋の改築を致し、御用途金を濫費したるは金錢を無用有害に用ひたるの證なり。而して三郎兵衞等が無用の土木を專斷決行したるは、其實出入の町人共より多くの賄賂を取るの目的にして、其證據は現に諸材木屋根瓦門金具等、總て見積仕樣の半金にも價せざる粗惡の材料たるにても知るべきなり。且其尤も著しき證據は、先年御殿樣御面目に關する譯を以て、狹き二千石の小領分なるに拘らず、他領他知行所等より、金融取引の道を嚴敷差止めながら、一方には舊例を破りて御領米を江戸表へ積送るべしと殘酷なる達を出だし、其談判に就ては一箇月分の前納金五十兩は即座に上納すべしと言ひ、兼三郎命に應じて早々之を江戸表に才覺し、上納したる所の五十兩は、其時餘儀なく借入れたる粟田口御殿の高利金なりしに、之をば何等の詮議も無く三郎兵衞に於て其まま受取りたる事、自ら舊例を破りて新例を發し、又之を破りて金銀を受取りたるの證據にして、金錢を見ること糠の如し、領分の難儀御推察ありて然るべう存ず。此分にては、新規用達共より我々との關係目錄上未だ引繼も無之に付、不馴の用達共より或は二重三重に受取り居るやも知るべからず。此儀も篤と帳面御調べありたし。』

と逐一申立てたれば、流石の三郎兵衞も面色土の如く、言句つまりて遁るべからざるが如くなりしかば、吟味役も致方なく、『林、此儀は如何に。』と、横目に見て再問したりしに、三郎兵衞は恐入候との一言を殘して、早早次の間へ引取れり。

其翌日第二回の訟廷は開かれたり。此日の訟廷は外聞を憚りたるにや密樹蓊鬱晝尙暗き内庭の奥に定められたれば、今日こそ彼奴等に生血を浴びせくれんと、獄丁に牽かるゝまゝ悠然と設けの荒莚に坐せば、程もなく毒々しき吟味役疊を蹴立てゝ出來り、大喝一聲、『田中兼三郎より差出したる書面は、全體不敬なり無禮なり。』と言ひ放ちたるまゝ突然奥へ入れば、其を合圖に小役人共手に〳〵十鐵振り翳し、予が背部を目掛けて亂打す

ること數十。鮮血衣を涵せど、凛たる精神を冐す能はず。稍々ありて吟味役再び現はれ、『どうだ恐入つたか。』と問ふ。予は、『無禮な奴ッ。』と喉を劈て出づる言葉を奥齒に嚙み碎き、音聲朗かに、『否ッ。』と答へて、又々奸黨の罪を數ふ。吟味役は其言相違せりと曲辯して、再び予を亂打せしめ、理非も分かたで、其日は終に牢獄へ突き戻されぬ。」

兼三郎が入れられた六角家の牢獄と云ふは、實に三尺四方、而かも此中に穴を明けて便所が設けてある。横にもなれず、起つことも出來ない。「若し體の伸びを取らんとする時は、先づ兩手を床につき、臀を立てゝ虎の怒るが如き狀をなさゞるべからず。又た足の伸びを取らんとする時は、先づ仰向きに倒れ、足を天井に反らして恰も獅子の狂ふが如き狀を爲さゞるべからず。」と、彼は「昔話」の中に語つて居る。用意周到な彼は毒殺を恐れた。去れば同志が差入れて呉れた二本の鰹節をシャぶつて、一切食物を謝絶した。

六角家の内部にも異論が勝を得て來た。程經て第三回の訟廷開かれた時、見ると、吟味役が變つて居る。第四回の訟廷が開かれて、裁判の言渡。

「領分を騒がし、身分柄にも有るまじき容易ならざる企を起し、僭越の建白をなせしは不屆の至なるに依り、嚴重に仕置申付くべきの處、格別の御慈悲を以て、一家殘らず領分永の追放を申付くるものなり。」

在獄十ヶ月と二十日。去年の四月牢屋の中で、白河の落城を漏れ聞いた外何も知らなかつた兼三郎。九月の末に會津城も落ちて天下一統、年號も去年既に改まつて、今は明治の二年。江戸が東京と改稱されて、新日本の帝都になつて居た。時に彼二十九歳。

追放の裁判を受けた兼三郎は、細流一つを界の堀米村、こゝは井伊掃部頭の領地なので、其處のさゝやかな地藏堂を假住居に、村の子供を集めて手習師匠になつた。

然かし何時までも斯うして居る時で無い。修業立身を志して、此年の秋東京に出で、舊知織田氏の家に食客の生涯を送つて居る中、圖らずも一小官吏となつて、翌明治三年二月、三十歳、奥州江刺縣の山地へ旅立つた。こに兼三郎改名して田中正造(或は正藏)となつた。

日記

（明治三年二月――八月）

【田中三十歳、一小吏となりて奥州へ赴きたる時の手帳】

江刺縣
附屬
田中正藏

御用雜記公私日誌

一、當二月、田中正造、於東京、江刺縣より被召寄。丁度其節早川大屬樣、東京より江刺縣御歸路御道中御供仕、二月二十日朝、東京馬喰町京屋彌助方出立、同三月三日閉伊郡遠野町江刺縣へ着。四日より、同伴小林莊助なるもの病に取臥し、正造看病迄いたし、日數凡そ十五日。同十九日、同所御役所より附屬補に御申付、縣掌兼玄關番相勤。同廿二日、正藏史記局手傳ひ被仰付申、同日直樣同國鹿角郡花輪町御役所に御申付、同勤嶋文藏同道、廿二日八ッ時出立。兩人にて金六兩、月給先借仕。手形左に。

證

一、金　六　兩　也

右者私共今般管轄中鹿角郡華輪御役所に出張被御申付候に付、前書之金子慥に前借仕候處相違無御座候。仍而如件。

午三月廿二日

田中正藏
嶋文藏

出納御掛
御中

右差出奉前借、正藏金三兩請取。且駄賃帳左に。

覺

一、性　尻　馬　壹　疋

右者江刺縣附屬貳人花輪に罷越候條、於驛々得其意、無遲滯可繼立者也。

午三月廿二日

遠野町より花輪迄驛々役人

江刺縣御印

外に旅籠帳壹冊〆二通請取、兩人出仕。道中大概遠野より綾織村小久保村迄十五里、小峠上宮森村塚澤村松長根村峠達曾部宿迄十五里、同所檢斷勘兵衛方止宿。

○同廿三日、湯屋村梨子木平村、落合村に川有り、此處江刺縣盛岡藩管轄堺、水堺村栗木村大迫間村迄十五里、龜ヶ森村佐比内村赤澤村乙部村盛岡城下迄二十里、上丁泉屋宗七方止宿。今日朝取急き出立、鷄卵之代錢失念に付、大迫間宿より返り人足に爲持相送り候。添書左に、

今朝鷄卵一ッ代四十八文失念いたし候に付、人足之者へ爲持遣し候間、入帳可被致候也。

三月廿三日　　田中正造

達曾部檢斷勘兵衛に

人足德藏に渡す

盛岡町内白米壹升壹貫貳百四十八文と云ふを聞。今夜正藏久々にて入湯する。

○同廿四日、明け七ッ頃、附屬伊能早志殿金札三百兩持參追つかけ來る。增淵田中嶋三人立會請取、則請取書差出す。增淵認る、則金札同人預る。同所出立。東京に書面出す、賃八百四十八文、嶋屋佐右衛門に相渡す。盛岡より四十二里休息所なく、只一本木村と申茅舍五六軒あるなり。田頭村四十二里、又寺田宿迄十四里、寺田止宿、肝煎德治郎方止宿。捕亡高橋藏之助大里數兵衛山下傳藏右三人同伴止宿。

○同廿五日、七時、兩峠に登る。此處嶺岳白雪、風寒人之氣骨に徹す。荒谷村迄廿八里。檢斷萬治方晝食す、田山村止宿、十四里半。此邊は山間に狹り、田畑肥たる土を不見、民も亦食する者なく、蕨の根を製し食之故、農事に盡力するの暇なきを見る、嗚呼歎息之至りにあらずや。田山村手前梨子木峠、山色絶景、目を驚かす。春されとも雪不解、馬足不相立。

此邊蕨の粉壹升八百文位、しかし賣物者無之趣、民百姓三度之食事に取るのみ也。

田山村止宿、此所福岡支配。福岡迄大道十里有之趣、華輪御支配に相成度旨、百姓願書差出。假庄屋方に而封印判一形買取。

○廿六日朝、日無江村、米代川邊り山路兩岸橋あり道あり雪あり、此川あらく岩を碎き石の流るゝを見る。若衆の負レ鹽て來る者を見る。此鹽行防寺町より來るより里數大道十里半。此邊は皆華輪より米を呼び諸家賄にいたし候由。湯瀨村迄田山より大道三里半、此處入湯之風呂あり、登せ目に妙なり。

昨廿五日、田山假庄屋にて前書封印判代料失念いたし候に付、湯の瀨より歸り人足に爲持屆候、覺左に。

一、錢　二　十　四　文

右者昨夜封印判一形買取代料失念いたし候に付、幸便差送候間無相違入帳可致候也。

三月廿六日　　江刺縣

附屬

田中正藏

田山假庄屋殿に

右送り賃錢幸便二十四文都合四十八文、湯瀨村肝煎市兵衞に渡す。一の渡りの橋あり。小豆澤村川邊大里村にて傳馬を繼き、此肝煎長助と申、只今男澤貫平殿に逢。同日八つ時頃華輪役所に着、御屆仕、止宿。

○今廿七日、鹿角郡鹿繪圖を見る。先本縣出張東京詰め上下縣の官員錄、午三月廿三日寫す。

△大參事樣　村上一角樣　△少參事樣　國府五郎義胤　△少參事樣　川合平六樣
△大　屬　早川信齋　同　隨朝揆一郎　同　田口環
同　北角鏡里　權大屬　武井龜喜太　同　石井立憲
同　木村新八郎　△少　屬（人名　暑）　△權少屬（人名　暑）
△史　生（人名　暑）　△員外史生（人名　暑）　△史生助（人名　暑）
△附　屬（人名　暑）　△員外附屬　内藤鹿三郎　同　菱沼惣八
同　木村新二郎　同　蟻生九十八　同　新木榮吉
同　島文藏　同　岩片芳彌　同　飯田幸七
同　佐々幸太郎　同　小林竹二郎　同　小林庄助
同　神山多太郎　同　秋本森三　同　田中正藏

（以下暑）

今朝右寫取、追々拔差も往々可有之候。

今廿七日。正造、救助窮民取調に出る。同郡鹿角郡下深田村に行、同村組頭佐兵衞宅に參る。同與兵衞は村役人也。

一、百姓甚四郎、家内八人、馬貳疋、手業四人。　此者粟壹舛、是迄稗粉食し居ると云ふ。
一、惣吉、家内五人、馬壹疋、手業三人。　米五舛、粟壹斗、稗もなし、蕎麥の花めくそと云もの食。
一、長助、家内七人、馬貳疋、手業四人。　米四斗、粟二斗斗りあるを見る。
村家數十一軒之内三軒救助之分。
鏡田村、肝入九兵衞太。
一、百姓喜八、家内七人、手業四人。　此者米四斗、粟糠四斗、豆種斗り、味噌四半樽ある。
一、半助、家内六人、手業三人。　同米一斗ばかり、粟糠貳斗ばかり。
一、長作、家内六人、手業貳人。　同米一升、粟一斗斗り。
一、要助、家内五人、手業貳人。　同米四升斗り、粟一斗斗り、蕎麥の粕を食。
一、辰之助、家内八人、手業五人。　米六斗、粟四斗斗り。
一、松、家内四人、手業貳人。　同米四斗、粟四斗斗り。

一、鳥松、家内四人、手業貳人。　同米貳舛、粟貳舛。
一、藤、家内五人、手業三人。　同米壹升、粟三舛。
一、萬助、家内五人、手業三人。　同米四斗、粟四斗。
一、喜兵衛次、家内六人、手業三人。　米もなし、粟もなし、稗蕎麥交り食す。
一、巳之松、家内五人。　米四升五合、から粟四斗斗り。
今廿七日右取調歸宅。
○廿八日、神田村肝入勇助宅に行。
一、百姓善助、家内五人、手業貳人、馬壹疋。　米四斗、粟三升。
一、はむ、まつ親子、嫁姑貳人。　食物少もなし。此まつは手拵に出、姑はむを養、夫は七八年前死去、其後獨棲相守、老母孝貞を盡し、過日書上けに相成候趣。
一、金四、家内四人、馬壹疋、手業貳人。　米貳斗四升、稗壹石六斗、大根十五六本。
一、孫兵衛、家内五人、手業參人。　米壹斗、粟稗なし、大根に蕎麥の花を入食すと云。
一、權兵衛、家内六人、馬壹疋、手業參人。　米五六斗、粟三斗斗り、から蕎麥五升斗り。
一、喜八、家内五人、馬一疋、手業三人。　米八斗、粟三斗斗り、野菜物なし。
一、義助、家内八人、馬一疋、手業三人。　米貳升斗り、粟貳升五合斗り、稗三升斗り。

同村之儀、家數四十軒内十五軒極困窮、内八人は前取調之通り肝煎勇助外貳人にて救助いたし、殘七人に御上より救助。同村に累米貳十駄程ある趣。同村は拜借米はなし、拂米にて事濟。村役人より請書取之。正造晝喰す、代金壹朱拂。
高屋村、肝煎五兵衛。
一、百姓小平、家内三人、馬一疋、手業三人。　此者何もなし、是迄借受食す。
一、寅、家内四人、馬一疋、手業貳人。　から蕎麥貳三升、外に何もなし、是迄稗を食し、草鞋を作り賣て食すと云。
一、四郎兵衛、家内四人、馬一疋、手業貳人。　粟壹斗斗り、外に何もなし。
一、佐助、家内五人、馬一疋、手業三人。　籾八斗、稗貳石四斗、粟四斗。
一、子の、家内貳人、馬一疋、手業一人。　から稗五六升、外に何もなし。
一、清兵衛、家内八人、手業三人、馬一疋。　稗から粉五六升、外に何もなし。
一、清吉、家内五人、馬一疋、手業二人。　稗粉八升斗り、外何もなし。
一、吉、家内五人、馬一疋、手業二人。　稗粉四斗、米粉三合、粟貳斗斗り、外に何もなし。
右村より拂米請書取之夕七ッ時半頃歸縣す。
○廿九日、草木村、五ッ半頃右村に着。

一、專二郎、家内三人。　稗貳斗、稗斗り食すと云。
一、九十郎、家内三人、手業貳人。　稗四斗、粟貳斗。
一、喜八、家内五人、手業三人。　粟貳斗、稗壹斗。
一、藤兵衞、家内五人、手業貳人。　粟壹斗五升、稗八斗。
一、平藏、家内貳人、手業三人。　何もなし、粟稗斗食す。
一、酉、家内五人、手業三人。　粟壹斗、稗五升。
一、與平、家内六人、手業四人。　粟壹斗五升、稗四斗。
一、岩之助、家内六人、手業三人。　稗ぬか斗り食す。
一、市太郎、家内六人、手業三人。　粟貳斗、稗貳斗。
一、駒吉、家内三人、手業二人。　稗のぬか斗り喰。
一、長右衞門、家内六人、手業三人。　稗のぬか斗り喰すと云。
一、十吉、家内四人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、六之助、家内八人、手業四人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、長松、家内四人、手業三人。　粟五升、稗四斗。
一、三平、家内四人、手業四人。　粟五升、稗壹斗。

一、半助、家内五人、手業三人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、萬藏、家内四人、手業二人。　粟貳斗、稗四斗。
一、專吾、家内貳人、手業壹人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、平八、家内五人、手業三人。　粟貳斗、稗六斗。
一、長兵衞、家内六人、手業四人。　粟貳斗、稗六斗。
一、菊、家内三人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、嘉平、家内三人、手業一人。　粟三升、稗のぬか斗り食すと云。
一、彌平、家内六人、手業四人。　粟壹斗、稗貳斗。
一、與吉、家内六人、手業三人。　粟七升、稗四斗。
一、菊、家内五人、手業三人。　粟三升、稗壹斗。
一、三右衞門、家内五人、手業貳人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、丑之助、家内五人、手業四人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、與右衞門、　何もなし。
一、長十郎、家内十人、手業五人。　稗のぬか斗り食すと云。
一、三助、家内五人、手業四人。　粟三升、稗壹斗。

一、仁平、家内五人、手業四人。　稗貳斗。
一、宇之松、家内五人、手業三人。　稗壹斗五升。
一、倉、家内四人。　稗壹斗五升。
一、孫七、家内六人、手業四人。　稗のぬか、粟のぬか斗り食すと云。
一、熊之助、家内五人、手業三人。　ぬか斗り食すと云。
一、定吉、家内五人、手業三人。　粟壹斗、稗四斗。
一、米藏、家内五人、手業四人。　粟貳斗、稗四斗。
一、常助、家内六人、手業三人。　粟貳斗斗り。
一、まの、家内五人、手業三人。
一、多助、家内三人。　稗一斗。
一、惣右衞門、家内六人、手業四人。　稗四斗。
一、千之丞、家内八人、手業五人。　稗貳斗。
一、作之丞、家内七人、手業三人。　稗八斗、粟四斗。
一、市藏、家内六人、手業貳人。　蕎麥の花、粟のぬか食すと云。
一、權太、家内三人、手業貳人。　蕎麥のぬか、稗のから食すと云。

一、與惣右衞門、家内六人、手業四人。　蕎麥のメクソと云者食すと云、稗四斗ある。
一、孫太、家内五人、手業四人。　稗ぬか、粟ぬか斗り。
一、三吉、家内五人、手業貳人。　から稗壹石六斗、粟はなし。此儀正造如何敷、後釜改めいたし候處、稗のからのまゝ煮て鹽を入れ粥にしてあるを見、是を以て前を見歎息に不堪、泣涕いたし候。
一、三之丞、家内五人、手業貳人。　稗四斗、粟貳斗、右同斷歎ヶ敷、悲歎々々。
一、喜平、家内三人、手業貳人。　何もなし。
一、萬九、家内五人、手業二人。　何もなし。
一、丑之助、家内四人、手業貳人。　何もなし。
一、甚太郎、家内七人、手業三人。　何もなし。
一、多作、家内六人、手業二人。　何もなし。
一、戊、家内四人、手業貳人。　何もなし。
一、長作、家内六人、手業二人。　何もなし。
一、作右衞門、家内六人、手業三人。　何もなし。
一、藤兵衞、家内四人、手業貳人。　何もなし。
一、甚之助、家内六人、手業三人。　何もなし。

思ひ出の歌に

此民のあはれを見れば、東路の我古郷のおもひ出にける。

右草木村は土地甚悪く、黒の土と相見ゆ。正造日暮て出る、花輪役所迄大道二里半、田圃道あり、甚だし、案内の者道を迷、九ッ半頃小平に來る。こゝにて案内を替え、柴内村へ來る、こゝにて夜食す。案内あり花輪へ歸縣す、夜八ッ半、甚だくたびれたり。此夜暗夜大に雨降、依て古郷の事を思ふ。

廿九日、柴内村、庄屋勇之助。

一、嘉之、家内四人、手業一人。　米五升。
一、新八、家内六人、手業三人。　米五升、粟三升、稗壹斗。
一、彦八、家内五人、手業四人。　米壹斗、粟三升、稗壹斗。
一、左六、　米五升、粟四升、稗壹斗。
一、三助、家内三人、手業貳人。　米三升、稗五升。
一、長太、家内六人、手業四人。　米壹斗、粟五升、稗壹斗。
一、三十郎、家内五人、手業三人。　米貳升、粟壹斗、稗五升。
一、金次、家内三人、手業壹人。　米三升、稗三升。
一、甚九郎、家内五人、手業貳人。　米壹斗、粟五升、稗三斗。
一、重兵衛、家内五人、手業三人。　米一斗、粟五斗、稗貳斗。
一、喜太郎、家内四人、手業貳人。　米七升、粟五升。
一、長の、家内三人、手業貳人。　米壹斗、粟五升。
一、子之、家内貳人。　米壹斗、粟五升、稗貳斗。
一、清九郎、家内四人、手業貳人。　米三升。
一、市藏、家内七人、手業四人。　米壹斗、粟五升、稗貳斗。
一、藤七、家内六人、手業三人。　米貳斗、粟五升、稗貳斗。
一、清右衛門、家内四人、手業三人。　粟五升。
乳手村、一、萬兵衛、家内五人、手業貳人。　稗壹斗、米三升。
一、甚作、家内五人、手業四人、内壹人松前に手間取。
一、與助、家内三人、手業一人。　何もなし。
一、六、家内三人、手業貳人。　稗壹斗、米三升。
一、利助、家内五人、手業貳人。　稗壹斗、米三升、粟六升。
高市村、一、和助、家内四人。　米貳升、稗五升。
一、仁八、家内四人。　米壹斗、粟三升、稗貳斗。

一、理助、家内五人、手業三人。　米貳升、粟五升。
一、多助、家内五人、手業貳人。　米貳斗、稗三斗七升、粟三升。
一、金治、家内五人、手業三人。　米貳升、粟貳升、稗五升。
一、倉、家内五人、手業三人。　米三升、稗七升。
一、寅、家内八人、手業五人。　米七升、稗三斗八升。
一、久作、家内四人、手業貳人。　米貳升、稗五斗。
一、喜平、家内五人、手業貳人。　米貳升、稗五升。
一、三太、家内四人、手業貳人。　米三升、稗壹斗五升。
一、芳藏、家内七人、手業四人。　米五升、稗貳斗。
一、寅之丞、家内貳人、手業一人。　何もなし、是迄網笠渡世。
一、仁左、家内五人、手業四人。　米三升、稗壹斗。
一、吉之助、家内貳人。何もなし、是迄網笠渡世。
長野村、一、嘉之、家内三人、手業貳人。　米三升、粟七升。
一、藤太、家内三人、手業一人。　粟五升、米貳升。
一、春松、家内五人、手業三人。　何もなし、是迄炭燒渡世。

一、長治郎、家内五人、手業四人。　何もなし、是迄炭燒渡世。
柴内村、一、藏右衞門、家内五人、手業貳人。　米貳升、粟五升。
一、伊助、家内四人、手業貳人。　米壹升、粟壹升。
一、左兵衞、家内三人、手業貳人。　米貳升。
一、源治、家内五人、手業貳人。　米貳升。
一、多利、家内四人、手業貳人。　米五升。
一、專助、家内五人、手業貳人。　稗貳斗。
一、仁七、家内貳人、手業一人。　稗貳斗、粟一斗、米九升。
一、芳松、家内貳人、手業一人。　籾貳斗、粟壹斗。
一、三次郎、家内四人、手業貳人。　粟壹斗。
一、仁四、家内三人。　米貳升、稗壹斗。
一、勘四、家内三人。　何もなし、是迄竹切りに出る。
向畑村、一、九助、家内五人、手業一人。　稗壹斗貳升、粟貳升。
一、榮助、家内三人、手業貳人。　米三升、稗七升。
右者極窮之者共に御座候間、御救被召置拜借米被仰付被成下置度奉願上候、以上。

年號月日　何村某印

江刺縣花輪御出張民政御掛御役人中樣

○今卅日、柴内村毛馬内村兩村之儀、其村庄屋勇之介倉助兩人にて、一ヶ月分一日一合之積りを以救助いたし度旨、勿論村内重立百姓組頭一統申合之上の決定。併し柴内村は勇之助一人にても一ヶ月扶助との事。依之申諭の甲斐もあり、請書取之。

○今四月朔日。仕出、雛形左に、

合　金　何　兩　　誰　改　印

内　金　何　兩　　御　手　當

是者壹人に付一日二朱宛、何月何日何所出立、何御用にて何所出張、歸縣迄日數何日分内、

金　何　程　　御　賄　料

是者一日壹人金三朱宛右同斷

右者何郡何處何御用に而出張中仕出し之表如是候也。

月　日　　誰　印

出納掛中

右者何月何日請取申候以上。

○二日。三月廿六日より七日の間、十五賄三貫七百拾九文相渡す。

仕出御手當御賄料御請之事

仕　出

合　金　貳　分　也　　木本史生改印

内　金　壹　分　也　　御　手　當

但し日歸に付一日金壹錢宛

内　金　壹　分　也　　御　賄　料

但し晝飯四個分

是は鹿角郡之内、鏡田村下深田村神田村高屋村下川原村草木村柴内村、右七箇村窮民取調御用被仰付、取調中日數四日分仕出し之表如是候也。

田　中　正　藏　印

四月二日。木本史生樣に篤内覽之上御上に出す。結構との御意、御同人より正造に承知、正造より毛馬内村庄藏倉助に申聞る事。

○四月三日。寸陰官附屬内藤調一に政務に携呉候樣被御申付、正造立合申付候事。
石川權大屬木本史生増淵市藏田中正藏嶋文藏右四人立合。

寸陰官
附屬
内藤調一

其方儀以御雇本縣花輪出張所民政掛補申付候事右請書取之

右請書

三日、毛馬内村和田守衛弟安人、金札贋製之義に付右守衛兄取調候。左に請書取之。

和田守衛

乍恐以書付御請奉申上候

右者私弟安人儀金札贋製仕候趣御聞込相成、御召捕にも相成之處、同人儀出奔仕。然る處同人荷物私方に預置候品も有之候段、過日御手入之上奉請御改、且蒙御尋、重々奉恐入候。依而明四日より日數七日之間、當人行衛急度相尋出し可申出。預り置候品々銘細取調、是又明四日四ッ迄に無相違差出可申候旨、嚴重被御申付、恐入承知奉畏候。依之御請奉申上候、以上。

明治三年午四月

和田守衛

江刺縣出張花輪御役所民政御掛御中樣

○四月四日。風。明日本縣に歸縣のもの有之、且囚人共差立、今晩送別酒肴ある。連座のもの七人也。
○四月五日。晴。囚人差立る、八字出立いたす。十一時日記請取。
○四月六日。晴。六字起、八字出席。柴内村庄屋勇之助毛馬内村倉助に、窮民救助之廉申渡候事。
今日計の寸を見る厘尺と云ふを聞く。
○四月七日。九字起る、甚た朝寢したり。昨夜、木本史生と雜談、十字に至る。
今朝九字、權大屬より命達ある、等別左に。

木本史生、民政掛り兼主記
増淵一藏、出納掛兼商法掛
嶋　文藏、主記兼民政掛補
田中正造、聽訟掛兼山林掛

右四人今朝被命候。

○四月八日。六字起る。八字出席。同字、木本史生樣より聽訟總て書類御渡に相成候。

毛馬内通大湯村

同八字、呼出之事。
○四月九日。六字起る。八時出席。

定助

同四字、石川權大屬田中正藏出席、一通り取調候事。

毛馬内通大湯村庄二郎病氣に付子供代林治

同呼出に付、忠太召連出る。

毛馬内檢斷忠太郎

定助一件

石川權大屬、田中正造出席、落着之事。

小枝指村圓藏

伐木一件、柴内村勇之助に尋ぬる。

小平村米吉

伐木一件書類、柴内村勇之助より差出す。
木本史生、田中正造出席、柴内村勇之助に御救助之一事申談候事。
○四月十日。六字起る、七字出席。毛馬内通中野村三之助澤尻村小太郎證書取りに一先歸村仕候申出、則申付候事。

作十郎一件

相手庄二郎に返答書申付る、今十日扱人立入候趣に而、日延願出、則猶豫申付候事。
○四月十一日。八字出席。山林之事、鶴ヶ澤杉十萬本植立之處、五ヶ村難澁申付候事。
農事道橋板頂戴願貞作より申出る、則申付候事、三ッ矢澤風折木案内狀來る。
十字、柴内村へ出役之事。毛馬内通二十箇村窮民御救助之義、村々にて重立百姓助合有之候樣申諭行屆、右村窮民人口〆千八百人、壹人に付一日一合づゝの手宛申付候事。同村庄屋勇之助方に一泊、請書二通取之。
○四月十二日。六字起、八字歸縣。右始末相屆候處、殆大功之趣御賞言御座候事。當日風邪屆之上取臥申候、龍作と申醫師に掛。
下役吉田貞作より、梅干の酒煮壹皿見舞貰ひ候。
○四月十三日。不起。

○四月十四日。不起。

○四月十五日。出席之事。花輪町親市郎治、子與市郎、半毛被掠取候一件願之事。木本史生、田中正造立會、一通相尋候事。

作十郎庄次郎一件　與一郎

田地一件落着、木本出席、落着之事。

作子一件、願書巨細二通落手之事。

○四月十六日。夜八字、目明辰五郎竝忠吉召捕。木本增淵出席、一通取調檢斷に預ける。

○四月十七日。平七呼出し、八字、木本田中出席取調。自訴之廉も有之に付、吟味中手鎖庄屋に預け申付、辰五郎本繩手鎖にて宿預けにいたし候事。

大湯村三之助一件、趣意書壹通落手之事。

○四月十八日。八字出席。辰五郎一件に付、善太郎源吾斧助三彌寅之助和太郎召出し取調候處、右辰五郎に貸金いたし候覺無之趣に候事。

○四月十九日。出席。山林下調、喜與志小坂へ出張申付候事。

四字。大湯村中野村三之助一件落着、境界相定り、各持地分配相定候事。但し聽訟日誌詳なり。

同字、久保田藩囚人專太郎召連來る。右者先般應答有之囚人に有之、引渡受取候節種々應接有之、專太郎受取繩掛替。熊之助儀に付、右藩山田傳藏伊藤平左衞門差控させ候事。但し手札二枚相渡候事。右專太郎、檢斷惣五郎に預け、書類差出候事。

大里村孫十郎庄屋長助召出し一通呼出調候事、但し聽訟日誌に詳なり。　中野町市郎治子願主　與市郎一件

辰五郎愚父善司、毛馬内町檢斷忠太郎に書狀探索捕亡のものより差出す。

木本史生、田中附屬立會。久保田藩山田傳藏、伊藤平左衞門。　毛馬内熊之助

右四人出席取調、尋書取候事。

右兩人より立會候廉、竝歸縣の上は無等閑其筋吟味之上御沙汰に可及筈、證書取候事。

○四月廿一日。六字、久保田藩に の返報書相渡、則出立候事。

中野村一件

先般落着、兼而差出置候書類下渡候事。但し請取書差出候事。　花輪町專助

過る十八日之夜、賊忍込衣類を取候屆の事。

訴訟方文治

松山村田地一件

右木本史生、田中附屬出席、目安取調候事。

與一郎

右は昨廿日願書御下渡に付、詫書差出候事。

同人

右示談申付、且請書差出候事。

八字、江刺縣假規則を見る。

○四月廿二日。

中町與市郎、大里村孫十郎一件

昨二十一日示談申付候與市郎、勝手に濟口書。一昨廿日之夜市兵衛と申者内探索被申付候趣に而、被引合候得共詳なるを不知。

昨廿一日、治助と申者外一人兩人捕亡下役被仰付候節、被立合候得共、詳なるを不知。

右三人之者評判不宜段、廿二日之八字、之を聞く。凡そ人を擢くは安く、しりぞくる事かたし、朝に命し夕べに免するも、人撰の麁略より事起るか。辰五郎の如き出來するも、畢竟目鏡の不屆故かと奉存候事。

四月廿二日、云々聽訟日誌留るに不暇れば非常之外略之。

○四月廿三日。庄兵衛一件相手方惣屋共十三人召出し、木本史生田中正造立合、一通り取調、答書爲差出候事。

○四月廿四日。兼而寸陰館舍長内藤調一同道自訴いたし候段、聞屆一通取調候事。

○四月廿五日。今朝石川權大屬。三ノ戸通にて遠野の先觸差出行旅仕度相調候處、遠野より木村權大屬當局出頭先着之先觸到來に付、發駕見合に相成候事。

○四月廿六日。四月廿七日。

○四月廿八日。囚人辰五郎脫繩いたし、親善六召捕、附り手配之事。

仕出

合金貳兩壹分三朱と錢壹貫文　此永百文

内

金壹兩二分と錢壹貫文　御賄料

是者四月八日二戸郡福岡出張出立、同十日歸縣、日數三日、一日永三百文つゝ上下貳人分。

金三分三朱　御手當

右同斷に付、一日金一分一朱宛。

右者四月八日、二戸郡福岡出張所出立歸縣に付、仕出之表如斯候也。

午四月　木村權大屬

日記

出納御掛中

廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、田中富藏殿へ書狀、石川に附す事。

○五月朔日。今日聞見、陸奥洪大なる扶持積り一日九合づゝ、萬事此例にならう。

○五月二日。午。馬切拂の禮を見る。當歲より三十歲までを見る。此例關東にては希なり。

○五月三日。山林調上けを木村權大屬に見する。

五月三日の夜、直藏殺されたるを夢みる事。

○五月四日。五月五日。端午之御賀禮服出頭之事。

同日。吉田權太郎方に行、酒。權大屬史生外附屬一同饗應受る、八ッ頃歸局す、目出度存候事。

○五月九日。

演舌控

御支配所鹿角郡白根邊より米代川の水を引き、弊藩支配所秋田郡比内通開墾致候得者、農民莫大之利益に有之、尤川岸山根續にて御支配所古田に曾而差障之儀無之候。殊更府藩縣一途萬民御撫育之御時節、管轄所御近隣に有之候得者、御互別て農商融通之道を相開、貴縣の無用を以て弊藩之有用に仕度、藩より被申付、爰元迄罷出願上候間、都合次第御屆け申上、岩堀土地へ取掛り之儀、只今より御承諾被成下度奉存候事。

午七月廿七日　　久保田藩　谷田部三吉

江刺縣御出張へ

御高札之寫

定

一、人たるもの五倫の道を正しくすべき事。

一、鰥寡孤獨癈疾のものを憫むべき事。

一、人を殺し家を燒き財を盜む等の惡業あるまじく事。

慶應四年三月　　太政官

定

何事によらずよろしからざる事に大勢申合候を、ととうととなへ、ととうしてしいてねかひ事くわたつるを、ごうそといひ、あるひは申合居町居村をたちのき候を、てうさんと申す、堅く御法度たり。若右類之儀これあらば、早々其筋之役所に申出べし、御ほうび下さるべく事。

慶應四年三月　　太政官

一、切支丹宗門之儀は是迄御制禁之通固く可相守候事。
一、邪宗門之儀は固く禁止之事。

慶應四年三月

覺

今般王政御一新に付、朝廷之御條理を追ひ外國御交際之儀被仰出、諸事於朝廷直ちに御取扱被爲成、萬國之公法を以條約御履行被爲在候に付而者、全國之人民、叡旨を奉戴し、心得違無之樣被仰付候。自今以後猥りに外國人を殺害し、或者不心得之所業等致候者は、朝命に悖り御國難を釀成候而已ならず、一旦御交際被仰出候各國に對し、皇國之御威信も不相立次第、甚以不屆至極之儀に付、其罪之輕重に隨ひ、士列のものと雖も削士籍至當之典刑に被處候條、銘々奉朝命猥に暴行之所業無之樣被仰出候事。

太政官

三月

覺

王政御一新に付而者、速に天下御平定、萬民安堵に至り、諸民其所を得候樣、御煩慮被爲在候に付、此折柄天下浮浪之者有之候樣に而者不相濟候。自然今日の形勢を窺ひ、猥に士民共本國を脫走致候儀堅く被差留候。萬一脫國之者有之不埒之所業致候節は、主宰之者落度たるべく候。尤此御時節に付、無上下、皇國之御爲又は主家之爲筋等存込建言致候者は、言路を開き公正之心を以其趣旨を盡させ、依願太政官へも可申出被仰出候事。

太政官

但今後總て士奉公人は不及申、農商奉公人に至る迄、相抱候節は、出處篤と相糾し可申、自然脫走之者相抱に不埒出來御危害に立至り候節者、其主人の落度たるべく候事。

三月

太政官

右五ヶ條、方今山村之小兒もしる處、乍去官員之人々恐くは守らざることを思ひ記銘。

鹿角郡は永錢無之砂何分何厘何毛と唱へ、砂五毛金壹兩の割合、餘準之。遠野邊にては砂七毛金壹兩也、永錢なし。

一、田形壹反歩三百坪也。
但百束苅也、壹束六抱、壹人役と云ふは五十束苅也。
一、畑壹反歩九百坪、但四百五十坪を壹ツ役と云。

△花輪通高屋村與六母かね九十二歳　△神田村藤兵衞母ゆき九十三歳　△小豆澤村庄七母きわ九十歳　△川部村六助母ふみ九十四歳　△川部村重右衞門母九十歳　△夏井村權之丈母ちる八十八歳　△同村彌惣母かめ九十四歳　△毛馬内町七郎兵衞母いつ八十八歳　△毛馬内通澤尻村重藏母よし九十六歳　△長澤村休六母はま九十二歳　△小坂村喜左衞門八十八歳　△雉村六兵衞祖母とめ八十八歳　△大欠村仁平母はつ九十三歳

○五月十日。五月十一日。休暇に付鎭守稻荷に參詣之事。
○五月十二日。五月十三日。五月十四日。
○五月十五日。東本願寺松前に行趣、實不詳。
○五月十六日。木村權大屬史生附屬のもの管内尾去澤銅山熟覽。四戸權小祐山口小令史村井小令史、執成馳走ある。山中案内見分、赤澤の式の口に入、大切の貳の口見、此二、間數六百間程ある。
○五月十六日。五月十七日。五月十八日。夜烈風。
○五月十九日。朝見舞出る。
○五月廿日。五月廿一日。五月廿二日。五月廿三日。
○五月廿四日。尾去澤銅山鑛司四戸權少祐山口少令史村井少令史右三人、當役所木村權大屬外史生附屬のもの被相招、米白川木場と申處に行、此處引網を以鱒を取、酒蕎麥出る。
○五月廿五日。小山參事樣の御荷物御才料佐藤良平着候。
○五月廿六日。五月廿七日。小山參事樣菊地史生田中使步着。
○五月廿八日。小山參事樣菊地史生冠服着用出頭之事。
○五月廿九日。田中正造病氣にて引籠候事。
○五月卅日。田中正造全快出頭之事。明細短冊差出候事。
此夜、海上浪の上鶴飛で行くを夢みる、善惡不知々々。
夢中歌に、「浪なつるならねば、常には見へぬ底の靑がひ。」

草葬

日光縣支配所安蘇郡小中村
元六角越前守知行所
月給八兩宛　本國　生國　共下野
割元在役父富造惣領
當時陸中國江刺縣附屬
田中正造源正齊

私儀、明治三午年二月、江刺縣へ被召出、同三月江刺縣附屬。國府元大參事被申渡候

○六月朔日。監督司より御救助米秋田領買入米、福岡より受取人來る。三百石之内五百五十俵貫目相改、梶川榮八に相渡す。
右梶川榮八由緒を聞く。其先梶川與惣兵衞、其子梶川次郎左衞門奥州三戸綿谷村に罷下り住居。此時同道森岡坂牛庫之丞、增上寺白鳥大和尙、田沼家一件に付有故流罪之趣、此所不詳と云とも同道の由。梶川系圖は備前

長船の短刀書物有之見之。與惣兵衛は淺野家の臣に切害せらるると云。

○六月三日。本縣出納より詞書を見る。

御布告

戸籍編製例目

戸籍編製は、治國の要務黎民卒育の根柢にて、人民戸口の總計明瞭に無之ては、教育の御德澤難被爲行居、實に民政の礎也。因て今般皇親を除くの外、普く天下の人員戸籍編製被爲在候條、御趣意體認し、別冊例目及雛形に從ひ、各管内を詳密取調、午三月限戸籍冊民部省に可差出事。

太政官

巳十二月

一、戸籍の編製は、人民の系譜を明にし、普天下の人員總計を瞭然たらしめ、無籍無産の族他の良民を妨害するの事無之ための設なれば、左の例目に依て簡易明暢取行べし。尤も各地方官實際從事の間、拘留束縛人民の自由を妨くるの處置あるべからず。

一、凡戸籍は、貴賤の差異と官位の有無とを論せず、普天下人民體裁一にし、家長を以戸主とし、同居の諸親厄介戸内の者年齢、癈疾の有無共、雛形の通明細に記入すべし。

一、皇親を除くの外、天下人員總地方官の貫屬たり。故に管内在住の者、其分に從て悉く皆其地の籍に編入すべし。

一、凡人の隷侍奴婢、是迄原籍なく其主家の籍に混居したる輩は、都て此令に從、其居附く地にて一戸新籍立べし。勿論向後皇親華族其外共、譜代家來は無之筈なれば、其召使處の隷侍奴婢は一切假人別とし、雇入の者と心得べし。

一、戸籍を編製するに、華族士族平民族三等を立、華族の籍は當身より直に其地方官に出すべし。

一、士族の籍は其支配役場、平民籍は其村町莊屋年寄にて取調、序を追て差出すべし。

一、神職僧尼其外右三等外の者、概して其所又は近傍村町に附屬せしめ、莊屋年寄の支配とすべし。管轄の地方官にて取扱ふも妨なし。

但穢多非人の徒は、都て其外又は近傍の村町に附屬せしめ、其莊屋年寄の支配とし、本村町戸籍の末に同體にして編入すべし。（以下省略）

右戸籍編製の例目たり、永世此法則以締括し、地方官に於て別て詳密に取扱ふべし。尤向後因襲の間疎漏の弊無之樣可致事。

民部省

巳十二月

○六月十一日。初て胡瓜を食す。此胡瓜代一本に付六百文づゝ。

○六月十二日。花輪毛馬内兩通、田方植付終候屆出る。

○六月十三日、花輪通新發開墾山崩川欠不仕付立返り共見分として、木村權大屬田中正造兩人出役。十四日、十五日歸縣す。

○六月十六日、江刺縣遠野役所に、山田權知事殿着駕之趣承知之事。

○六月十七日、六月十八日。

花輪通毛馬内通養老之典書取相認候事。

右花輪通にて七人、毛馬内通にて八十八才以上都合十三人分認候事。

此内九十六才のもの二人、九十四才二人、九十三才二人、九十一才三人有之候事。其文に曰、

陸中國鹿角郡何村

誰父か母か男女か

當午八十八才以上

玄米貳人扶持

王政御興隆之折柄養老の典を被爲擧、前顯之通下賜者也。

明治三年庚午六月

江刺縣花輪御役所

此日小山少參事殿御差拔刀壹振價金十五兩にて御引受申候事。

○六月十九日、右小山少參事殿刀代金拾五両、田中宗平を以て相渡候事。

○六月廿日、御同人花輪通村々巡村に出る。

六月廿日の夜、妹麟女不計家出の夢を見る、子細は親兄之事に付。

○六月廿一日休暇。

○六月廿二日、小山少參事殿花輪通巡村相濟歸局。廿三日、尾去村銅山御出向。廿七日、毛馬内通御巡見、正造附添、七月朔日歸局、途中實印を失ふ、此段屆候事。

口上の覺

私儀

今般御用廻村神田村より歸縣の砌、腰附之巾着の紐切れ、所持之實印相失申候、此段御屆奉申上候以上。

午七月三日

附屬

田中正造

御分局御役所

○七月二日、三日、四日、五日、六日、巡察方被仰付候事。御用狀留二冊、布告達章留壹冊、先觸留一冊、呼狀留壹冊、村町役請印帳、日誌、御用狀判取帳貳冊、請取候也。

炭　竈　運　上

一、竈一ッ壹貫貳百文、但シ壹ケ年。
一、此チン百貫、燒上左ニ、
一、米三升、
一、味噌百貳十匁、
一、錢壹貫五百文、
一、凡四貫八百文位。

○七月三日、四日、五日、六日、七日、當日禮あり、木村權大屬本縣へ行。
○七月八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、此頃尤繁用。十七日、十九日、廿日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日。
○七月廿六日、當日小山少參事殿、本國舊石相續家督被仰付候事。
右に付御酒被下候事。
○七月廿七日、同廿八日、當日小山少參事事殿福岡へ行事。
○七月廿九日、卅日。
○八月朔日、田中正造、菊地史生に屆寸陰館に行く。同所止宿と相成、尤日勤之事。

○八月二日、三日、四日、石川權大屬歸局之事。
○八月五日、六日、田中正造石川に止宿。同日木村權大屬遠野より歸局、此夜見舞不行。
○八月七日、此夜正造、木本准史生方止宿。
○八月八日、木村權大屬、毛馬内町に鑛山應援糶馬に兼行。今日正造、聽訟掛に成る。
紛失之實印再刻之屆左に、

改印御屆

印鑑㊞㊞

當七月朔日御用廻村先において、所持之實印相失候に付其段御屆奉申上置候儀に而、今般彫刻仕候に付、印鑑之通當御屆奉申上候以上。

午八月九日　　田中正造

私儀

奥州花輪より故郷への書翰

（明治三年九月）

（前文破損）

御書翰も御差出御座候哉、御一封も相屆き不申。尤四月以來石巻民部出張所支配と相成候に付、東京より便宜無之に付、御○に書面差出候も無詮儀に付、御差出被成間敷候。只々深く被察候は織田龍三郎先生之事、其頃御病身、方今如何被爲遊候哉。將又妹麟抔は如何御座候哉。茂木下多田井戸之内抔は如何御座候哉。新宅千代司殿藤吉殿如何御座候哉。堀之内直造殿御家内御一統如何御座候哉。彦左衞門殿聟見付かり候哉如何御座候哉。慶藏殿萬吉殿如何御座候哉。庄藏殿渡世向如何御座候哉。庄左衞門困窮は如何御座候哉。彌兵衞殿悴安太郎勝負事相止候哉。文左衞門悴傳二郎辛防如何御座候哉、御同樣被案候。正造も火にも水にも入り不申、歸國之砌は達者之面色にて入御覽度候間、食物衣服等も氣を付居候得者、御心配被下間敷樣、皆々樣によろしく被仰上度奉願上候得共、私より思ひ上け候十倍御心配可被爲遊、定而遠地に相隔り居候間、もしや病氣之節抔は如何いたし候哉の御心配可有之候得共、何時病氣相煩候共、國元に通し駕籠にて歸村入用位は差支も無之候間、御安心被爲遊度。尤病氣中は一百日之内は御給金被下置候御規則に御座候。萬に一病死之節は、二ヶ月分の給金を以本國に送り屆

候定則に候間、是又御心配被下間敷候。格別御心痛被遊候は御老年之御身に障不宜候間、隨分酒抔も欝散に御用ひ被下度、是こそ强而奉願上候。乍去强く被召上候も不宜。御母樣御事酒も不召上候間、何樣御繰合入湯之御心掛可然、其入用位は必歸村之節持參仕候間、御遣拂可被遊候。兎に角御養生は專一に御座候。將又宮下の藤助老人茂市郎殿源左衞門殿長次郎殿兄弟淺右衞門殿抔は如何御座候哉。兼而石井郡三郎殿御兄弟龜田御父子は如何御座候哉。何樣宜敷被仰上度奉願上候。將又當國之事共荒々申上候。當時江刺縣管轄高拾五萬石餘、閉伊郡遠野町を本縣と相定、鹿角郡花輪町を分局となし、右分局は鹿角郡二戸郡九戸郡三郡凡四萬五千石餘の事を取扱、其外宮古今泉岩谷堂此三ヶ所出張所といたし、宮古は宮古通、今泉は氣仙郡、岩谷堂は和賀江刺の二郡を取扱也、各部郡村の取扱則郡村之規則に寄る。此外山田大槌釜石黑澤尻の四ヶ所に出張あり、管轄内凡六拾里餘有之、此租稅關東の如く檢地等も有之候はゞ、壹萬石より壹萬石出るの見込。

一、聽訟は五十敲以下の犯罪鞫糺の事。深く事實を正し寃枉無之樣裁判致度、正造相預居候得共、其民愚にして人情に暗く、言語不通、如何之ともせん方なし。右一月毎に必す本縣に達す、若し決し難は本縣之決を取る。

一、開墾も正造の預る處。堀割分水土地進退差支故障有無願人情實を見る。取斗方准前。

一、山田權知事殿、元肥後熊本藩の人、尤尊王家、其徒皆同し。

一、村上大參事、小山少參事、元下野黑羽藩の人、尊王家、其徒皆同し。

一、早川大屬殿は本縣にあり。右小山少參事殿は花輪分局の局長たり。正造は當時同居、勿論菊地史生木村權大

屬等皆同居、別に竈土相立候而は無益有之に付如斯。

此分局は遠野本縣を去る三十六里北方にして、尤雪國、當年は雪見の積に御座候。此地酒肉多く、其外菓物多く、山村の百姓は多く稗を食す、濁酒を呑む、人命長し。縱令分局之四萬五千石之内、七十歳已上二千三百人、八十歳已上千百三十人、八十八歳六百三人、九十歳已上六十三人、百歳已上十一人程有之、其力ある農民は三斗五升入八俵位背負候もの有之、馬疲るれば自分之を負ひ驛所に來るを見る。將馬喰渡世の者、關東は益高値に相成可申。其子細は、是迄駒を生候得ば馬帳に入、二歳已上に而御拂に相成、代金は御上に引上候南部の國風に候に付、だ馬を尊て駒を不嬉候處、今般御一新に付、二歳駒御賣拂之節賣上げ半金駒持主に被下置候新規に付、名馬を持候者右半金を見込、高値段に買落し持馬にいたし候より、當年は糶駒一切馬喰の手に不渡。大體持主共に而買取候。依之關東に參り候馬少く且高値候間、各所持之馬大切に可被成、一寸申上候。

田地に石盛なし、反畝歩なし、庄屋に水帳なし、只其開墾の節拵候自分繪圖あるのみなり。凡幾人苅。幾束苅杯と名付置候故、取箇の法二公八民にも有之哉、判然不仕。乍去小物成浮役之類は關東より甚だしく取來り候よし。田壹反三百坪に有之、畑は壹反九百坪。尤畑は豆壹毛を取のみ、田は稻壹毛を取るのみ。

右等之むだ言申上候は恐入候得共、乍序得御意候。正造明年春暖に相成、一先一寸歸郵可仕心組に御座候間、左樣思召可被下候。前條之云々名前之方々にはよろしく被仰進度奉願上候。

乍末龜田石井織田先生に、別紙可差出之處、前書之長文言銘々認るに暇あらず略之候、折角宜敷被仰上度、奉魂願候。恐惶謹言。

九月十八日

御兩親樣

御親類樣

御中

田中正造

奇禍

此の兩親宛の手紙で見ると、彼は明年の春には、一度故郷へ歸省したい希望で居たらしい。然るに意外の災厄が、彼の頭上に降り掛かつた。

彼には壯年時代からリウマチスの痼疾があつた。雪深き奥州山中の寒氣で、手足の苦痛を覺えたので、彼は歳末年始官廳の休暇を幸に、小豆澤と云ふ山奥の溫泉へ湯治に行つた。明くれば明治四年、彼三十一歳、正月の八日に花輪の住居へ歸つて來ると、其の翌夜、直ぐ近所に居る同僚木村新八郎と云ふが賊の爲に斬られたと云ふ急報に、彼は目を覺ますや否や、枕頭の一刀を腰にして驅けつけた(當時尙ほ帶刀)。木村はかすかに呼吸が通つて居たが間も無く絶命した。賊の搜索は偏く行はれたが、一向に手掛りが無い。すると其の四月、彼は木村殺害の嫌疑者として捕縛、入牢の身となつた。

花輪の支廳で糺問の上、足械を打たれ、牢籠に封じられ、五十里四日の山路、嚴重な警護の下に江刺本廳へ送られた。途中八里の山中白雲常に去らず、一日七たび時雨降るといふので七時雨の峠と呼ばれる難所がある。感慨無量、

うしろ手を負はせられつゝ、七時雨、しぐれの涙、掩ふ袖もなし。

江刺本廳の牢獄に入れられてから出獄迄の經過は、彼が自筆の稿本が在る。卽ち左の如し。

、「さて昨日出廷を請求せしが、片時も早く呼出だされたしとおもひしに、午前十時頃ガラ〳〵と鍵の音はいたしぬ。獄丁、『田中呼出しです。』而して訟廷に出づ。予は夢の中に見し脇差の身の講釋を細かにして、『刀の嫌疑は晴れました。』と自分にて極めたり。聽訟も小首傾けて耻づるの色見えたり。予は再び口を開き、『彈正臺は今尙隣縣山形にあり、今一たび此審問を受けたし。何卒して片時も早く御計ひ下だされたし。』と願ひたるに、聽訟は何思ひけん、忽ち赫と怒り、せき込み、直ちに拷問にかけたり。疑の點を糺すにはあらで、無法にも拷問の器械をば用ゐたり。其は算盤責めと云ふ木を以て製し、仰ほに齒を竝べたる上に、膝をまくりて坐せしめ、其膝の上に重量五貫目の角石を先づ三ツ積みのせ、側らより獄吏手を以て之を搖り動かす。脛はミリ〳〵破る如く、予は大喝、『何故此拷尋の必要ある。』と。而て石は取り除けられぬ。痛みは反動して尙脛を持ち去らる如し。漸く獄吏に引立てられて獄に歸り、案外にも無法の處置に呆れたり。

予は一昨日着の日に、餘分の衣類など同室の先輩囚人等に與へて、一身の保護安全を謀りしに、室は移されて又々知らぬ囚人と交るの不幸となりて、更に又衣類を分ちて仲間入りをなしたるに、圖らずも其後訟廷は開けずして、江刺縣は廢され岩手縣となりぬ(岩手縣は元盛岡の南部藩の舊領なり)。其混雜の爲か、又は人々己

れの頭の繩を逐ふに忙敷して、其後は更に打捨てられて、其年は江刺の獄に越年することとはなりぬ。

さて此地の寒氣は、人も知る如く、人竝の衣服を纏へりとも、肌刺されて耳鼻そがるゝばかりなるに、冬の支度の乏敷に寒氣俄に速に進み來り、故郷は山川遠く百五十里を隔て、運輸開けず、縣廳の御用物すらに二個月に渉りて往返せる程なれば、衣の類を古郷より取寄せんも、囚人の身として迚も〳〵覺束なく、又間に合ひもせぬ氣候の切迫、いかゞはせんと案じわづらひける折柄、偶々囚人の中に赤痢を病みて斃れたる人ありしかば、獄丁に請ひて、其死者の着せし衣類を貰ひ受けて、纔に寒氣を凌ぎけり。此年、此獄中の越年者中凍死せし者四人ありき。

之より先、圖らずも故郷より遙々妹聟と實父と二人、江刺縣下に尋ね來りて、予が事に多く苦心せられしものと見え、今までは予も浪人ものにて、何れの國の馬骨なるやと、多くの人々に淺間敷下けすまれしも、實父と聟との二人が山川を跋渉し來りてより、予が幼年の頃よりの履歴も今日の有樣に比べ得てにや、之れよりは獄丁の扱も聊か緩やかになりぬと覺ゆ。

斯くて多くの凍死者あるに、幸ひ無事に明治五年の春を迎へたり。

此年三月下旬、廢縣江刺の獄より又々岩手の新縣に護送せらる。思はざりき、岩手の獄は獄吏いと懇にやさしかりき。其は何故なるを知らず。後に聞けば、縣令島惟清若かき時勤王論の爲に藩の獄に繫がれし實驗あるが爲に特に囚人をいたわりしに因ると。

獄中に書籍の差入も無く、只默念するのみなれば、予は記憶力乏敷より屢々難儀に至る事少なからざれば、玆に記憶の工風をこらして一種の發明せしものあり。此事詭辭長ければ略すといへども、要は只專門と云ふに外ならず。他の事は忘れよ、予が記憶乏敷性來にて、二課以上を兼ぬるは過りなり。故に予は出獄以來、何事も兼ぬる事を避けて爲さざるなり。

此年の冬、故郷より暖かなる衣類を送くられて、明くれば明治六年、予は疊の上に移されたり。而て又獄中忽ち文明の一足飛び綺麗なる天地を描き出だせり。何事なるやと問へば、是れは監獄則の初めて世に出でゝ、夏の日には室内に蓬菖蒲其他の千草を挿みて囚人の氣を慰め、書籍其他の差入も自在に許され、特に同縣少屬西山高久と云ふ人は、予が爲に毎日雞卵二個つゝを差入れくれ、予は囚人の身として却て怪める位なり。

又同室の人より飜譯書を借り政治經濟の二課を學び、予は又幼年の頃よりドモリにて談話と喧嘩の區別なく議論も常に喧嘩と同一に聞き取られて其身を禍ひする事多ければ、せめては少しく辯舌ドモらざる迄の研究をせばやと思ひしに、偶々西國立志編（中村敬宇が譯書）の舌頭に上ほり易きを幸とし、一語萬遍舌頭練磨、研究殆ど年餘、他日獄を出てゝ人に接し、初めて其功の著しきを知れり。

さて此長き歳月何して居りしか。只幾度夢に故郷に歸り父母に面會し朋友に會せしに、いつも〳〵さめては夢なるに、いとゝ悲しき事も幾回なるを知らず。

而て明治七年四月とはなりぬ。

一日、突然呼出だされぬ。縣令島惟清は嚴然訟廷に現はれ、予に申渡す事ありとて、

『其方儀、明治四年四月某日以來、江刺縣大屬木村新八郎暗殺の嫌疑を以、入獄申付吟味中に候處、此度證人等申立により其方の嫌疑は氷解せり。爾來取調に及ばず、今日無罪放免を沙汰す。』

、入獄は三十六ヶ月と二十日なり。

後に聞けば、予が入獄の斯く久しかりしは、廢藩置縣の改正に當り、江刺縣の廢せられ岩手縣に移さるゝや又不幸にも當縣の參事及大中屬等三人が舊藩主の爲に戊辰革命の時の止むなき政治上の行掛より入獄せしめられ、此混雜は一方ならず、爲に予の事件は又々一年餘も棄て置かれ、右舊藩事件落着を告げて後漸く予の取調に及びしなりと。

又聞く、予が疑の解けたるは、第一脇差の曇りありと云ふも、切先はいと綺麗なる事。且つ木村遭難の夜附屬及捕亡數十人互に刀を檢せし時、予の兩刀は附屬田村仙之助正に之を檢したりと云ふ事、當時の聽訟はワザと檢せしものも無しとあびせかけたる事までも知るを得て、頗る心外に感ぜり。

又兇行者の人相及衣服の事は、二百里隔りたる靜岡縣に移り住はるゝ木村桑吉を審問して、人相の顏色白きも田中に非ず、顏は細き人なり、衣服の小紋と見えしは夜、行燈の光にて、ちらりと見しものなれば、小紋なれば却て無地とも見ゆべし、小紋と見へしは或は細かなる中形染にはあらざるか。且兇行者は白き袴を着せしを見ず、剩へ素面なりと。依之、予の袴の血は全く介抱せし時汚れたる事明に歸し。素面なれば、田中と桑吉とは平日朝夕相知る仲柄故、たとひ行燈の光にもせよ又は暗き處にもせよ、田中と他の人とは一目して明かなり。此桑吉の證言は實に明瞭中の明瞭なるものにて、其他木村の妻及長男新平等よりも證言ありて、予は全く晴天白日の身となりたるよし。然れども今少々御話を申さゝれば、未だ意旨の貫き兼ぬる事あり。」

殆ど四年にわたる牢獄の慘苦の後無罪放免となつた彼は、當時岩手縣廳の一小吏西山と云へる不思議な因緣の人の手に引取られた。西山が島縣令へ差出した書面、

右之者御吟味筋有之獄舍入被仰付罷在候處、今般御嫌疑相晴御解放相成候得共、病氣に付早速發途相成兼候趣。本人儀は私朋友下野國梁田郡八木驛農織田龍三郎と申者へ隨身罷在、兼て身元存居候に付、引取養生爲致、快氣之上出立爲仕度、此段御許容被成下候樣奉伏願候以上。

明治七年四月　　野州安蘇郡小中村農富藏長男　田中正造

西山房文

是に對して卽日縣令から、「願之趣聞屆候事。」と云ふ指令があり、其には「四月五日」と記してある。

かくて彼は一と月餘を西山方に保養して、五月九日に盛岡を出發歸鄉の途に上つた。當時彼が縣令へ出した屆書、

私儀先般御解放に相成候に付、速に出立可仕處、其節病氣に付西山房文殿方に寄宿養生罷在候處、追々全癒、來る九日御廳下出發歸國仕候に付、御添翰頂戴仕度、此段御屆旁奉希上候以上。

栃木縣管内下野國安蘇郡小中村
農富藏長男
田中正造

明治七年五月七日

岩手縣令　島惟清殿

是に對し縣令からは即日「書面宿痾全快原籍へ罷歸候に付添翰被下渡度願之趣は、既に管轄廳へ掛合相濟候條別段不及下付候事。」と、指令に及んで居る。

彼が歸國の旅路に上るに當りて、腸九回の恨事とも云ふべきは、故郷の母が、彼の出獄に先ちて三月九日、還へらぬ黄泉の客となつた由を耳にした事だ。彼の母と云ふ人は、餘程氣象の毅然とした、すぐれた人であつたらしい。「昔話」の初に彼は斯う語つて居る。

「余が幼時の剛情は、母に心配をかけし事果して幾何ぞ。五歳の時、或雨の夜の事なりき。余奇怪なる人形の首を畫がきて傲顔に下僕に示せしに、彼冷然として、『餘りお上手ではありません。』と笑へり。已れ不埒の奴、然らば汝上手に畫き見せよと、筆墨を取つて迫れば、下僕深く己が失禮を謝して宥されん事を請ふも、余更に聽るさず、剛情殆ど度に過ぎたり。今まで默視し居たる母は、此時頻りに余を宥めたれど、余頑として之を用ゐざりしかば、終に余を戸外に逐出し、戰慄泣叫ぶ余をして夜雨に曝さしむる事二時間餘に及べり。母の刑罰は眞底心を刺して、誠に悔悟の念を起さしめぬ。思ふに余をして長く下虐の念を斷たしめたるもの、洵に慈母薫陶の賜物なり。」

又た六角家事件で彼が江戸に奔走の際、彼女が我子を奬勵した事に付、彼は斯う書いて居る。

「此際偶々出流山義兵の事あり、幕兵擊て之を野州岩船山の西麓に破る。亡師赤尾小四郎の男清三郎之に死し、友人安達織田の兩人捕へられ、其他四十有餘名の生捕は佐野磧に斬らる。此に至り母密に使を馳せて予に告げて曰く、『汝朋友出流山の事に與りて多く捕はれたれども、幸ひ汝は江戸出役中にて漸く危きを免れたれば此際深く謹慎して妄に外出する事なく、又今暫しの間は歸國すべからず、然らされば奸黨等必ず口を此擧に藉りて汝を捕へん。思ふに奸黨拂攘の事の如き用水村境の事の如き、共に天下の大に比すべくもあらずと雖、是亦決して忽諸に附すべきに非ず、汝能く此旨を體して敢て忘るゝこと勿れ。』と。余深く母の教訓を銘記して、專心此範圍内に努むる事を期せり。」

彼は異郷の獄裡、我が爲に精魂を勞する故山の母の慈悲を思ふて、幾度夢に見た事ぞ。

此時、彼三十四歳。

私儀先般御解放に相成候に付、速に出立可仕處、其節病氣に付西山房文殿方に寄宿養生罷在候處、追々全癒、來る九日御廳下出發歸國仕候に付、御添翰頂戴仕度、此段御屆旁奉希上候以上。

栃木縣管内下野國安蘇郡小中村
農富藏長男
田　中　正　造

明治七年五月七日

岩手縣令　島　惟清殿

是に對し縣令からは即日、「書面宿痾全快原籍へ罷歸候に付添翰被下渡度願之趣は、既に管轄廳へ掛合相濟候條別段不及下付候事。」と、指令に及んで居る。

彼が歸國の旅路に上るに當りて、腸九回の恨事とも云ふべきは、故郷の母が、彼の出獄に先ちて三月九日、還へらぬ黄泉の客となつた由を耳にした事だ。彼の母と云ふ人は、餘程氣象の毅然とした、すぐれた人であつたらしい。「昔話」の初に彼は斯う語つて居る。

「余が幼時の剛情は、母に心配をかけし事果して幾何ぞ。五歳の時、或雨の夜の事なりき。余奇怪なる人形の首を畫がきて傲顔に下僕に示せしに、彼冷然として、『餘りお上手ではありません。』と笑へり。已れ不埒の奴、然らば汝上手に畫き見せよと、筆墨を取つて迫れば、下僕深く己が失禮を謝して宥されん事を請ふも、余更に聽るさず、剛情殆ど度に過ぎたり。今まで默視し居たる母は、此時頻りに余を宥めたれど、余頑として之を用ゐざりしかば、終に余を戸外に逐出し、戰慄泣叫ぶ余をして夜雨に曝さしむる事二時間餘に及べり。母の刑罰は眞底心を刺して、誠に悔悟の念を起さしめぬ。思ふに余をして長く下虐の念を斷たしめたるもの、洵に慈母薫陶の賜物なり。」

又た六角家事件で彼が江戸に奔走の際、彼女が我子を奬勵した事に付、彼は斯う書いて居る。

「此際偶々出流山義兵の事あり、幕兵擊て之を野州岩船山の西麓に破る。亡師赤尾小四郎の男清三郎之に死し、友人安達織田の兩人捕へられ、其他四十有餘名の生捕は佐野磧に斬らる。此に至り母密に使を馳せて予に告げて曰く、『汝朋友出流山の事に與りて多く捕はれたれども、幸ひ汝は江戸出役中にて漸く危きを免れたれば此際深く謹慎して妄に外出する事なく、又今暫しの間は歸國すべからず、然らされば奸黨等必ず口を此擧に藉りて汝を捕へん。思ふに奸黨拂攘の事の如き用水村境の事の如き、共に天下の大に比すべくもあらずと雖、是亦決して忽諸に附すべきに非ず、汝能く此旨を體して敢て忘るゝこと勿れ。』と。余深く母の教訓を銘記して、專心此範圍内に努むる事を期せり。」

彼は異郷の獄裡、我が爲に精魂を勞する故山の母の慈悲を思ふて、幾度夢に見た事ぞ。

此時、彼三十四歳。

政治への發心

彼が奥州から歸村した後、新しい政治運動に一身を投げ込む迄數年間の生活は、彼が自筆の左の稿本で見ることが出來る。

「明治八年、正造隣村酒屋の番頭となり、家政及其親戚朋友のために自ら模範者となり、樽拾ひまでに盡力せり。

一日、夏天黑雲集り暴雨來らんとす。馬に石灰を積みたる馬丁、店先に錢二錢を投して酒を出せよと叫ぶ。正造其馬を見れば、背に汗して淋漓たり。正造おもへらく、今雨來らば此馬や病氣せんに、可憎此馬丁の氣樂者と大に怒り、汝は何人の雇人なりやと問ふ。馬丁答て此方は足利郡稻岡村武井の作方奉公人なりと。正造更に、『汝の名を言へ。汝、主人の馬なれば、今將に雨降らんとするにも不拘、酒を呑んとす。馬の汗かきたるを知らざるか、汗かきたる背に雨を打たせば忽ち馬は病氣せん。主人の荷、主人の馬、汝之を愛せざるか。明日主人に此旨を通ずべし。』と罵りければ、馬丁の恐怖不一方、二錢の錢を取戻して、酒を呑まずに馬に鞭ち出で

て行きにける。

さて此の話の廣く傳はりて、正造は酒屋の番頭には不適當なりとの誹謗攻擊至らざるなく、終に主人茂平も正造に暇を出すの都合とはなれり。正造此酒屋のひまを貰ふは、此件の出來事よりす。主人言ふ、給料は幾干さし上げて可然やと。是れ初めに給料をも定めざる德義上の手傳半分の正造故に、正造は給料を貰はずして去る。主人之を德と稱す。」

「明治十年西南の亂。

正造酒屋を出でゝより、後進者を集めて夜學を開く。青年の進歩は旭の登るよりも速かなり。時に郡區吏等が正造を見る、西南に應ずるの組織となし、此夜學校に妨害至らざるなく、終に解散に逢遇せり。依之、正造は土州に至り板垣に面會せん事を圖り、朋友に旅費の事を計る、皆不可として金策をなさず、正造思ひ止まれり。

但し民選議院設立之事を政府に建議すべき旨を朋友山口氏に勸め、建議書は正造の起草になれども、文章學の無きまゝ、一通の文章日數十有餘日を費したり。其趣旨は、戰後財政に關し、目下民論輿論の贊成必要なり、早く國會を起さば人民喜んで戰後の計畫に努力すべし。若し遲々として國會を開かされば人民は八年の聖詔によりて國會開設を催促すべし、是れ一歩を人民に讓るの不可なり云々にてありき。山口氏之を時の縣令鍋島に

呈するまでにて止みぬ。正造當時病氣にて(獄を出でゝ病氣勝ちなりき)事を果たさず。

十一月、正造自治町村の行政に關する建白書を起草す。時に區會の設あり、贊成を得て之を縣會に出だす。他日十一年を經て町村自治制出づ、正造未だ其法律を見ずして自治制の演說をなす。半年の後學士來り、正造の自治制に長するを深く賞讃したり、是れ不文法律時代の經歷によるものなり。」

「西南戰亂に伴ふ紙幣濫發の事あり。予思へらく物價必ず騰貴せんと。乃ち十年前六角家事件に關して貧困せる正義派の疲弊を回復せん爲め、勸めて田畑を買入れしめんとす。甲乙冷笑して曰く、正造既に產を破つて且つ世事に疎し、酒屋の番頭を勤むる二年、僅に差引勘定を學べるに過ぎず、彼が經濟の空論信ずるに足らずと。是に於て予は自ら其成敗を試み以て朋友に示さんと欲し、父妻に謀つて、土藏納屋を始め父祖傳來のガラクタ道具を賣却し、姉妹の財をも借加へて僅に五百兩に纏め、病床に在て徐々に近傍の田畑を買入れたり。人皆之を笑ふ。未だ數月ならずして地價は俄に上騰し、忽にして二倍となり四倍となり六倍七倍となり、遂に十倍以上となりて容易に三千餘圓を儲け、以て父祖の財產を復し得たり。

父祖の財產復舊す。予思へらく、普通腦力を有する者ならんには、一方に營利事業にたづさはり一方に政治の事に奔走するを得べきも、如何せん予が腦力偏僻にして之に堪えず、如かず、一刀兩斷、一身一家の利益を擲つて政治改良の事に專ならんにはと。是に於て一毛の私心萬益を破るの道理に基き、先づ姉妹の負債を返却して不羈獨立の身となり、謹で一書を認め老父の膝下に捧げて、こゝに再び財產を犧牲に供し、一身以て公共に盡すの自由を得んことを請へり。

其要に曰く、

一、今より後自己營利事業の爲め精神を勞せざる事。

一、公共上の爲め每年百二十圓づゝ三十五年間の運動に消費する事。(此豫算は後に明治二十二年以來選擧競爭の爲に破れたり。)

一、男女二人の養兒は相當の敎育を與へて他へ遣はす事。

書中又述べて曰く、正造には四千萬の同胞あり、中二千萬は父兄にして二千萬は子弟なり、天は卽ち我屋根、地は卽ち我牀なりと。予は心窃に老父の容易に許可を與へざるべきを思へり。然るに老父之を見て喜色滿面、曰く嗚呼能く此言をなせり、汝の志や可し、只能く之を貫き得るや否と。卽ち老筆を揮つて、某禪師の狂歌なりと云ふを記して予に示す。

死んでから佛になるは、いらぬ事、生きて居るうち善き人となれ。

矛感激、齋戒三日、實行を神祇に誓ふ。」

是れ卽ち明治十二年、彼が三十九歲の事だ。

民權運動時代

山中茂への書翰

（明治十三年九月）

七月下旬茅屋御訪來の處、小生其際縣下栃木町（字體不明）終に不得拜眉、遺憾不少候。然るに小生も其後同志五名を得て、初めて去月九日を以て縣下に檄を走す。先づ我郡安蘇の如きは、八月二十三日を以て同志八十名を得、小生當日の會長に公撰せられ、曾て尊君に拜謁せし關口省三氏副長たり、議請願と決して去り。同三十日、全縣下の有志九十二名、栃木中教院に會す、同三十一日を以て退場、此二十五日を以て再會するに約して去る。而て我安蘇郡の如きは縣下一等の勢力あるが如くなり、此十九日も又佐野町春日岡と申寺院に會する約なり。別紙一部、我郡中童蒙に知らしむるの起草なり、漸次改良進歩あるべし。之皆先生が弊地に來り宇都宮及び我郡近方に說くの功に關するのみ。先生の良說卓論、迷夢の民人が眠を覺醒するに足り、將來大に謝する所あるべし。而て其際先生は佐野町より上州群馬縣に赴かるゝよしに聞けり。同縣下も又近頃結合の勢力を起したりと。樂しいかな、同胞千里を遠しとせずして來るあり、我縣下無人間の汚名も將に雪辱する時機の來るを得る、嗚呼同胞なる先生の賜も其大きに居る也。頓首再拜。

明治十三年九月十三日

栃木縣下安蘇郡小中村平民
栃木新聞社縣會議員
田中正造

須藤良三郎への書翰

（明治十三年十月）

此四日、以投票建言書起草委員の依托を受く。然りと雖も生は兄が知る處の如く、其主義とする處は僅に之を貯ふるも、文章なるもの未だ曾て筆を執りしことなし、之實に困却せざるを得ず。聞く處によれば、兄は並木村村會書裁方に御從事とのこと、之れ不得止の御事とは拜了せり。右會も不日御仕舞になるべきや、御繰合四五日間御修正方御手傳被成下度、偏に奉希望候也。

十月八日

田中正造

川俣久平への書翰

（明治十三年十二月）

生も只今古河町宿まで着、中島村第二中節社も餘程增員相成候よしに付、歸路立寄候間、一兩日手間取れ可申候。梁田郡有志千百六名の總代も昨日首尾克相濟候間、此段も御通知及置候也。

明治十三年十二月七日　　田中正造

【明治十二年の八月、栃木町に「栃木新聞」の發行あるや、彼は是に關係盡力した。十三年の二月、安蘇郡縣會議員の補缺選擧あり、彼は最大多數の投票で當選した。同年同月、東京に地方官會議が開かれた。此頃は西南戰爭の後を承けて、自由民權の思想が疾風の如くに全國を動搖し、「國會開設」の一語が新運動の標言となつて居た。彼は此時一方縣會議員として地方官會議を傍聽し、一方此の地方官會議傍聽を機會に上京した全國府縣會議員等の親睦會を、二月二十二日、兩國橋畔の中村樓と云へるに開き、國會開設の議を元老院へ提出した。其の二十七日卽ち地方官會議の最終日に出た勅諭の中、

「朕卽位の初、祖宗の威靈に倚り大政を興復し、繼で郡縣の制を發し、曠古非常の改革を行ふ。當時朕猶幼冲にあるも、爾等臣僚と朝夕孜々する所のもの、未だ嘗て一日も國を安し民を利するに非ずんばあらず。爾等數年擧行する所、皆漸次に立憲の基を經始して朕が幼志を暢達するの階梯進路なり。――

地方施治の事、朕一に擧て以て爾等に委す。士の恒產を得ざる者、爾等之を勸導し以て其業に就かしめよ。農商の未だ敎學に沾はざる者、爾等之を薫陶し以て其知識を長ぜしめよ。人民の政論に熱心し、大局を解せずして或は燥進過激に涉る者、爾等之を訓告戒飭し方向を誤らしむること勿れ。――

相對照して、當時の風潮を描くことが出來る。】

【彼は同志と共に「中節社」と云ふ政社を組織し、自分も幹事の一人となつて、地方の政治敎育に東奔西走した。又た多數の連署を求めて國會開設請願書を調へ、其總代の一人となつて上京、元老院へ提出した。左の一書は明治十四年正月、彼が同志者へ贈つた書翰の下書である。】

陳ば去る三日生等出京の際、厚く御餞資を賜り、萬謝陳ぶる處を知らず。其際辭するの詞を知らず、妄りに領掌。然るに在京已來の形況も時々御報告に及ぶべきも、之れ又拜眉の上ならでは郵信端書の事情を盡すべきにあらざるが故、今日に御無音せり。尤過日二十五日を以右復命の會を催せしが、其節折節御來駕無之、終に其後拜眉を得るの時機なく、生も又歸鄉後各地奔走、未だ其地へも罷出兼候次第、不悪御承知被成下度。將た社則は近々改良を加へ、學術其他每月一二回つゝ講議し、演說は尙在村に至るまで派遣し、漸々步を進め、ます〳〵忍耐を維持し、社勢緊固ならんことを生も盡力罷在候。詳細拜眉可申上候。

回　章

（明治十四年七月、田中自筆）

持廻り脚夫を以申上候。巡廻演說の議、去々五月廿三日春日岡に於て每町村御世話人中協議の上、六月は農繁に付一同休會、七月より一同開會且其日割等約定假決せり。而て下都賀茨城梁田足利の四郡も皆此連絡方法に同意の報知ありしが、折惡敷東京嚶鳴社に於て目下非常の取込有之、（右は國會の事に付、東京に於ても色々會議あり、人員乏しく。）七月卽ち本月は如何にも派出員に差支候旨、昨日回答有之、實に當惑致候に付御通知申上候。最も村々町々に於ても、從來結社方法未だ確定ならず、或は是迄折角の開會も聽衆乏しく遺憾の事も少なからざれば、旁御協議を盡し度奉存候得共、村々より春日岡まで御出張相願候ては、一村一二名に過ぎざるを以て、中節社員田中正造直に村々に至り、村々御世話人其他結社員に御面會の上、將來の基礎堅く御協議爲及候はゝ、村村諸君の勞費を省き可申と奉存、派出爲致候間、同人罷出候節は、可然御協議相願度、此段更に御通知申上候。且つ同人派出之日割は、卽ち常例演說開會の日割こそ便利と考へ、左の日割を豫定す。

（世話人連名）

七月卽ち本月九日　馬門村
十　日　植野村
十一日　堀米町
十二日　佐野市日なれば休
十三日　並木村
十四日　佐野町
十五日　小中村
十六日　石塚村
十七日　休
十八日　新吉水村
十九日　田沼市日なれば休
二十日　栃本村
廿一日　田沼宿
廿二日　葛生町
廿三日　戸奈良村
廿四日　田沼市日なれば休
廿五日　村々足利市日なれば休、機業御方多ければなり。
廿六日　下彦間村、閑馬村
廿七日　佐野市なれば休
廿八日　赤見村、出流原村

右現今開設所十四ヶ所、此外目下山形村より申込有之候へば、自然廿五日を以開會可相成と奉存候。且下都賀郡琴平山十一屋の世話人にて申込有之候へば、葛生最寄より日割を都合いたすべくと被考候へば、旁々御しらせ申上置候。

且又舊議官從四位秋月種樹君が地方遊歷として方今日光にあり、宇都宮より足利に至るよし。佐野通行の節、旅中の鬱を散せん爲に慰勞せらるとのよし、湧井藤七君、吉澤諸氏、中野貢次郎氏、郡吏諸君等の盡力ある由。右は凡そ本月廿日頃なるべしと奉存候。會費貳圓つゝとか聞及候。秋月君は自由主義の君なれば、御都合次第御來會如何、乍序御しらせ申上候。田中正造も其節は引上げさせ申候間、豫て申上置候。

尚々栃木新聞に廣告いたし候通り、中節社國會之事務も、六月廿五日より會長幹事の諸君交る〳〵遙々都合次第出張いたし罷在候間、眞正の人々は御誘ひ被下度、乍序御披露申上候。諸國にても追々手續き相運候事に候得者、御盡力相願候事。

明治十四年第七月六日發　　馬門村始め　中節社幹事

安蘇郡中巡回演說開設ある村々町宿世話人諸君御中

野村本之助の回想錄

【田中が多大の尊敬を拂ふて居た野村本之助の筆に成る「田中正造君と私」と云へる一篇の文章は、自由民權運動時代の彼及び其時代を、平明靈活に描寫して居るので、卽ち玆に其の一部分を挿入することにした。】

◇

明治十三年の冬だと思ひます、栃木縣の足利町で演說會がありました。東京から臨場しましたのは肥塚龍君と私の二人でした。會場は鑁阿寺と云ふ古刹で、土地の有志者ばかりでなく、安蘇郡梁田郡邊の有志も來會して、頗る盛會でした。會後は同町の穀屋と云ふ旅館に案內されましたが、其頃の例として數十名の有志が此旅館に押しかけ來て、夕刻から更に懇親會が催ふされました。こゝでも數番の席上演說などあつて盛なことでしたが、此席上、肥塚君と私と竝んで座つて居る前へやつて來た一人の有志がありました。

『私は安蘇郡小中村の田中正造と申すものです。今度縣下の有志に推されて總代の一人となり、國會開設請願書を政府に差出しましたが、併し實を申しますと、私は其の國會の組織やら議員の選擧やら、詳しい事は知らないのです。若し質問でもされては答辯に窮しますから、兩君の御來會を幸ひ、其等の事を委しく伺ひたいの

てす。何分宜しく御願申します。』

かう丁寧に挨拶し、先づ肥塚君に向て質問を始められました。初は肥塚君が懇ろに答辯して居られましたが、肥塚君は、續々と詰めかけて來る他の有志者との應對もありましたので、田中君の質問を遮り、

『私の社（毎日新聞社）では、此の野村君が國會請願掛りで、國會の事は細大取調べて居ますから、委しい事は野村君に聞いて下さい。』

かう言つて、答辯役を私に轉嫁してしまいました。其頃私が毎日社の國會請願者掛りと云ふのは、かう云ふわけです。國會請願運動の際には、各々何千何萬と云ふ連署の請願書を携へた請願者が、全國から東京へ潮の如く押寄せて來ました。當時東京には五大新聞と稱せられ、政論を事とする新聞が五つありました。卽ち「東京日々新聞」「郵便報知新聞」「朝野新聞」「曙新聞」「東京横濱毎日新聞」の五新聞でしたが、其中で、此等の請願者が機關と頼み後援と仰いで居たのは、唯だ一の「東京横濱毎日新聞」あるのみでした。其は、沼間守一君が其前年、同新聞を横濱富豪の手から引受けて、盛に自由民權の急進論を主唱して居たのと、當時自由民權論の泰斗と仰がれて居た板垣退助君が沼間君と明治初年以來の舊交があつたからです。それで、毎日社へは此等の請願者が日々頻繁に出入しましたので、社では、此等の人々に對する應接掛を置かねばならぬやうになつたのですが、沼間君は、

『請願者は多く田舍漢だから、此應接掛は矢張田舍漢でなければならない。野村君は薩摩隼人と云ふ立派な田舍漢の肩書があるから、此應接掛には野村君を煩はさうじやないか。』

斯う言はれたので、編輯局の皆んなが、『其れが可い、適任だ々々々。』と囃し立て、到當私が請願者應接掛を推しつけられたのです。それで私は國會請願運動の仲間入りを致し、自分では一片の請願書を出したわけでも無いのですが、お蔭で、其頃出版された「國會請願者列傳」と云ふ本に載せられ、自由黨創立の際には、在京委員總代に推されたのです。そんなわけで請願運動の消息には聊か通じて居り、且つ毎日新聞へ入社前は勿論、入社後も、社が東京へ移轉してからは、再び共立學舍に寄宿して、しばらくは新聞の旁ら敎鞭を執り、ミルの「代議政體論」や、ベンザムの「立法論綱」などの講義を受持つて居ました。今日と違つて政治問題法律問題等にも多少の理解と趣味とを持つて居ましたから、田中君の御質問に對しても、一と通りの答辯は出來たやうに記憶して居ます。

其夜は穀屋旅館に一泊し、翌日は早朝に立つて歸京の途に就きましたが、田中君は尙ほ質問したい事があるから館林まで見送ると言つて、ついて來られました。三人の車夫が館林の立場に梶棒を下ろし、吾々三人が緣臺に腰を掛けると、田中君は直に質問を始められました。

其頃此邊では東京下りの川蒸汽船が川俣から出るので、肥塚君と私とはやがて川俣に向て出發しますと、田中君は質問すべき事柄がまだ澤山殘つて居るからと言つて、此度は川俣までついて來られました。川俣へ着くと、汽船の出るまでには尙ほ一時間餘あると言ふので、田中君は大に喜ばれ、

『其れでは二階で休息しようぢやありませんか。』

と言つて、自ら先きに立つて吾々二人を二階へ案内されました。眼下に滔々たる利根の大河を瞰下ろして、眺

めの晴々とした所でした。三人は手摺りにもたれて澁茶を啜りながら、又々政治問題が始まりました。此時も、肥塚君は歸つてからの社說の準備でもあつたのでせう、一冊の本を取出して讀み耽けつて居られたので、質問の矢面には又々私が立たされました。此日田中君は風邪の氣味だと云つて、羽織の上から木綿の厚いドテラを被て居られました。其内に出帆の時刻になりましたから互に手を別ち、田中君は車で館林方面へ引返へし、私共二人は船で東京へと利根川を下りました。

私が始めて田中君に面會し知合ひとなつたのは、斯うした事からでありましたが、私が初對面で田中君から受けた印象は、田中君は學者では無い、勿論才人でも無いが、たしかに熱誠なる精神家である、(當時はよく精神家と云ふ言葉が用ゐられて居ました。)精神家は多く粗放であるが、田中君は一見粗放家のやうに見へるけれど、一面には極めて用意の周密な人のやうな所が見へる、大膽にして小心と云ふのは、こんな人の事ぢやないかと思ひました。

◇

それから益々田中君と懇意になりましたのは巡回演說からです。田中君は時々の演說會では滿足せず、嚶鳴社員を聘して栃木縣下に常置し、田中君の居郡たる安蘇郡を中心として梁田、足利、下都賀の諸郡を始め、群馬縣の一部、茨城縣の一部をも取込んで一區を劃し、各地に巡回演說會なるものを開ひて、盛んに思想の養成民論の喚起を謀りたいと主唱し、此企圖を沼間君に相談されましたが、沼間君も大に此擧を贊成し、嚶鳴社から遊說員派遣の事を快諾されました。そして其第一回の派遣員に選ばれたのが卽ち私でした。

たしか明治十四年の一月であつたと思ひます、私は北風のピウ〳〵と吹き荒む中を、東京から佐野へと赴きましたが、折惡しく縣會が開けて田中君は栃木へ出向き、佐野に居られませんでした。併し豫ねて指定の旅宿齋藤と云ふ家に着しますと、そこに委しい置手紙がしてありまして、巡回の順序等落ちなく記載してあり、且つ此邊の案内には春日岡の住職旭岡中順師を煩はすことに依囑してあることも書き記してありました。着早々、旭岡師は勿論他の有志者も多く來訪して、地方の狀況を委しく話して聞かされました。初め田中君と沼間君との話合では、遊說員の宿料車代は勿論地方有志が負擔し、且つ演說毎に謝儀を出すと云ふことであつたさうですが、私は謝儀を受けては、何だか旅藝人のやうで快くないから之れは一切謝絕して受けざることとし、宿料なども成るべく地方有志の私宅を煩はすこととして入費を省き、車も成るべく辭して徒步することとし、尙ほ避け難き費用は嚶鳴社若くは毎日新聞社から支給して貰ひたいと考へ、直に手紙で沼間君に悃請しました。そして其の返事の來る迄は遊說に着手せざる決心で旅宿に滯在し、日々有志者を相手に談論いたして居りました。

間もなく沼間君からの返書に金子を添へて送つて來ました。返書には請求の件は盡く應諾するから極力奮鬪を望む旨が書いてありました。それで私は早速旭岡師を案内として附近各村に向ひ巡回演說を開始し、書夜奮鬪致しました。尤も屆出の手續がウルさいので多くは學術演說とし、政治でも法律でも、書物の講義めいた演說をしたのです。會場の如きも辻堂とか店頭とか養蠶室とか倉庫だとかで、偶々廣い座敷を持つて居る豪家などが其座

敷を開放して貸してやらうと言つて呉れましても、豪家の座敷では小まへの者が恐縮して來ないと云ふので、前記のやうな處で開いたのです。小中附近の何とか云ふ村では豆腐屋の店で開ひたことがありました。又た佐野から足利へ行く道の或る小いさな村の辻堂で開いた時には、通り掛りの婆あさんが、お說教と間違へお賽錢を投げて行きました。其れも無理のないことで、墨染の衣を身にまとつた坊さんが案内役で從ひて居るのですから。尤も私も其頃高梨哲四郎君と嚶鳴社二幅對の長髪でしたが、旭岡師の圓頂と私の長髪とが連れ立つて歩くので、道行く人が振り返つて見ました。

其頃は學術演說でも矢張警察官が臨監したのです。安蘇郡の村々での時には、いつも佐野町の警察署から出張して來ましたが、連日連夜の演說ですから、此等の警察官も先きから先きへと私に從ひて歩くのですが、村には旅宿の無い所が多く、其場合には私と共に村長とか有志とかの宅に泊るのです。それが幾日も續く中にはスツカリ懇意になり、こちらは遠慮して居ても警官の方から、『學術演說と言つても構ひませんから、今少し突き込んで時事を論じなさい。』など促がす人さへありました。よく臨監に來た佐野町警察署の警部某氏は辭職して有志の一人となり、又た彼の加波山の國事犯事件に加はつて死んだ門奈と云ふ會津の人も元と栃木の巡査で、よく私共の演說に臨監した人でした。

此の巡廻演說は前後四五十日つゞきましたが、縣會の都合では田中君が同行されたこともありましたから、田中君とは一層交際が親密になりました。

◇

其次に田中君との交際が愈々親密になりましたのは、私が栃木の新聞に入社することになつてからです。

私は生れて六十二歳の今日（大正十年）まで、明治十四年ほど澤山な旅をしたことはありません。先づ一月早早から巡回演說に出掛け、其れから歸京した後も屢々近縣の演說會へ呼ばれて行きました。殊に九月後は沼間さんに從ひて長途の演說旅行を致しました。美濃から尾張其れから東海道筋と云ふ道順で遊說に出かけました。此時は民間の國會運動が大に政府を動かし、大隈さんは國會開設の急務なることと北海道官有物拂下命令の取消とを廟堂で主張せられ、藩閥出身の大官は皆な之に大反對を唱へました。大隈さんには、福澤さんの慶應義塾と岩崎さんの三菱と、學問やら金力やらの有力な後援者がついて居ると云ふ噂でした。民間の有志は、此の二大問題に對しては極力運動しました。

丁度私共が遊說の旅に、横濱から四日市行の汽船に乘込まうとする時（九月）、板垣さんが中央政界の風雲急なるを聞いて高知の草廬を出で、急いで東上され、只今横濱に着かれたとの報知があつたので、沼間さんは直に其旅館を訪ひ、板垣さんに面會して、中央政界の近狀を委しく陳述し、

『折角の御東上ですから私も引返したいのですが、地方の有志に固く約束がしてありますから此儘出掛けます。尤も東京には嚶鳴社毎日社等の同志が居りますから、然るべく御指導を願ひます。』

斯う言ひ置いて、直に私を伴ひ横濱を出帆しました。

沼間さんは元老院權大書記官を勤めて居らるゝ頃から、嚶鳴社の牛耳を執つて民論の鼓吹に努力して居られたので、相應に名望があつたのですが、政府が官吏の政治運動をやかましく取締るやうになつた時、「夢清野栖鶴、香潔脫塵梅、骸骨始我有、宛然歸去來。」（文字の上に私の記憶違があるかも知れません。）の一詩を賦して官を罷め、專ら民間の政治運動に全力を傾注する事になつてからは、名聲隆々眞に旭日冲天の勢で、後日同君の追弔會が柳橋の龜清に開かれた際、林包明氏が席上、『國會請願で出京した者は孰れも沼間君に面會せん事を切望し、幸に面會すれば之を無上のミヤゲとして歸鄉すると云ふ有樣でした云々。』と演說されましたが、全く其の通りであつたのです。田中君も、沼間君とは政交私交とも極めて親密な間柄で、友人としてよりも寧ろ師として沼間君を景仰して居られたやうでした。

◇

沼間さんと私は東海道遊說中、中央政界に低氣壓が起り暴風雨の襲來近きにありと聞いて歸京を急ぎ、十月八日に東京に歸つて來ますと巷說紛々、御巡幸中の聖上來十一日に東北地方より御還幸になつたら、直ぐに政變があるだらうと云ふ事でしたが、果然十二日に大隈大藏卿が官を罷めて野に下り、大隈さん福澤さん三菱嚶鳴社などに緣故ある官吏は大官小吏一網打盡的に免職されました。長州出身の官吏某の如きは自分の地位の安全を謀る爲に福澤さんに緣故ある養子を離緣し、養子の妻と子供とに悲しい思をさせたと云ふ悲劇さへ演ぜられました。

沼間さんは直ぐに東北地方の遊說に出掛ける筈でしたが、暫く東京に駐つて、同志の士と對政變策を講ずることになりました。其れも一と通り片付いた折、群馬縣富岡の有志が出京して來遊を乞ひますので、其を手始に東北遊說の途に上ることとなり、私を連れて出發されたのが十一月一日、（或は十二月一日か。）でした。實は群馬栃木から福島宮城を經て岩手青森まで遊說する豫定でしたが、沼間さんに宿痾の腦病が再發し、醫師の勸めで須賀川から引き返しました。

此行の途次、佐野町に泊つた晩でした。田中君を始め二十餘名の有志が旅館の齋藤へ尋ねて來られましたが、其席で、田中君が沼間さんに向ひ、

『私どもは今度「栃木新聞」を引受ることとなりました。此際編輯局員をも取換へ、社務の改革を斷行したいと思ひます。就きましては是非野村君に來て頂きたいと云ふのが、私共一同の希望です。社主も、野村君なら社長として全權をお任かせ致して可いと申して居ます。尙ほ社主の親族は盡く資產家ですから、改革に必要な資金は進んで出金致します。是非野村君へ御承諾下ださるやう御話を願ひます。』

私は餘りの突然に驚いて、沼間さんが何と返事せらるゝかと思つて居ると、沼間さんは、

『承知しました。野村君は御縣に深き緣故のある人、諸君からの御悃請は必ず快諾せらるゝことと信じます』

と無雜作に答へ、私を顧みて、

『ねエ、野村君、異議は無いでせう。』

私も當時まだ二十二の若かい血が全身に滿ちて居り、功名の心が燃ゆると言ふまでゞ無くとも、クスぶる位の

ことはあつた時代、假令田舍の小いさな新聞でも社長は社長だ、牛後よりも鷄口と思ひ、

『さういふ御事情なら宜しうございます。』

と、とう〳〵引受けてしまひ、兎に角此遊說を終つて其れから赴任すると云ふことに、私と田中君との間に約束が成立ちました。

◇

私は十五年一月の初刷から、栃木新聞を引受けましたが、小いさな新聞で然かも隔日發刊でした。以前は洋紙でなく西の內紙に刷つたこともあるといふ一事で、如何に貧弱な新聞であつたかを御察しください。それでも當時は議論流行で、どんな田舍新聞でも社說が無ければ讀者が承知しないので、私は每號社說を書きました。且つ議論文の投書を歡迎し、紙面の半以上は議論で塞がれて居ました。

財政の困難な事は田中君は知つて居られたのですが、實際入社して調査して見ると、社務紊亂殆ど收拾すべからざる有樣で、田中君も是程とは思はなかつたと喫驚されました。社主は齋藤淸澄と云ふ人で、極めて好人物でしたけれど、社務には無頓着で、それに山奧に引込んで滅多に出て來ないので、遂にこんなになつたのです。齋藤さんは、栃木から九里も山奧の尾鑿山と云ふ山の尾鑿神社の神主で、其處に居宅があつたのです。それは〳〵大きな茅葺の家で、庭も前後に廣く、家の圍りには緣の直ぐ前に淸らかな小川が流れて居ました。農業保護の神さまと云ふので、春秋二季の大祭には遠近の百姓が幾千となく參詣し、お賽錢を上げ御守札を受け宿料を拂ひ草鞋を買つて行くので、一と祭の收入が其頃千圓近くもあると云ふ話でした。それに見事な廣い山林があつて、其處から杉材でも伐出して、邸前の粟野川へ流して置けば、やがて粟野へ着いてイ、金になると云ふのですから、巧みに經營すれば、家計を支拂つた上に田舍新聞の一つ位優にやつて行けるのですけれど、齋藤君はそんな事に無頓着で、遂に社も財政難で苦んだのです。出て來て下ださい、金を送つて下ださい、社が困つて居るからと幾度手紙を出しても、返事さへよこさないのです。其のくせ出て來れば、社員の滯つて居る給料など綺麗に支拂ふばかりでなく、皆んな引連れて一流の料理屋に行き、盛んに御馳走をすると云ふやうな人でした。中には出て來たのを取卷いて飲み廻つたり遊び廻つたりする連中もあり、尠なからず金を使はされるので、それで滅多に出て來なかつたのかも知れません。

兎に角私が入社當時の財政難と云つたら御話にならん程で、私が始めて社長の名を署して新聞を出しました日には、以前の古い借金で四箇所から訴へられました。債權者は待ち構へて居たものと見へます。田中君は痛く心配し、早速社主に掛合ひましたけれど例の如く要領を得ませぬから、社主の親類や同志者の間を奔走して差當り一千圓を調達し、辯護士に賴んで債權者と示談し、孰れも半額位で棒を引かせ訴訟を取下げさして呉れました。

それから二月十一日の紀元節頃であつたと思ひます。私は其頃每日社から手傳に來て呉れた赤羽萬次郎と云ふ人と二人で、編輯を了り歸らうとする所へ、田中君が見へたので、三人鼎坐して話をして居ました。ふと氣が付きますと、旣に轟々と音のすべき筈の印刷機械がコトリとも音がしませんので、不思議に思ひ會計を呼んで聞き

ますと、紙が切れてありませんとの答。

『何故、買入れないのです。』

と言ふと、

『買ふ金がありません。紙屋に一時貸して貰はうとしても、古い仕拂の滯が多いので、紙屋はもう一枚も貸して吳れません。』

と、會計も頗る當惑して居ました。

私は餘りの事に呆れ、到底前途の見込が無いから、斷然辭して歸ると、袂を拂つて立ち掛ると、田中君が引き留めて怒り出し、聲も言葉も荒々しく、

『君までがソンな事を言つてくれては困るじや無いか。田舍で仕事するものが、此位の事に辛抱がしきれないでドウする。意氣地が無いぢやないか。あゝ、もう共に事を爲すべきものも無くなつた。』

と、嘆ずるやら罵るやら、ひどい立腹でしたが、暫く瞑目沈思して居られた末辭色をやはらげ、

『紙の所は私が何とか工夫しますから、兎も角短氣を起さずに居てください。』

と私共を宥め置き、直に小使を呼んで宿屋から行李を取寄せ、底を拂つて衣類を取出し、其を引かゝへて社を飛び出し、近所の質屋に駈込んで金を借り、差當り今日だけの紙を買入れて歸つて來られたので、始めて機械も動き出し漸く新聞が刷れました。

又或時は例の如く出社して見ると、其日の新聞が其儘そつくり店先に山と積んでありました。どうしたのだと聞くと、切手を買ふ金が無いので郵送が出來ないとの答。此時も田中君を煩はし、田中君が奔走して、やつと切手が買へ新聞が郵送されました。

又此頃は職工は大抵社内に寢泊りし、賄方を置いて社で食事させることにして居ましたが、是も米屋で米を貸さず、味噌屋で味噌を貸さず、醬油薪炭すべてソンな風で、其度毎に田中君を煩はしました。

此頃の田中君の苦心慘憺は筆舌に盡せない程でした。勿論私共の給料は幾ヶ月か滯つて拂つて吳れず、後には寄寓して居るお寺への仕拂も出來なくなつたので、お寺では遂々イヤな顏をしだし、遂にお寺の梵妻と衝突し、住職夫婦の居室は勿論、臺所へも足踏みするが厭になり、朝起きて顏を洗ふにも門外に出で、三度の食事は社に出かけて職工の賄を分けて貰ふと云ふなさけない境遇に陷りました。それで赤羽君の發案で、新聞の方は私が一人で引受け、赤羽君は田中君に賴んで縣會の書記となり、日給二圓を貰つて二人が口を糊することにしました。

◇

田中君は初め竹澤と云ふ宿屋に泊つて居られましたが、後には私どもと共に定願寺に寓居さるゝこととなりました。居室は低い二階の一と間でした。田中君は暇さへあれば讀書して居られました。或朝などは、最早新聞社に朝飯食ひに行くべき時刻を過ぎても下りて來ないので、赤羽君が二階へ呼びに行きましたが、田中君は尙ほカンカンとランプをつけて讀書最中でした。赤羽君が、

『田中さん、夜はもう疾くに明けましたよ、飯食ひに行かうじやありませんか。どうして今頃までランプをカンカンさせて置くのです。』

と言つたので、始めて心づき、俄にランプを消すやら、戸を開けるやらでした。

有志者の訪問があると、何時でも二階から下りて來て私共の室で、私共と一緒に面會しましたが、私が應接して居る時には、側に坐つた儘ヂーッと聞ひて居られました。そして其客が歸つてから、『野村さん、只今のお話中何々は結構でした。田舍の有志には今後も成るべくあんな御話を願ひます。』とか、『何々のお話は宜しくありません。あんなお話は今後はお止め下ださい。』とか、一々私共の談話を批評されましたが、さすがに地方人士の心理に通曉せる人の言とて、成程とうなづかれる事が多かつたですが、併し時には、『田中君の談話批評には閉口するネ。』と、赤羽君に向つてつぶやくこともありました。

◇

十五年の五月頃だと思ひます、毎日新聞社から社務多忙に付赤羽君を返して呉れないかとの請求がありましたので、私は又々一人で一切を負擔せねばならなくなりました。

財政は何時經つても整理がつかず、私も田中君も一と方ならず困難しました。其頃の田舍新聞は廣告などは何程も無く、新聞代價が主要の收入であつたのですが、さて其の代價が集つて來ないので閉口しました。其頃は村に郵便局のある所が尠く、讀者の方でも手輕く爲替で送金することがならず、大抵は縣廳に用があるとか町に買物があるとかで出て來た次手に拂つて呉れるのですから、兎角滯り勝になつたのです。集金人を各村に廻らせた事がありましたが、其れが日光の山奥で大きな猪に出會ひ、樹に攀ぢ登つて、やつと危難を免かれましたと、着物など引き裂かれて這ふ〳〵の體で歸つて來たことがありました。こんな風で集金に困りました。私も色々と考へて見ましたが、到底前途の見込が立ちませんから、斷然社を辭し赤羽君の跡を追ふて東京に引揚げることに決し、田中君に内談に及びました。

田中君はヒドく殘念がり、何とか工夫して見るから今暫く辛抱して居て呉れと言はれました。そして有志の間を奔走して色々と、協議を凝らした末、足利町にある「足利新報」と合併し、新聞名は、「栃木新聞」を採り、社名は、足利新報の「旭光社」を存し、是迄は兩新聞とも隔日發行であつたのを毎日刊行とし、是までの栃木新聞社に本社を置き、社長は栃木新聞社主齋藤清澄君は退隱し、足利新報の社長木村勇三君が就任することを條件として協議を進めることとなり、其間兩新聞共休刊することになりましたから、私は始めて東京へ歸ることになりましたが、田中君は、合併の協議纏まり新たに發行する場合には是非來て呉れる樣にと、悃々のお言葉でした。

政黨の去就

【明治十四年十月十二日、國會開設の詔勅出づ。
同月三十日、自由黨組織成立、板垣退助を總理に、中島信行を副總理とす。
十五年三月、改進黨組織の發表、四月十六日結黨式擧行、大隈重信を總理に、河野敏鎌を副總理とす。
田中正造は自由黨に行かずして改進黨に入つた。其の前後の事情を知る爲に、左に當時の書翰を掲ぐ。】

湧井藤七への書翰

（明治十四年十月）

爾來十七日を以て後藤象二郎君の臨席ある親睦會あり。同十八日より井生村樓に本會として相開き候へ共、近頃は又新聞發行等の性質混和して會員和せず、且つ負擔金の場合何樣空論にして實地施行に堪ゆべきにあらず、此兩三日は休會とはなるなり。東京嚶鳴社外有志は別に盛んなる結合を始めたり。農商務（河野敏鎌農商務卿を辭して野に下る。）の辭職せしを以ては、又餘程の變化あらん、嚶鳴社も非常の强勢とならんと奉存候。甲の不幸は乙の幸となるべきか。追々我黨の勢力は過大になるも、政府は追々壓制を極めるの手段なり。孰れに致し候ても、地方の結合は緊固にせざるを得ず。此緊固を計畫するに及んで新聞の必要たる、また辯を俟たざる所なり。生等種々の考案も爲し只着々無油斷志氣を興作するより外なきものと奉存候。君が得意の順々序々に、志氣を興作するに怠らざるべし、一日の怠りは後來數閱月の後れとなるの恐れあるのみ。

今朝聞く處により大に新聞上の仕事も有之、又賛成者も出來可申候間、「栃木新聞」の事も投棄にする等の無氣力なる御考案は御良策とも被考不申。何れにもせよ齊藤清澄君は貴家にて面會の後一回の書面だも送り不申、更に事情不相變、生も呆れ申候。諸君の憤怒一理なきにあらずと雖も、素より此性質の先生なれば今更咎むるも詮なし。只會計上の權利を七人の手に歸せしめ、興廢とも御專行あらん事を。且つ生が自己主義等の御說、君にも吐露せられしが、之は餘りの御眼違と奉存候、頓首。

十四年十月二十二日

湧井藤七君　　玉下

田中正造

自記錄

（明治十五年中）

拜啓。方今改進黨大に社會の信用を來したり。此際頗る御盡力あるは素より然りと雖も、一旦板垣の信用を失ふは卽ち改進黨にも狐疑を抱くの勢なきにあらず。板垣すら此失あり況んや改進黨をやの語を發せしめざる爲、自今改進黨員が謹愼して社會の信用を厚ふせざるを得ざる肝要の時と奉存候。從來改進黨なるもの、地方の信用上自由黨に數歩を讓る處なり。今一朝板垣一人の失策よりして該黨一般に影響を及すが如き、主義の集合體にあらずして、神佛信仰主義卽ち人によるの性質よりして今日該黨の至難とはなれり、しるべし。今日の人民が政治思想に乏しきを、嗚呼、前車のくつがへるは卽ち後車のいましめならん。

自由黨始め會計に困したり。板垣濃州に難を受くるに及んで、一朝其勢力を得たり。今や自由黨一朝の失ありて、改進黨其勢力を逞ふするに至る、皆不幸中の僥倖にして眞正の勢力にあらざるや明かなり、只河東の粟を河西に移すのみ、國家全體の勢を益せしにあらず。改進黨が勢力の增すは、自由黨の勢力減ずればなり、之を天下の幸と云ふべきか。

不肖去年九月十七日、自由新聞の發兌の不可なるを中島信行氏に痛論し、同年十一月十五日、板垣氏が社長となるの不可なるを同氏に面談して痛く之を駁擊したり。今や該社員中皆退社するは、今にして始めて之をしるものならんや。都下の學士及び各新聞社を合併主義と爲し、一政黨と爲すの得策たるも、去年九月十七日痛論せしことにして、不肖の意見皆今日に結果あるもの、如し、今にして狼狽するは抑も又愚と云はざるを得ず。之を以て別に新聞を發兌するよりは、寧ろ在京大新聞を我黨に容れ、以て都鄙の親睦を表し、立どころに一大政黨を組織せんことを企望したりき。

同年同月十八日、板垣公着京す。同月二十六日を以て、東京各新聞社諸君には、公を上野の精養軒に聘し、公の面前にて立憲政體黨を組織せしことは衆のしる處なりき。然れども道理と人情とは又併行すべからざるものにして、十月十七日、後藤象次郎等五十九名のもの、東京枕橋八百松樓に宴を開き、生亦此會に列す。此日板垣の腹心なる內藤魯一なるもの、衆に向て東京と地方との分離說を主張す。生は此說の不當なるを述べ、且つ長短相補ひ智力氣力併行の公益ある所以を演說したり。此時に於ては、內藤の說の不可なるを以て衆皆之を喜ばず、生の卑言は非常の喝采を蒙れり。然り而して翌十八日を以て自由黨の組織會を開きたり。生は昨日演說の喝采ありしを以て、生が說の果して行はるゝものと雀躍して此會に出席したりしに、何ぞ圖らん、其結果は曩に內藤の演說せし如く、自然東京と田舍とは分離の勢を爲したり。之れ新聞發行儲金及び分擔金等の事多くは此勢を助け、殊に同月十二日大詔一降、大隈公等數名は民間に下り、當時北海道事件の取消となりしを以て、大隈公等の名望殆んど板垣公に次ぐの勢ありけるを以ての故にや、都下學士の方向一定ならず。十月二十九日、立憲政體黨は會を開き、板垣の東北より歸るを待つ。同日、自由黨は本會を閉場し、立憲黨との區別を畫し、規則上互に相合は

ざるを示せり。途に板垣公北地より歸らんとす。沼間守一等東北に赴く。此間双方の意向探るべからず。生は沼間氏を追ふて栃木に來る。此時報あり曰く、板垣は東京に歸り立憲政體黨を捨て自由黨の總理となりたり、而して新聞の社長となるよし云々と。之れ又生の考察と大に違ふ處にして、内藤等の說の行はれて、板垣は愈々此小事に局束するの場合ならんと。生は大に憤怒して又出京す。時に梁田郡の人當時縣會議員長眞五郎氏同行して、板垣に新聞の社長となるなかれ、果して社長の名稱を出すに於ては退黨云々を述ぶ。板垣は社長とならぬ旨を明言し、其他談論ありて別れたり。これより生は「栃木新聞」の振はざるを痛嘆し、野村氏を紹介し、新聞紙面を改良し、栃木にあり。時に新聞株金募集のこと至る。之に答ふには、山口湧井の二氏と共に分擔金に應ぜざるの書を自由黨に送り、此間栃木縣會屢々相開け、六月二十五日、自由新聞發兌あり、板垣の社長たるを知れり。此時我中節社は政社に見止められ、同月二十八日、社員を佐野に會す。而して諸君の面前にて、板垣に食言のことを質すの書を送る。板垣之に答ふるに黨の新聞なりと云ふ。之れ人を欺くの甚しきものにして、總理其人を得ざるを知れり。依之生は右の顚末を略記して社員に報導せり。

自由黨への書翰

（明治十五年四月）

三月二十八日附貴書、生等出先に達し、本日拜受閲讀仕候處、每度行違之御狀にて、生等の解し得ざる處に御座候。殊に分擔金御督促之儀に付何分了得仕兼候故、過般來前御狀之御振合にてしば〳〵御督促有之候に付、或は他に御投じの書にして誤て生等に宛てられたるならんと御回答もせざりしに、尙續々御促しに付、過日田中正造より御斷の答書差出置候筈。爾來は尙又此御狀到來可仕理由無之候處、尙今回の御書到着に付ては、左に御答へ申上ざるを得ず。生等去年一旦公會の席に連るも、生等貧弱克く分擔に堪へざるを以て、堅く其節御斷申上置きしが、如何なる次第にや數回の御狀によれば、生等より其節御斷申上候も殆んど承知なきもの、如し、誠に疑ふべきの事に御座候。畢竟是迄の行違の因て生ずる原因と申候へば、事の輕卒より生ずるの恐れあれば、生等去年十月五日、鎗屋町に於て林包明君に對し、事の輕々は豫め將來の計畫を誤るの言論を痛論せしが、賢明敏達なる林君には生等の卑言を採用する處なく、舊國會期成會を專斷同樣に破解し、自由黨と自稱したり。且舊期成會の内一昨年の分擔金處分の如きも、賞罰を正ふせざれば今年の條約も水泡に至るものなきにあらざるを以て、其儀を主張せしも、終此事とても三四五六の高頭士が左右する處となり、會の名稱はあるも無きに類するもの往往にして制すべからざるは、當時生等の知る所なり。是れ輕卒事を執るものより行違の多々益々出來せらるゝ所以に在りと、今更に至り生等も深く痛心罷在候。其生等に送らるる處の御狀等は、兎に角萬事皆如斯ならば、首尾めつれつ徒に官權政敵の笑を得んのみと、深く苦心に堪へざるなり。斯一朝に申上候得ば、諸君の御不了解を來し、生等不實の答なりと御了承を蒙り候もいかばかり遺憾奉存候に付、不得止事左の一事も申上候。去年九月十

七日を以て田中正造より中島信行君に言上して、板垣公に上申せし云々。又新聞の事に付、社長の名稱等に付云云。之は田中正造より直ちに板垣公に言上、其節御答辭云々とは、今日の御組織と前後錯亂、殆ど生等の豫定しがたき事もありければ、前言の齟齬せるを以て今板垣公を責むるの言辭を、貴下諸君に吐露するにはあらざれども、面上の約言すら如斯行違ふものなるに、ましてや御條約も無之金員を地方の社員より募集すべき理由なく、殊に幹事の投票にも關せざる者なれば、黨員の義務乏しき故を以て、爲念ながら堅く今一應御斷申上候間、右に付ては重ての御督促を蒙り候ても差支の義に付、此段御記憶御座候樣仕度奉存候。尤新聞株金の如きは、別途有志の志望に付應分の周旋も仕べく候得共、是以て御滿足を得候樣には中々相運び申間敷候間、此段も豫め御承知置相願度、右御答迄不取敢如斯に候、稽首。

明治十五年四月

銀座三丁目九番地
自由黨本部御中

湧井藤七
山口信治
田中正造

板垣退助への書翰

（明治十五年六月）

拜啓。陳者去年十一月十五日、駿河臺西紅梅町に於て得拜顏候砌、不肖より君に懇請する處の者は、自由新聞已に發兌之手續きに至れりと、之れ自由黨員中有志の結社になるものなるべけれども、聞く處によれば君社長の任を承諾せられたりと、果して眞なりや、實に眞なりとせば、生が所見と違ふ處甚多し、不肖豫め之等の事あるを憂へて、九月十七日中島信行君に建言せしも、皆此邊に基かざるなしと言上して、尊名揭署の如何を御伺申上候處、社長の名稱は決して紙面には揭げざるとの御答に、少しく安心する所ありき。其後宇都宮より安蘇御通行の際、佐野町齋藤樓に於て右の情を述べ、且つ都下の學士を合併せざれば勢力上不利なるを言上せしときも、社長の名稱を揭げざるの旨御答ありき。然り而して其後新聞株金募集の爲め概規則を不肖に寄するものあり、一見忽ち君の名稱あるを怪みしが、其發兌に至らざれば未だ以て其是非を君に語るの機にあらざるものと奉存候處、本月廿六日を以て其初發兌の新紙一葉を送らる。忝拜受、先づ不取敢紙尾を一見するや、何ぞ圖らん、君の名稱の揭けあらんとは。之れ不肖の最も解し能はざる所なり。君は今自由政黨の總理にあらずや。苟も一政黨の總理たらんものは、一言一行と雖も正に宜しく謹慎を加ふべきなり。若苟も然らずして言行相反するが如きことあらば、遂に信を黨員に失するに至るべし、豈慎まざるべけんや。而して今君が自由新聞に署名せられたるが如き、

實に昨年不肖に對して明言せられたる處と大に相背反するものゝ如し。是れ不肖が君の自由新聞に署名せられたるを以て、最も解し能はざる所と云ふ所以なり。然れども余は信ず、君や決して人を欺き言を食むが如き卑劣者流にあらざるを。君にして此齟齬ある、蓋し必ず深き理由のあることなるべし。若し夫れ自由新聞は自由黨總員の決議によりて設立せしものなるが故に、君止を得ず之を承諾したりとせんか、之れ決して然らざるべし。何となれば自由新聞は自由黨の新聞にあらずして、該黨員中の有志及び其他有志の設立に係る者なればなり。然らば則君が去就は君が一己の自由にあり、何ぞ他人の檢束を蒙らんや。已に君一己の自由に進退を決するを得るものとせば、何ぞ不肖に對するの明言を食みしや。謹而其御回答を待つ、頓首敬白。

明治十五年六月廿八日　　田中正造

板垣退助君　閣下

縣會から國會

明治十六年末、三島通庸轉任して栃木縣令となる。三島は曩きに福島縣令として專横、爲めに縣下に國事犯事件を激發したるもの、去れば今ま栃木縣令の發表を見ると同時に、田中等は不祥事の湧出を覺悟した。

果せる哉、十七年三月、三島は專擅を以て縣廳を栃木町より宇都宮に移し、大土木工事を發起して、亂暴狼藉、田中卽ち挺身奔走、是れが反對運動に當つたが、自由黨員等は遂に顯官暗殺の暴擧を企て、加波山暴動と呼ばるゝ國事犯被告事件を惹起した。三島が田中の逮捕を迫る事甚だ急。田中は逃れて東京に出で、尙ほ反對運動に奔走したが、警察の網羅如何にも密で、到底身を置くの餘地なきを知り、遂に自ら進んで身を警視廳に投じ、十月護送されて宇都宮の獄に封ぜられた。然るに其十二月、三島轉官されて栃木を去るに及び、田中も亦た縣民大歡呼の中に出獄した。

十九年、縣會議長。

二十二年、憲法發布。

二十三年、衆議院議員、五十歳。

縣會から國會

二十四年、衆議院へ始めて足尾鑛毒問題を提出。――第一議會に胚胎した民黨と政府との衝突は、此年第二議會の開會を目前に控へて形勢愈々切迫。特に田中正造一身に取ては、今や始めて鑛毒問題を提起しようと云ふので、三面六臂を要するの時、十一月廿七日、急電飛來、老父富造の病死を告ぐ。十一月廿九日付け田中の葉書。

「父死去、昨日歸宅、本日埋葬、明日は歸京に付、右申上候。」

鑛毒問題（其一）

【田中正造が或は自由民權を叫び、或は三島縣令の暴政と鬪つて、寢食を忘れて關東の大野を奔走して居た時、日光の奥足尾の銅山に、新時代の一大禍が沈默の裏に其口を開きつゝあつた。

古河市兵衛が殆ど廢鑛の如き足尾の銅山を手に入れたのは明治十年である。彼は其の不撓の熱心で事業の開發に努力したが、其の結果は次の數字の上に明かである。

足尾製銅表

明治十年	七七、〇〇〇斤
同十一年	八一、〇〇〇
同十二年	一五一、〇〇〇
同十三年	一五四、〇〇〇
同十四年	二九〇、〇〇〇
同十五年	二二三、〇〇〇

明治十六年	一、〇八九、〇〇〇
同十七年	三、八四九、〇〇〇
同十八年	六、八八六、〇〇〇
同十九年	六、〇五二、〇〇〇
同二十年	五、〇二九、二五七
同二十一年	六、三六八、五五八
同二十二年	八、一四六、六六六
同二十三年	九、七四六、一〇〇
同二十四年	一二、七〇四、六三五

一方、足尾の山奥を水源とし、群馬栃木、此の兩毛の國境を流れて渡良瀬川は、桐生足利の如き機業地に清水を供給し、兩岸の沃土に天肥を惠與し、農工漁業の母であつたが、山上銅山の開發に連れて、鑛毒の瀰漫と云ふ一大恐怖が發生した。明治十四年頃既に栃木縣令で、渡良瀬の產魚に就て有毒の警告を發して居る。農家は漸次作物上の變調を感じて來たが、彼等は未だ其の原因を研究しよう抔と云ふ心さへ動かなかつた。明治二十一年、古河が佛國に勃興したシンヂケートの世界的銅買占の手に應じて、廿三年に至る三年間壹萬九千噸提供の契約を結ぶに及び、彼は足尾の山に始めて水力電氣の工事を出來し、鋭意專心に事業の步を進

めた。足尾の事業の進む時は渡良瀬沿岸に鑛毒の深入する時であつた。

是より先き、渡良瀬の河流には鑛毒の結果が既に著しく現はれて居た。今ま其の沿岸漁業家の統計に就て一瞥するに、安蘇足利梁田三郡の漁業家、明治十四年度に二千八百戸あつたものが、十七年度には二千戸となり、二十年度には一千戸となり、二十一年度には七百戸となり、殆ど全滅の姿を見せて居る。去れば農民の眼も何時までは眠つて居らず、元來最も肥沃の地で從て被害の最も顯著なる足利郡吾妻村では、明治二十三年(此年八月渡良瀬大洪水)十二月臨時村會を開き、村長の名を以て一篇の上申書を栃木縣知事へ提出した。鑛毒問題に關する第一の公的運動であるから、左に其の「上申書」全部を載す。

上　申　書

「謹で知事閣下に申す。上都賀郡足尾町古河市兵衛所有の製銅所より流出する丹礬毒が、耕作物に損害を與へ地方農民の困難一方ならず、玆に臨時村會の決議に依り聊か事實を略記し上申仕候。

抑も本村は渡良瀬沿岸に接し、從來農業を以て生活を遂ぐるものなり。然るに足尾銅山年々盛大に赴き、該川に流下する丹礬水隨て年々多きを加へ、該丹礬毒の獨り農產物のみならず植物及び魚族に至るまで害を與へ、其實蹟頗る多しと雖も、先づ其大なるものを擧れば左の如し。

(一)　本村田作の實況を述ぶるに、移植後氣候順にして除草其他の手入十分に盡し、今や出穗せんとする際出水あり、爲に田面に浸入せらるゝや、丹礬毒穗に浸染し、忽ち腐敗し一穗をも見る能はず。往古は一度出

水ありて多少害を被るも、田一面に殘る澱土は肥料となり、兩三年は肥料を要求せずとも猶稻作繁茂を見たるに、近年該澱土却て有害となり、古來の肥料の倍數を施すも年々收穫を減ず。既に明治二十一年より今年に至るまで未曾有の違作に邂逅し、一粒の收穫を見ざる不幸に至る、之れ其一なり。

(二)　本村畑作は大小麥菜種なり。之れが實況を觀察するに、前記の如く出水後澱土最も作物の肥料となり生育頗る好く、假令出水ありて夏作物たる大小豆が多少被害を受るも、大小麥菜種の收穫多きを以て敢て意となさゞりしが、近年之に反して該澱土の有害なるが爲め、每秋播種期に至り播種するも、發生後更に生育の景狀なく、半ば枯死するものあり。假令幸にして枯死せざるも生育惡しく、爲に年々收穫を得る能はず。之れ其二なり。

(三)　本村の勉强なる農夫は春期中餘暇の際、渡良瀨沿岸寄洲に沈澱する土を適宜の方法に據り、我田畑に運搬し肥料の一助となし來りしが、今春大字上羽田の一農夫該方法を己の田に履行せし所、豈計らんや反て有害となり、隣田の稻作より生育の劣ること數等なり。故に村民一同之を實見し、丹礬毒の甚しきに驚愕せり。之れ其三なり。

(四)　本村に於ては近年養蠶の必要を覺へ、續々桑樹の植付あり。然るに渡良瀨川沿岸の桑樹に至ては、近年の洪水にて枯損の分は更に根付かず悉く枯木となり、僅に十分の一二を餘すのみ。是れ出水の都度畑地澱土に混ずる丹礬毒の結果にして、其植物に有害なる。之れ其四なり。

(五)　近年渡良瀨川に魚族の根絶せしは掩ふべからざる事實にして、該川は往古より鮎其他の雜魚に富み、縣會開設以來地方稅を納めて漁業を營むもの本村内に百五六十人餘ありしか、爾來魚類の減すると共に該營業者も年々減少し、現今僅に十四人の漁業者あるのみ。然りと雖も該營業者は渡良瀨川に於て漁業をなすにあらず、遊漁の爲め他川に於て之をなすものなり。丹礬毒水の魚族に有害たる、之れ其五なり。

以上列擧する所により、足尾製銅所より流出する丹礬水の、農產物のみならず植物及び魚族に至るまで有害なること判然たり。爲に本村大字下羽田の如き、一粒の收穫を得る能はず、終に地租補助を受くるの不幸に至る。之れ獨り我が吾妻村のみならず、渡良瀨沿岸の各村落は同一の害を被り、多年を俟たずして荒蕪の一原野となり、村民悉く離散せん。閣下請ふ渡良瀨沿岸村落の慘況を洞察し、一個人の營業の爲め社會公益を害する者に付、其筋へ稟請の上、製銅所採掘を停止し、渡良瀨沿岸村民の農業を增進し、安寧幸福の域に到らしめんことを希望に堪へず。依て町村制第三十五條第二項により、此段上申候也。

明治廿三年十二月十八日

足利郡吾妻村々長　龜田佐平

栃木縣會でも同月の通常議會に於て滿場一致、縣知事へ向て左の建議書を可決した。

丹礬毒の儀に付建議

「足尾銅山採鑛事業輓近隆盛を來し、從て丹礬毒を渡良瀨川に流下する益多きを加へ、爲に該川の鱗族は今や將に絶滅せんとす。殊に一朝洪水汎濫して沿岸の田圃を浸すあらば、穀禾悉く枯死するに至るは彼我の熟知する所にして、其害實に大なり。斯の如くにして延て數年の後に及べば、遂に稔穀全く登らず、沿岸の人民凶荒慘々たる境遇に沈淪するや知るべきなり。噫其憂慮は幾許ぞや。其の未だ甚しきに至らざるに先ち、之が害毒除却の策を講ぜずんば、縣下幾多の生民をして産を破るに至らしめん。伏して乞ふ閣下下情を洞察し、之が害毒除却の方法に關し適當の處分あらんことを。

右建議候也。

明治二十三年十二月

栃木縣會議長　中山丹次郎

明治二十三年の洪水が與へた劇甚の被害は、渡良瀨沿岸青年有志の憤起を促がし、先づ鑛毒の學術的調査に着手することとなつた。然るに農商務省の地質局では、左の如く拒絶して來た。

「畑土竝に流水の定量分析を出願致度旨にて現品分量問合の趣領承。然るに右分析の義は當所に於て依頼に應じ難く候間、右樣承知有之度、此段通知及候也。

明治廿四年四月廿二日

地質調査所

農科大學教授古在由直の回答、

「過日來御約束の被害土壤四種調査致候處、悉く銅の化合物を含有致し、被害の原因全く銅の化合物にあるが如く候。別紙は分析の結果及被害圃の處理法に御座候、不具。(別紙略)

六月一日　古在由直

斯くて同年十二月第二帝國議會に鑛毒問題始めて提出せられ、田中正造は遂に一生を其の犧牲に捧げることとなつた。】

足尾銅山鑛毒加害の儀に付質問書

(明治二十四年十二月十八日、衆議院提出)

大日本帝國憲法第廿七條には、日本臣民は其所有權を侵さるゝことなしとあり。又日本坑法第三項には試掘若は採掘の事業、公益に害ある時は、農商務大臣は既に與へたる許可を取消すことを得とあり。鑛業條例第十九條第一項には、試掘若は採掘の事業公共に害ある時は、試掘に就ては鑛山監督署長、採掘に就ては農商務大臣、既に與へたる認可若は特許を取消す事を得とあり。然るに栃木縣下野國上都賀郡足尾銅山より流出する渾ての鑛害

は、群馬栃木兩縣の間を通ずる渡良瀬川沿岸の各郡村に年々巨萬の損害を被らしむること、去明治廿一年より現今に亘り、毒氣は愈其度を加へ、田畑は勿論飲用水を害し、堤防草木に至るまで其害を蒙り、將來尙如何なる慘狀を呈するに至るやも測り知る可からず。數年政府の之を緩漫に付し去る理由如何。既往の損害に對する救治の方法如何。將來の損害に於ける防遏の手段如何。

田中代議士の質問演說

（明治廿四年十二月廿四日、衆議院豫算會議農商務省費目の議事中）

農商務省へは先日質問書を出して置きましたが、足尾銅山の事に就て七日になりましても未だ御答辯が無い。相成べくは今日此項の費目に掛らぬ前に御答辯があるだろうと信じて居りましたが、何故か御差支があるものと見へて御答辯がありませぬ。議院法には直に答辯をするか、直に答辯が出來なければ出來ない理由を明示すると云ふことがありますが、七日經て答辯が出來なければ、出來ないと云ふことを本費に掛る前に、大臣御出席であるから、一應其事を申されて然るべしと思ふ。御答が出來なければ、出來ないで宜しいであります。

農商務大臣陸奥宗光の答辯

唯今田中君の御質問がございましたが、其の御質問の始に、同君より豫て質問書を出して居る．何故に返答が遲いかと云ふ御催促でありました。其返答は何時でもする積りで、卽ち今日も書類を持つて居る。昨日も此通り議長に返答致しませうと思ひましたが、大層豫算會議の爲に議論が忙がしい樣に思ひましたから、其間を得て答辯を致しませうと思ひました。或は明日でも答辯を致します。是は不審に向ての御答であります。

田中代議士の鑛毒演說

（明治廿四年十二月廿五日、衆議院豫算會議）

拙者の十七日の質問書に未だ御答の無いのは鑛山の一件である。今日は何故御答が無いのであるか。昨日は明日御答をすると云て、今日何故御答が無い。御答が出來ないならば、出來ないとおつしやれば宜しいと云ふことを、昨日も申して居る。其の答に依ては未だ〳〵議論も致しますし、種々の統計もありますし、且つ分析表もありまして、數時間を費さなければ演說が出來ないことがあるが、此の豫算會も非常に急ぎますから此事は細かに申しませぬ。

兎に角群馬栃木兩縣の間を流れる渡良瀬川と云ふ川は、足尾鑛山から流れて、群馬と栃木と双方沿岸の田畑併せて千二百餘丁に害を被らしめて居る。此の千二百町餘もある大切な耕作地と云ふものが、二年も三年も穀物が

取れないのである、殊に昨二十三年と云ふものは一粒も登らない。登らないのみならず物が生へないのである。斯の如く重大なる事件、是を一向知らないで居る。

鑛山の規則を見よ。鑛業條例には、農商務大臣は何時でも其營業を停止することが出來ると云ふことを明記してあるにも拘らず、――如何に古河市兵衞の營業が其本人に利益あるものにもせよ、苟も租稅の義務を負擔して居る人民、苟も害の無い此土地に住居を定めた人民に、斯の如き害を與へることの見へないと云ふは何事であるか。其事が見へない、此規則が讀めないと云ふは何故であるか。

明治十三年――衞生上からも差置けないと云つて、魚を捕つて賣らうとすれば警察が八釜しく言つて、毒を喰つた魚だから賣つてはならぬと言つた、其れは明治十三年頃からの事である。人民が縣廳へ願に行く、今の所では、群馬栃木兩縣の人民が皆な之を調査して、縣廳へ何回行くか知れない。不思議にも亦た內務大臣の方でも是れが見へないものと見へる。農商務の方と如何云ふ打合はせがあつたものか知らぬが、斯の如く農商務所轄の鑛山の方から人民に害を與へられて居ることが、內務大臣にも見へないものと見へる。

何故に斯う目が暗くなるのであるか。道路の說には言ふに憚かる事がある。又た農商務大臣は古河市兵衞に悴を呉れて親類であるからと――まさか、農商務大臣たる國家の大臣と云ふものが、斯の如き事を以て公務を私するもので無いと云ふことは、拙者も信じて居る。乍併斯の如きことを人民が言ふ時には、何を以て之を辯解する。此下に居る所の縣官や郡長が却て人民の害をなして、此の請願の道を塞いで居ると云ふやうなことは、如何にもありさうなことである。

政府の答辯書

【明治廿四年十二月廿九日衆議院解散、鑛毒質問書に對して政府は、議會解散後官報附錄の上に左の答辯書を發表した。】

一、群馬栃木兩縣下渡良瀨沿岸の耕地に被害あるは事實なれども、被害の原因確實ならず。

二、右被害の原因に就ては、目下各專門家の試驗調査中なり。

三、鑛業人は成し得べき豫防を實施し、獨米より粉鑛採聚器を購求して、一層鑛物の流出防止の準備をなせり。

鑛毒問題（其二）

【明治二十五年二月十五日、臨時總選擧施行、政府は民黨候補者に向て公然選擧の妨害をなす、是れが有名な選擧干渉である。田中正造の如きも其の妨害を受けた一人だが、殆ど血雨の下に凱歌を揚げて當選した。

五月二日、臨時帝國議會召集。

五月十一日、貴族院に於て選擧干渉に關する政府彈劾の建議案六十八對八十八の多數にて可決。

翌十二日、選擧干渉上奏案衆議院に於て討議、百四十六對百四十三の少數にて否決。

越へて十四日、選擧干渉問責の決議案衆議院に上議、百十一對百五十四の多數にて可決。

十六日、帝國議會七日間停會の詔勅出づ。殺氣紛々。政府、保安條例を施行。民黨議員斬らる。

此の政府對民黨の大政戰に際し、田中正造は議院の内外に於て挺身活動しつゝ、更に鑛毒問題に就き、前議會の折衝を承けて政府に肉薄した。】

足尾銅山鑛毒加害の儀に付質問書

（明治二十五年五月二十日、衆議院提出）

栃木縣上都賀郡足尾銅山は近年坑業の盛大を致し、同山より流出する鑛毒は、群馬栃木兩縣の間を通ずる渡良瀬沿岸七郡二十八箇村に跨り、巨萬の損害を被らしめ、尚ほ毒氣は年を追て愈々其度を加へ、現今に至ては之が爲に田畑の殆ど不毛に至れるもの大凡千六百餘町歩に及び、其他尚ほ害の及ぶべき土地甚だ多し。加之渡良瀬川堤防の芝草枯死するが爲に、一旦洪水の氾濫するあらば、意外の崩壞を來すべく、且つ渡良瀬川の魚族は頓に其數を減じ、現今に至ては殆ど其跡を絶ち、爲に漁業を以て生計を營む者、明治十四年には二千七百七十三人なりしに、二十一年には七百八十八人に減し、現時は殆ど皆無の有樣となれり。而して鑛毒の加害は啻に此に止らず、引て飲料水に波及し沿岸人民の衛生を傷害する等、其慘狀實に見るに忍びざる也。而して這般の慘狀を來さしめし所以のものは、多年行政處分の緩漫に失したるが爲ならずんばあらず。

然るに政府は更に之が處分を爲さゞるに付、明治二十四年十二月十八日、第二議會に於て右に關する質問書を提出したるに、農商務大臣は同月廿五日書面を以て答辯したり。而して其答辯書中、「其被害の原因に就ては未だ確實なる試驗の成績に基ける定論のあるに非ず云々。」とあり。然れ共之れ唯一時の遁辭たるに過ぎず。何となれば同文中末段に至りては、「鑛業人は鑛業上爲し得べき豫防を實施し、尚ほ獨米兩國より三種の粉鑛採聚器を購求

し、各種合して二十臺を新設し、一層鑛物の流出を防止するの準備を爲せり云々。」と陳辯し、暗に鑛毒の有毒なるを自認したれば也。

斯の如く農商務大臣の答辯は前後撞着曖昧摸稜、遂に其要領を得る能はず。然れ共渡良瀨川沿岸被害の原因たる、足尾銅山より流出する鑛毒に在るは既に掩ふべからざるの事實にして、實地を一見する者の悉く認知する所なれば、學術試驗を要せずして明なり。況や明治廿四年十二月八日、醫科大學教授丹波敬三氏が群馬縣新田山田邑樂三郡の組織に係る水利土工會に於て爲したる報告、及び明治廿五年二月栃木縣に於て出版したる渡良瀨沿岸被害原因調査に關する農科大學の報告中には左の如く記載しあるに於てをや、丹波氏の報告の一節に、

「田圃被害の原因は、土壤中に存する銅にして、其害毒は足尾銅山に在りと云ふを憚らざる也。渡良瀨川沿岸耕地土壤の理化學的組織に變狀を來し、遂に諸種の植物をして正規の生活を全ふすること能はざらしめたる所以は、要するに洪水氾濫に際し有害なる淤泥の澱渣混入せしによらずんばあらず。」

農科の教授古在由直、長岡宗好兩氏の報告書には、

「足尾銅山採鑛所より流出する水は夥しく銅鐵及硫酸を含有す。而して其銅及鐵分は概ね硫黃と抱合して粘土質の淤泥と混合す。又採鑛坑內より流出する水は多少硫酸銅を含有す。淤泥の渡良瀨川に流れ其河川を溷濁し其河身を壅塞するを防ぐ能はざるは明白なる事實なりとす。渡良瀨川の河底に沈澱する淤泥は植物に有害なる物質を含有す。此淤泥洪水氾濫の際田圃に流入して害をなすこと明白にして、足尾銅山坑業所排出水の渡良瀨川に入るもの有毒物を含有すること事實なり云々。」

以上は農科大學の報告、是れ實に農商務大臣の所謂確實なる成績に基ける定論に非ずや。蓋し足尾銅山の有害なるは既に世人の認むる所なり。加ふるに今又此學術的試驗の成績あり。被害の原因既に顯然たりと云ふべし。

察するに日本坑法第十款第三項には、「試掘若くは採掘の事業公益に害ある時は、農商務大臣は既に與へたる許可を取消すことを得。」とあり。法律の明文既に如斯、被害の有樣既に如斯、慘狀玆に顯然たるに、政府は尙ほ之を傍觀坐視して其處置を緩漫に附し去る理由如何。既往の損害に對する處分如何。右議院法第四十八條に依り更に質問す。國務大臣は議院に出席して必ず明答あらんことを望む。

【是より先三月中、陸奥宗光農商務大臣を辭し、河野敏鎌が其後任であつた。】

田中代議士の質問に對する政府の答辯書

（明治廿五年六月十一日、衆議院提出）

一、足尾の鑛毒が渡良瀨河岸被害の一原因たることは、試驗の結果に依りて之を認めたりと雖も、此被害たる、公共の安寧を危殆ならしむる如き性質を有せず、其損害の程度は鑛業を停止するに至らず。

一、既往の損害は、行政官たるもの何等の處分をなすべき職權なし。

一、將來豫防の爲め、鑛業人は粉鑛採聚器設置の準備中なり。

一、鑛業人は上野國待矢場兩堰水利土功會と契約し、自費を以て兩堰水門内に沈澱場を設け、時々之を浚渫すべき準備中なり。

農商務大臣の答辯に付質問書

（明治二十五年六月十三日、衆議院提出）

足尾銅山鑛毒加害の件に付本年五月廿三日質問書提出したるに、農商務大臣は議院法第四十九條の規定に背き本月十一日に至り漸く書面を以て答辯したり。然るに其答辯は曖昧糢糊徒に鑛業條例第十九條を避けんと勉めて其事實を顚倒せるが如し。此を以て國務大臣が責任を負ひたる答辯と認むる能はざるのみならず、或は故意に如斯一時を逃るゝの答辯をなしたるにあらざるかを疑はざるを得ず。依て該答辯書に付更に左に質問す。

一、從來渡良瀨川沿岸は概ね沃土にして、群馬栃木兩縣下に於て中等以上の地位を占め、時に洪水の爲に河底の泥土汎濫することあれば、其泥土は却て肥料となるの有樣なりしに、近來足尾銅山坑業の盛大を致してより銅山の鑛毒非常に增加し、渡良瀨川河身全體に浸染し、爲に田畑は年々洪水の汎濫に遭ひ、收穫漸次に減少して遂に不毛の地と化せんとするに至れり。誠に可悲の慘狀と云ふべし。醫科大學教授丹波敬三氏の分析及農科大學より文部省に報告したる試驗成績に依るも、皆被害の原因を以て一に足尾銅山鑛毒に歸せざるはなし。然らば則ち足尾銅山より流出する鑛毒は渡良瀨川沿岸被害の唯一原因なるは今更論辯を俟たざる所なり。然らば尙他に原因となるべきものを發見したるか。發見あらば之を示されたし。

一、足尾銅山より流出する鑛毒は、既に植物を浸害し魚族を絶滅し延て飲料水に波及することは、明治廿四年群馬縣下より農商務省に提出したる請願書を見るも其一端を知るに足るべし。察するに帝國憲法第廿一條には「日本臣民は法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有す」とあり、第廿七條には「日本臣民は其所有權を侵さることなし。」とあり。然るに今群馬栃木兩縣下の人民は、納稅の義務を有する田畑を侵害せられ正に塗炭に苦むの慘狀を呈するにも拘らず、農商務大臣は尙之を以て公共の安寧を危殆ならしむるものに非ずとなし、且鑛業を停止せしむべき程度に非ずと云へり。然らば農商務大臣の所謂公共の安寧を危殆ならしむるとは如何なるものを云ふか。又鑛業を停止せしむべき程度に非ずとは何を以て標準となしたるや。

一、採鑛事業を監督するは行政官當然の職分なり。故に足尾鑛毒被害の儀に付ては、行政官吏は監督を怠りたるの責を免るべからず。然るに之に對して何等の處分をなすの職權を有せずとは如何。

一、粉鑛採聚器据付の期限は明治廿六年六月頃の豫定なりと云ふ。然るに被害の土地は日に其範圍を擴むるの勢あり。然らば今日より明年六月に亘る損害に對しては如何なる處分をなさんとするや。且假令採聚器を設置するも、多年河底に沈澱したる鑛毒は容易に消滅することなく、年々歲々洪水氾濫して害を加ふるは明白なる事實なりとす。曩に農科大學に於て特に此事件の調査の爲に派遣したる古在由直氏が栃木縣廳に於て被害人民總代に向てなしたる報告も、亦以上を證明せり。當局は此等の事を知らざる理由なし。然らば是に對する處分

如何。

一、待矢場兩堰水門前に設置せんとする毒水排除器なるものは、僅に兩水門に滯溜する毒砂を排除するに止まるのみ。則ち右水門は幹線渡良瀨川より分水せし灌漑用水路たるに過ぎざるが故に、排除器の功用も單に此小部分に對するのみにして、毫も他に及ぼすものに非ず。然るに農商務大臣は斯る試驗的なる僅々の除害法を棒大に言觸し、地理上の方位と事實とを詐稱し、「渡良瀨川河底を浚渫し云々。」「將來植物の生長を害するなし云云。」と答辯せられたり。其理由如何。

一、直接被害の地方は七郡廿八箇村に跨り、田畑の總反別千六百五十餘町歩（間接被害反別は算入せず）にして内水田九百二十餘町歩畑地七百三十餘町歩なり。然るに農商務大臣は水田には除害法の準備あるを說くも、曾て畑地に言及せず。其理由如何。

右は議院法第四十八條に據り更に質問に及び候。國務大臣は同法第四十九條に據り其責任を負ひ、直に議院に出席して明瞭なる答辯あらん事を望む。

田中代議士の質問演說

（明治二十五年六月十四日、衆議院）

【此日田中代議士は北海道鐵道問題に就て政府の非政を摘發攻擊した後、更に轉じて足尾鑛毒問題に舌鋒を進めた。】

それで、諸君が時間を貸して下ださるれば、私は足尾銅山鑛毒事件を質問したいと考へますが、餘り長くなりますから如何——（謹聽々々の聲、議席に起る。）

然らば申す。是は昨年概略を述べてございますが、昨年の農商務大臣は議會に向つて答辯を與へなかつたと存じます。所が新聞に出て居る。新聞で見ると、答辯を與へる積りで議場へ持つて來て、議長のテーブルの上に置て、遂に議場に報告をし兼ねたと云ふことであります。其の通りに相違ないでございませう。此の足尾と申しまするは、栃木縣にある一つの有名な銅山でございます。此銅山は近來非常に盛大を致し、從つて山から流出する種々の害毒が流れ落ちる、其川を渡良瀨川と云ふ。是は栃木群馬の間を流れて埼玉に觸れ、利根川に落ちる川でございます。此渡良瀨川沿岸の人民、數百年と申すか數千年と申すか、玆に住居して居る人民は、足尾の繁昌、此山の害毒の爲に、其の土地に居る事が出來ない場合になつて來た。憲法上から申しますと、法律の定める所に依て納稅の義務を負擔する人民が、此の義務を納める事が出來なくなつて來た。斯樣な場合、政府は之を處分しなければならぬ。之を處分するにも緩急があつて、成丈早く處分しなければならぬのである。一日處分が遲れゝば一日多く害を被むるので、輕卒にやつて貰ひたくはないが、之を速に處分せぬと云ふは、最も疑はしい事である。今日の有樣を申すと、此の渡良瀨沿岸の住民が最早其土地に居ることが出來ない。千六百餘町歩の田地——

尙ほ日に擴がつて行く廣大の田地が不毛同樣になつて居る。麥を蒔いても豆を作つても、少しも生へない。縣廳や何やらが試驗所など云ふものを拵へて種々の手段をする。種々の手段で蒔きつけて見る。蒔きつけて見ると、肥料の加減或は工夫の加減で漸く二三寸位生へることは生へますが、とても實のるなど云ふ譯には行かぬ。如何なる手段で試驗するかと云ふに、二尺位下の土を掘り出して毒のある土を下に入れる、是れが一つ。も一つは、薪を置いて其上に土を置き、悉く土の燒き直ほしをやること。又た石灰を一反歩百貫目も入れることなど、やり方は種々致しますが、是れが一坪や二坪のものならば、左樣なことも宜しうございませうが、廣漠の田地、其地面を三尺も掘つて土を上下入れ代へると云ふこと、薪で每年土を燒き直ほすなどと云ふことは、所詮容易に出來ることでない。乍併其の手續をすれば、兎に角三四寸生へはするが、實ると云ふことはありませぬ。こちらの農科の試驗場などでも、諸君の中へ皆な招待狀を出して、御出になると足尾銅山のことを說明するそうでございます。只今私が申した樣なことを申すそうでございます。斯うしてやれば可いなどゝ、實に迂遠なる所の話をして居るそうでございますが、實際の話を申すと、土を上下入れ代へても、明年も亦た入れ代へる、二三年たてば上も下も皆んな惡くなつて仕舞ふに極つて居る。あつちこつち取り代へるだけで、新陳代謝ではない。此の上下をするのを深耕と申しますが、深耕法などを非常に力を入れて講釋して居るそうでございます。月給を取つて居る人が判らない。

此試驗と申すものも初め栃木縣に於て行つた。試驗の成績はソレ〳〵あります。或は硫酸――今玆に書類を持つて居りませぬが、格魯兒、亞硝酸、硫酸、燐酸、硝酸、硅酸、石灰鐵、苦土銅、礬土など云ふものがございます。其中、硫酸格魯兒は金を鎔かし銀を鎔す所の溶解力を持つて居る。又た礬土の衞生上有害なことは皆な人の知つて居る所である。是が多量にある。是が多いからイケないのである。斯う云ふ試驗の成績は早く栃木縣で出來て居る。此試驗は誰がしたかと云へば、縣立病院の藥局で八圓か十圓月給取る人が調べたのである。其れで知つて居る。昨年國會に於て八釜しく言ひ、又地方の人民も八釜しく言ふから、其の申譯の爲であるか、或は學士が來たり或は博士が來て試驗するが、わからない。博士や學士が來てわからなければ、農商務大臣にはわからぬのは當然の話だから、未だ成績判然たるを得ず、と答辯書に言ふて居る。成程今日の博士と云ふものにも色々ありますが、何しろ八圓か九圓の田舍病院の月給取にワカつて、百圓も二百圓も取る博士や學士にはワカらなくなる。八圓か十圓取る者のワカらない中に、百姓は知つて居る。試驗法も分らない者が知つて居る。何故なれば、明治十二三年頃から渡良瀨川の魚が死ぬのである。渡良瀨川の魚を賣つてはならぬ食べてはならぬと、警察が八釜しく申して居る。今日は魚が居なくなつてしまつた。明治十四年には、魚を捕つて商賣して居る者が二千六七百人あつたのに、明治二十年には七百人に減じ、當時は魚を捕る營業をする者は一人もなくなつた。魚も一匹も居なくなつたと云ふことでございます。此を見て居る百姓等、分析學も何も知らない者が皆能く知つて居る。――何も知らない者、次には地方病院の藥局の分析、其れから段々上へ行くと分らない。農商務大臣になれば決して分らなくなる。それで其の口實は、「何か他に原因があるであろう。」――他の原因と云ふも物に依ることであ

る。例へば煙突に煤が溜つて居る。此の煤は何で溜るであろうと云へば、是は下で薪を焚いたり石炭を焚くからだと云ふことは、學問の無い者でも分かつて居る。然るに、「他に原因があるであらう。」と言ふ。煙草を呑んで煙管に脂の溜るのも、他に原因があるであろうと言ふと同じことである。然るに農商務大臣になると、煙管に脂が溜るのは煙草ばかりでは無く他に大原因があらう、煙突に煤の溜るのも薪や石炭ばかりではなく他に原因があろう、渡良瀬川の鑛毒は他に原因があるのである——斯うして世の中を胡麻化すと云ふ事は、明治の今日御見合せなさる方が宜しい。御見合はせなさるのが御嫌だとおつしやつても、此方には見合はさせて見せる權利がある。

又た是は毒の及ぶ所のお話を申上げて置かなければなりませぬが、毒は常に其の河通りにあつて、其水を一口に呑めば、魚が死んで人が死なゝいは如何であるかと言ふに、是は學術に渉りますやうな話でございますが、此毒と云ふものは何時も河底に沈んで居る、魚は多く下を歩くから死ぬ。上水の方には毒は無い。乍併幾らか常に含んで居るものと見へまして、此河を常に往來する船頭——荷物を積んで東京から群馬栃木へ往來する船頭が其水を呑んで、此河には毒があると云ふことを知つて居ても、呑まずには居られないから其水を呑む。すると唇の色が變はる。此事は近頃或醫者が見つけて喋々唱へて居る。

洪水の時、河へ塵芥が流れて來る。其を拾つて薪に焚いてあたる、すると顔など荒れる。尤も芥を焚けば手足が荒れるに決まつて居るが、鑛毒以來河へ流れて來た所の塵芥、芝と云ふ樣なものを、貧民が持ち歸つて焚く、顔をあてれば顔が荒れる。衞生上有害の事は明かに判かつて居る。

農商務省は、衞生の事は醫者の仕事だから構はないと知らぬ顔して居なさるか知らぬが、渡良瀬川の魚の死ぬのも構はずに置くと云ふ譯はありませぬ、是非相當に觀念せねばならぬ。農商務省は水產會と云ふを起して水產業を奬勵して居る。栃木縣黑髮山の山上の湖水へ近江の湖水の源五郎鮒の種を取つて來て放すと云ふこと、是は現時地方稅でやつて居る。一方には金を掛けて奬勵して居ながら、一方に魚の取れぬを構はないのは、餘程譯が判らない、水產擴張の主義に於て譯の判らない話である。又一方には地方稅で桑を買つて植へ付けさせながら、桑は當時枯れやうとし又は枯れてしまつた。養蠶奬勵を言ふも、桑畑は鑛毒に倒されて居る。是が農商務大臣に見へないと云ふは、隨分譯のわからぬ話と言はねばなりませぬ。

斯樣な譯で、此毒は平日河の底に沈んで居りまするものが、一朝大雨の爲に一時に洪水を致して、其の水勢が沈んで居る泥をおだつて、毒水になつて流れて來る。其の流れた跡に泥を殘す、此泥が悉く毒になる。其れ故從來水揚場と稱へて、此泥を被ると泥が皆な培養になつたのであるが、近年は此泥を置かれた所、一寸なり五分なり此泥を置かれた所は、作物が出來ないことになつてしまつた。

既に十三年頃から魚を賣つてはならぬと警察が八釜しく申したことでございますれば、政府が之を知らないと云ふことは無い。地方稅で奬勵して植付けた桑畑が枯れるのを、政府が知らないと云ふことは無い。勸業を主張し水產を主張する政府が、何十里と云ふ河流に魚が一匹も居なくなつたのを知らないと云ふ事は無い。動植物に於ても斯の如く、衞生に於ても斯の如くなるものを、政府は之を昨年迄構はぬで置きました。昨年始めて之を議

場に於て政府に質問しました所、農商務大臣が之に答へた。其答の要領は二つある。一は、未だ試驗の成績が能く分らない、何の害か分らない、足尾銅山の鑛毒の交り或は他に原因もあるだろう、未だ調べ中だと言ふ。も一は、毒を防ぐ器械を買つた、二十臺据付けた、是から準備して毒の流れないやうにする積りであると言ふ。妙な答辯でござります。一方では分らないが、一方では害を妨ぐことを用意するから八釜しく言はずと宜しいと云ふ意味でござります。何しろ自家撞着な答辯である。自家撞着でも何でも宜しいが、先づ其の毒があると云ふことを自らも保證して、毒を防ぐ爲に其れだけの準備をする心得であると云ふ昨年の答辯書である。

一方には未だ試驗の成績が判らないと言ひたるに、其後農科大學に於て嚴重なる取調をした所が、非常な毒を發見して、立派な雜誌が出來まして、是は農科で奮つて調べたもので、栃木縣の農事課に於て印刷して其地方へ配布したものがございます。鑛山の爲に斯の如く毒があると云ふことが決まつた以上、一日も猶豫すべきもので無い。今日現に實施して居る鑛業條例の第十條に、公益に害があると認めた時には農商務大臣は其營業を停止することを得ると云ふ明文が書いてある、はつきり法律に書いてある。法律即ち條例、此條例があるに拘らず、昨年も申しましたが、躊躇して是を實行しないで、數十萬の人民が生活に困り其處を離散しなければならぬと云ふ場合に陷ることは、殆ど眼中に無いと云ふやうなことは、如何なる事でござりませう。

法律があつて法律を實行することが出來ない。法律があり條例があつて、政府が之を實行しない。――諸君の最も恐るゝ所は外國條約である。條約改正の中の此の居留地と云ふものを最も恐れるのは何でありますか。我帝國に法律あれども、法律が行はれないからである。然るに栃木群馬の中に此新奇なる古河市兵衞の輩が跋扈して新に居留地を拵へ、法律あれども法律を行ふことが出來ない。人民が如何に困弊に陷るとも、農商務大臣の目には少しも見へない。偶々愚論を吐て曰く、古河市兵衞の營業と云ふものは國家に有益のものであると。大きにお世話だ。此方は租税の負擔をして居ります。古河より先きに住みて租税の負擔をして居る人民が、今日其土地に居ることが出來ない、祖先來の田畑を耕すことがならず、祖先來の田畑が實らなくなつたと云ふ事實と、比較が出來るものでは無い。

兎に角、今日憲法があり又た法律があれば、其法律に依て執行することが出來ないと云ふことは無い。其事が出來ないならば、素より農商務大臣は其責任を盡さないのである。其責を盡すことの出來ないものは、速に其職を辭さなければなりませぬ。今日の法律規則を履んで此の位の事をやるに、誰がやつても出來る。農商務大臣は此の位の事も出來ないのでありまするか。左まで六ヶ敷い事では無い。出來なければ御辭しなさるが可かろう。乍併如何なる所の答辯があるか、今日は議論ではない質問の場合でござりますから、質問書を差出して置くから明答あらんことを希望するのであります。

【六月十四日は卽ち議會の最終日、議會は政府と民黨との紛擾の間に終はり、田中代議士の鑛毒質問も有耶無

耶の中に葬られた。

然かし政府は此の鑛毒の聲を永遠に葬る爲めに、裏面から官權を以て、鑛業者被害民の間に示談契約を強要した。左に其の契約書の標本を示す。

契約書

下野國上都賀郡足尾に於て古河市兵衛所營の銅山より流出する粉鑛に就き、渡良瀨川沿岸町村に加害有之に付、今般仲裁人立入其扱に任し、梁田郡久野村人民より正當なる手續を盡し委任を付托せられたる總代某外十二名と古河市兵衛との間に、熟議契約をなす左の如し。

第一條　古河市兵衛は粉鑛の流出を防がんが爲め、明治二十六年六月三十日を期し、精巧なる紛鑛採聚器を足尾銅山工場に設置する事。

第二條　古河市兵衛に於ては仲裁人の取扱に任せ、德義上示談金として左の如く支出するものとす。

第一項　金三百十九圓六拾一錢九厘

是は本件の爲め要したる失費に充つ。

第二項　金五千圓

是は久野村關係地へ配當。

第三項　金二千二百圓

是は水防費として明治廿六年十月三十日、廿七年四月三十日の兩期に半額宛支出するものとす。

第三條　前條の金圓を古河市兵衛より支拂ひたるに付ては、明治廿九年六月三十日迄は粉鑛採聚器實効試驗中の期限とし、契約人は何等の苦情を唱ふるを得ざるは勿論、其他行政司法の處分を乞ふが如き事は一切爲さゞるべし。」

政府が斯樣な示談運動に熱心盡力した策略の不誠意は、後に廿九年田中代議士の質問に對する答辯中に自ら其れを發表した。】

鑛毒問題（其三）

【明治二十六年十二月三十日、對外問題の爲に衆議院解散せらる（第五帝國議會）。
二十七年三月一日、臨時總選擧、田中正造三たび當選。
同年五月十二日、第六帝國議會召集。
同月三十一日、內閣彈劾上奏案衆議院にて可決。
六月一日、衆議院は對外硬派の條約に關する決議案を可決す。
翌二日、衆議院解散。
八月一日、清國に對する宣戰の詔勅出づ。
九月一日、臨時總選擧、田中正造四たび當選。
二十八年四月廿一日、日清媾和の詔勅出で、五月十四日遼東還付の詔勅出づ。

× × × ×

明治二十九年、全國洪水、渡良瀨川鑛毒大氾濫。
爾來足尾鑛山產銅左の如し

明治廿五年	一〇、八八九、四二六斤
同　廿六年	九、四五二、二八三
同　廿七年	一〇、七五四、七二八
同　廿八年	九、一六二、六七四
同　廿九年	一〇、九六三、八九五

× × × ×

明治廿九年十二月廿二日、第十帝國議會召集。
時に松方正義總理大臣、大隈重信外務大臣、進步黨は政府黨として之を援護し、田中正造の政友等各省の要路に立つ者多し。
引き續く議會の解散日清戰爭の爲め、久しく聞かなかつた田中代議士の鑛毒質問の熱辯、今ま第十議會の壇上から與黨內閣に向て猛然として叫ばれた。】

公益に有害の鑛業を停止せざる儀に付質問書

（明治三十年二月廿六日、衆議院提出）

一、栃木縣上都賀郡足尾銅山鑛毒の慘酷なる事實は、今尚其被害地なる栃木群馬茨城埼玉の四縣下人民より提出しつゝある鑛業停止請願に依り又群馬縣々會も鑛業停止すべきを內務大臣に建議を爲したるを以て明なり。是れ一國の大問題にして一日たりとも等閑に附し去るを得ず。然るに多年政府の之を等閑に附し去る理由如何。

一、明治廿四年十二月十八日本員等は國務大臣に向て足尾銅山鑛毒被害に關する當局者の職責怠慢を質問せり。不幸にして第二議會解散に會ひ、其答辯書は新聞紙上に於て之を見たり。曰く其被害の原因に付て未だ確實なる試驗の成績に基ける定論あるに非ず。曰く、粉鑛採聚器を新設し一層鑛物の流失を防止するの準備をなせりと。然るに爾來鑛業の增加は益々甚しく、被害の區域愈々擴大せし事實あるは如何。

一、明治廿五年五月廿三日、本員等は如此前後撞着の答辯に對し更に第二回の質問をなし、農科大學の試驗成績を以て國務大臣の明答を促したり。然るに其答辯には、鑛業の害たるは試驗の結果によりて之を認めたりと自白しながら、其損害たるや鑛業を停止すべき程度には非ずと主張し、且つ鑛業人に於ては現に粉鑛採聚器設置の準備を爲し、將來植物の生長を害する如き事なしと斷言しながら、其所謂粉鑛採聚器を設置したる六週年後の今日、鑛業の被害益々增加するを默視するの理由如何。

一、同年六月十三日、本員等は右の答辯に對し更に第三回の質問をなせり。然るに其質問中に於て、政府は地方官をして鑛業人の爲に仲裁せしめ、地方官亦粉鑛採聚器据付の一事を以て巧に被害地人民を欺瞞し、人民提出の請願書を遮りて強て事實を蔽はんとする等立憲治下にあるまじき所行を專にし、而も中央政府は何等の答辯をなし得ざりし理由如何。

一、明治廿六年十二月第五議會解散に次で、翌廿七年第六議會又解散せられ、空しく質問の機を失せり。時偶々日清戰爭に際せるを以て、擧國一致の必要より、本員等又政府に對する質問は暫く枉げて中止することゝし、力めて官民の協戮を圖れり。然るに廿七年の洪水にて鑛毒の流出益々多大なるの實況を見るや、鑛業人の狼狽一方ならず、地方官又同じく前項の盡力一空に歸せんことを恐れ、壯丁出陣の不在を窺ひて日々被害町村に出沒し、老夫幼童を威嚇して、自己隨意の契約證を作りて之に盲印を押さしめ、以て鑛業人の爲に謀らんとす。而も政府の之を默視する理由如何。

一、右に付本員等は日清戰爭終局を待ち、明治廿九年の議會に於て地方官吏の惡計を摘發し更に第四回の質問を爲せり。然るに政府は漫然として之が答辯を爲さざるのみならず、今尚依然として其行爲を改めざるの理由如何。

一、前項の如くにして、明治廿七年の洪水以降年々增加する鑛毒營に渡良瀨川に止らず、今や利根川北岸に迄浸漸して、四縣下十郡數萬町歩の田宅將に擧て沙漠に化せんとす。然るに政府の之を坐視する理由如何。

一、足尾鑛山の鑛業伸擴するに隨ひ、渡良瀨川水源の樹木を濫伐すること益々多く、水源涵養の道今や爲に全く絕え、之に因て土砂流出河身壅塞舟楫往來の便亦自ら缺け、洪水の氾濫十年前に數倍せり。而も政府の之を默

視する理由如何。

一、土地建物鑛業に侵され、爲に譜代の財産を失ひ日々貧窮に迫れる人民は、如何にして之を處分するや。

一、以上の現狀より沿岸被害人民は衣食足らず禮節修らず。政府は何を以て國民の義務を守らしめんとするか。

一、本員等は鑛毒浸漸の極多數人民の公益を侵害すること如此深大ならざるに先ち、多年屢々政府に向て忠告を與へたり。然るに當局者は種々の遁辭を以て一時を瞞過せんとし、姑息遷延以て今日に至り、其慘狀殆ど挽回し得べからざるの點に達せしめたり。政府は如何にして被害人民の生命財産權利を回復せんとするや。

一、鑛業條例第十九條第一項には、試掘若くは採掘の事業公益に害ある時は、試掘に就ては所轄鑛山監督署長、採掘に就ては農商務大臣、既に與へたる認可又は特許を取消す事を得と明記せるに拘らず、政府は此公益に大害ある鑛業を停止する事を爲さず、被害地十餘萬の人民獨り帝國憲法の庇護を受くる能はざるの理由如何。

右議院法第四十八條に依り質問す、國務大臣は帝國憲法第五十五條により責任を以て明確なる答辯あらんことを望む。

田中代議士の質問演說

（明治三十年二月廿六日、衆議院に於て）

私は公益に有害なる鑛業を停止せざる儀に付質問理由を述べんとするのであります。本日は重要なる問題も澤山ございまして、諸君におきましても質問の長演說は隨分御迷惑でございませうが、此質問は地方に於きまして差掛つて居る問題で、此地方官の中の郡吏抔と云ふ者が人民を虐めたり欺いたり惡い事をして居る最中でございますから、一日も早く之を公に致しまして此苦痛を救ふてやらなければならないし、其れから質問の要點を政府へ知らして其答辯を請求するのでございます。どうか少々の間御聽取を願ひます。

此質問は、栃木縣下足尾銅山と云ふ所の鑛毒の害が甚しいので先年來度々請願書を農商務大臣に出して居り、殊に昨年群馬の縣會では此鑛業を停止すべしと云ふ決議を內務大臣に建議致しました位。又た渡良瀨沿岸の人民は、新しき村でも又た新しき町でも、戶長の調印を致しました者が今日五十の數に上つて居り、尙ほ續々願書を提出中でございまする。其の鑛毒の區域は群馬栃木埼玉茨城の四縣に涉り、郡の數が十二に涉つて居りまするが其の色々の調査物は八郡だけが稍々出來て居ります。一體此の人民は、調査の方には極めて不便な位地に居る。二十里三十里に涉る間の調査でありますから、郡役所に就き又は縣廳に就て取調べる其間の仕事が大變です。錢の無い人民が之を取調べるのは困難で、漸く八郡に涉る所の調査が稍々出來ましたから、是から此調を御披露に及びます。

此質問は、「公益に害のある鑛業であるから、此鑛業を停止しなければならぬ。」と云ふに過ぎないのでございます。銅山の事業は一個人の者であれ又た國家の者であれ、害が非常に多ければ害の多い事を理由として之を處置しなければなりませぬ。名義は一個人でも國家でも、事業より害の方が多ければ據なく停止しなければならぬ。

――此質問を本員が始めたのは明治廿四年が最初で、其より四度の質問に及び、度々の忠告を政府に與へてあるのでございます。今回が五度目の質問で、農商務大臣は時々是に答辯を與へましたけれども、其答辯は悉く嘘を吐いてあるので、彼の答辯には責任を持たぬと云ふ事を申しますが、責任を持たぬどころで無い、詐りの答辯を致して居る、而して此の鑛毒の害と云ふものを非常に大きくして了つた。此の鑛毒の事に就ては、議會は政府を信ぜず、人民は政府を怨むと云ふ事になつて居る。是では國家と云ふものゝ値打が亡くなつて來る、外國人を日本の法律に從はせることが出來なくなつて來る。從はせる事が出來なくなつて來るのでは無い、法律の保護を與へないのでございますから、人民は法律を遵奉するの義務が無いので――法律を遵奉するの義務が無ければ、是より如何なる事を仕出かすかも知れない。斯樣な場合で、一日も早く諸君に御訴へ申して置かなければならぬ。

質問の順序を申ますれば、二十四年からの道行は十八個條――鑛毒は政治の關係でござりまするが、鑛毒其物の事を細かに御話申さなければならない。其說明は分れて數十條、先づ束ねて申しまする。勸業の偏頗愛憎であると云ふ事。鑛毒の害の及ぶ有樣はどの位であるかと云ふ事。鑛毒と山林の關係、深山の老樹を濫伐して其より生ずる危險な有樣。鑛毒と洪水の關係、山より押出したる所の土砂等の爲に舟楫の便を缺く事。鑛毒より生ずる稅を免租にしなければならぬと云ふ事。鑛毒被害の費目。鑛毒が人の生命を害する事。鑛毒が家の內に流れ其他井戸を汚すと云ふやうな事。鑛毒が良民の權利を奪ふと云ふ事。鑛業人の跋扈と云ふ事。鑛業人の跋扈は總ての社會を亂して他の工業の發達をも妨げると云ふ事。此慘憺たる有樣でありながら、此被害人民が長き年月の間聲を立てることが出來なかつたと云ふ事。其から此鑛業は政治までも紊亂せしめたと云ふ事、所謂政治の本は當局者たる農商務省である、農商務省と云ふ所が鑛毒の爲に殆ど紊亂して居ると云ふ事。――是が先づ御話を申上げる要點でございます。

先づ勸業偏頗の事から申します。玆に事業を起す者があつて之を政府に請願する。許可をするには宜しく其地理を調べる、或は人智の程度を見る、是は當り前の事。若し東京の眞中に彈藥製造所を建てると云ふに、爆發を防ぐの準備も無く、又何かの機械を据付けるに烟筒の準備も無く、之を許したと言つたら如何でございませう。關東の地理を調べず、足尾の地理も取調べず、彼所に採掘を許したと云ふ事は譯の分らない事である。足尾銅山の地理も調べずに採掘を許したのが惡いばかりで無い、其上に機械を据付ける、其機械が如何なる働をするか、其採掘がどの位盛大になるものか、此割合を取調べもせず監督もせず、無暗に之を許して關東の地を荒らす。――元來關東は水平な所、地が平かで、毒が流れて來れば恰も板の間に水を流す如くに廣がる。斯樣なことを取調もせずに事業を彼の山に許すと云ふは、根本に於て間違つて居る。去らば是は惡意でしたものかと云ふに、是は不注意と學問が無いからで、學者があつても其を活用しなければ無學同樣である、農商務省に學者なしと斯うなつて來る。又古來斧斤を入れない所の深山を一萬町も濫伐させて、水源を涸すことをさせると云ふは、是は智慧が無いのではない惡意である。山林濫伐をすればどう云ふ惡い事が出來て來る、と云ふことは分かつて居る。是は不注意でなくして惡意である。また足尾銅山がどう云ふ働をして居るか其の働も見ないで、足尾銅山は年に二

百萬圓以上の仕事をやるからして、是は國の財源で大切な山である、東洋一であると云ふ樣なことを言ふて居るが、其鑛業に依て生ずる害は、一方には山林を濫伐し、一方には三萬三千町歩以上の田地を毒害し、十萬の人間に毒水を飲ませ毒食をさせると云ふことをして置いて、國の本當の財源と云ふものが人民の方に在る事に氣が付かない。此の國の財源を粗末にして、一方の鑛業が如何なる惡事をするかと云ふことを問はずして、唯だ鑛山が國の財源である抔と言ふ。一と通りの頭でそんな議論が出るもので無い、當り前の腦髓を持つて居る官吏ならば斯樣な馬鹿なことを言ふもので無い。是には事情がある。——喋々せぬでも御察しの事であると思ふ。斯樣な譯で、今日まで農商務省の取扱と云ふものは、知らないのか、學問が無いのか、惡い事をするのか、實に言語に絶えた次第でござりまする。北海道の開墾地は何年の星霜を經てどれだけの田地が出來ましたか。明治四年から始めて漸く九萬町が聊か缺けて居る。其内納稅地が七萬町ばかりあるが租稅と云ふは名ばかりである、何にせよ收穫がありやしない、是に費す所の金は數千萬圓、北海道に斯の如く金を入れるかと思へば、關東で一番良い地面一段百五十圓二百圓と云ふ地面をどん〳〵潰すことは一向知らぬ顏して居る。物の偏頗と云ふものは、斯の如き結果になる。

是より鑛毒の恐るべき大害であると云ふ御話を少こし致します。——先づ鑛毒で植物が枯れる。魚が取れぬ。人の生命が縮まる。斯樣な譯で、銅山に毒があれば動植物に害を與へると云ふことは古來學者の定論で、農商務の官吏が皆正直でさへあれば其れで宜しいのである。學者の定論があるにも拘らず、妙な考からして分らなくしてしまうのである。先づ近き例を申せば、明治廿五年農科大學の試驗の成績はどうである。前年栃木縣農事試驗所に於て致した所の試驗、又明治廿二年と廿九年の兩度に於て醫科大學の三宅秀と云ふ人が、鑛毒が衞生に害があると云ふことを二回栃木縣へ來て演說された。其他色々の調により、銅山の毒が何に障るかと云ふ位の事は分り切つて居るのに、農商務省が分からぬと云ふは不思議千萬である。銅山製鑛所の烟害と云ふものが山林を枯して山を禿にするばかりで無い、此の烟突から出る烟が風に從つて或は東或は西、數里の間山に登つて、目に見へるだけ皆な禿山になつてしまつた。木ばかりでは無い、竹草苔と云ふものまでも綺麗に之を枯してしまふ。烟の中に一種の灰が混つて居る。此灰が觸れると忽ち葉が枯れると申しまする。是は化學者の領分で、私は細かい御話をしませぬが、何にしろ木が枯れる。日本開始以來斧斤を入れない山と云ふものは、木の根で綱の如く絡んで居て、落ちようとする土砂を木の根で固く抑へて居り、崩れかゝる巖石を木の根で固く支へて居る。是を伐つてしまつたから山の土石が崩れる。今四五年經つて此根が腐つてしまへば、必ず山が大崩れに崩れて如何なる災害が來るかわからぬ。昨年の洪水は未だ此點にまで達したのではござりませぬ。斯樣なことも前に分つて居る。今日の所は、唯今水源が乾燥して多少の土砂が流れ出る、製鑛所からも砂を流す、山からも砂が流れて來るので川が埋つた。川の埋り方も、他の利根川や鬼怒川北上川と云ふ川の埋り方と違つて、故らに土砂を流す仕懸になつて居りますから、川底が他の川々よりも急に高くなる。今日の所、後來恐れますのは、此山の崩れると云ふことが一度はあると云ふことを明言して置かなければなりませぬ。——まるで取締らぬでは無い、伐つた跡に木を植

へろと云ふ命令を下してある。七千町の木を伐つた時に命令を下して、今日いくら植へてあるかと云ふと、五十三町しか植へてない。たとひ殘らず植へましても、其木が大きくなつて山が崩れないやうになるには、百年を待たなければならぬ。斯樣に鑛業人が先づ其責任を盡くさない。其故に去七月中のこと、是は御話が枝に渉りますけれ共、群馬栃木兩縣の縣會議員で氣の付くものが寄合して、渡良瀨川は前途非常な災害があるから、堤防を新築するか增築するか或は延長するか如何にか工夫を取らなければ、如何なる災害に遇ふやも知れぬと云ふて評議して居りますと、超へて九月八日の大水、是が非常の事でありましたけれど、今日山崩を防ぐ計畫をすれば、まだ是丈は幾らか防げるかと思ふのでございます。

斯樣な譯で、此鑛毒と洪水の事を少々申上げなければなりませぬ。洪水の事は各府縣に於ても災害を受けて居る事でありますから喋々申しませぬ。唯だ群馬栃木埼玉茨城の洪水は、毒が這入つて居ると云ふだけが違つて居る。越後岡山其他各地洪水の御話も隨分慘憺たる有樣でありますが、此方のには毒があるのでございますから、諸君の御賢察を願はなければなりませぬ。それで此堤防に生へる所の竹が枯れてしまう。是れが（演壇上に竹を示しつゝ）堤防の竹でございます。是は當年の竹が死んでしまつたのである。鑛毒の爲に根が枯れる、此根が皆な長くならなければならぬのに、皆な枯れて是だけしか根がありませぬ。――此の堤防のことにつき當節土木局の役人抔の話によりますると、一體堤防に竹のあるのはよくない、綺麗に刈拂はぬと、洪水の時に蟻の穴鼠の穴から堤防の崩れるのが分らぬ、殊に手を掛けないで鑛毒の爲に枯れて呉れゝば便利だなどゝ云ふ辯護說もあるそうでございます。從來竹を以て護岸とし或は草を以て護岸とし柳を以て護岸とする德川時代の堤防は、皆な地勢に則り川の流を十年も二十年も實驗して築いた堤防である。今の堤防學者の樣に外國で學んで來て、川の地理などには構はないと云ふのとは違つて居る。竹で防げる所は竹で、草で防ける所は草ですると云ふのが德川時代の堤防築造方でございます。古い堤防は竹が必要な場所がある。其竹を枯してしまへば善くなると云ふ筈は無い。是が爲に堤防が切れて澤山の害を受けたと云ふことは、是は御訴へ申して宜からうと思ふ。それで堤防の竹が斯の如く枯れるばかりでなく、洪水のある地方から御出になつた諸君は能く御承知でございますが、堤防には幅が極まつて居る、高さも極つて居る。然るに此渡良瀨川は明治政府が出來て、明治廿二年以來川床が非常に高くなつたことは是はちやんと分かつて居る。或は六尺高くなつて居るかと思はれる、堤防を六尺高くしなければ水が溢れると云ふことも極つて居る。然るに此の山から押し出して來る所の水が、乾燥して居る川へ一時にドッとやつて參りますから、敢て大水でなくとも水は一時に來る。同じ水でも一時に參りますから多くなる。川の下流の方では未だ洪水と云ふことを知らぬ内に、上手の方の堤防が切れる。此の水の水脚も非常に早くなつた。此に付ては内務省にも調べた統計がございませう。元と十時間で來たのが三時間で來る、二十時間のが七時間か八時間で達しますから、水防の準備も無い中にやつて來る。是が爲め殆ど堤防が水に堪へなくなる、疲れて堪へないかと云ふと然うでは無い、一時に來るからである。例へばコップの水を飲む如く、徐々に飲めば幾らでも飲めるが一時に飲めば咽せる如く、堤防を壞はすことは決まつて居る。栃木縣だけの統計を見ましても驚くべきでありま

す。栃木縣は八郡で、其の水害を受けた所が一萬九千町歩、しかも渡良瀬川沿岸三郡で其一萬九千町歩の内一萬三千町背負込んで居る。水害を受けた其内に、堤防が切れたばかりで六千十九町と云ふものが荒地になつてしまつた。此の荒地と云ふものも、尋常の荒地であれば五ヶ年十ヶ年の鍬下年限で起返りますけれども、毒が混つて居るから如何とも致方が無い。此土を悉く取片付けなければならぬ。此毒土の厚さが五寸の處もあれば一丈に及ぶ處もある、此土を取片付けなければならぬ。取片付けるには如何致す。土のやり場も何もありませぬから、畑なり田なりの片隅に土山を築いて、跡を耕地にするのですから、其困難は一と通で無い。鑛毒が這入れば其田地は死滅したもので、其土を掘出し片隅に山を築き、一方を畑に致す――新に買入れるよりも高くなると云ふ計算で、經濟上から言へば丸で問題にならぬ。

次は鑛毒の爲に年貢を下げなければならぬことである。栃木群馬茨城埼玉諸縣鑛毒地の年貢を下げ又た免租もしてやらなければならない。一體水害地方と云ふものは、常に水害を被ぶるからして地價は安く出來て居る。其れ故尋常の水害ならば地價を下げるに及ばないが、毒と云ふものが這入りますれば地價を下げなければならぬと云ふことが出來る。外の荒地なれば五年十年で起返りますけれど、毒の這入つた砂のやり場が無いから、若し堤防を築き鑛業を停止しましても、此田地は最早死んだもので、是は開墾の名義にしましたなれば又幾らか田地になるかと云ふに過ぎないのであります。最早今日までに沙漠となつてしまつた地面が千六百町もあるのでございます。三萬町以上の中で捨てゝ置けば皆な然うなつてしまふ。俄になるのではございませぬ、まだ五年と六年と間はあるけれども、今日其を差止めなければ矢張皆悪るくなつてしまふ。此の免租減租を致しまするに就ては、租税のことに心配をする當局者もございませうから參考に申して置きますが、一體此の渡良瀬川沿岸と云ふものは地味が肥えて居て地價が安い――水害地だから。灌漑用水の方は地價金が高い。其れで賣買値段を申しまするとと灌漑用水の方は賣買が安い。此の水害地の方の堤外地と申して此の土手の外にある地面は、元と二百圓の取引であつたものが、其れが一圓二圓でも賣買が無いやうになつて居る。元來川の沿岸は浸水を受けると同時に、深山の木の葉が落ちまして、此葉が腐れて洪水の時に流出して田地に注ぎ肥料となるから、洪水が出まするとと同時に田地が良くなり、又た冬先に至ては麥作も能く出來た。所が今日肥料と云ふものが來なくなつて、是に代るに毒が來ると云ふ話になつたから、二百圓の地面が一圓二圓になつてしまつた。

此鑛毒の害を受ける田地の種類が三ッある。第一は用水地である。第二は逆流水と申して、洪水の時に込み上げて來る逆流水が、堤防の裏に廻つて此の堤内の田畑を害す、逆流水を受ける處が十三口あります、渡良瀬沿岸三郡の中に十三口あります。斯う云ふ風に枝川は十三口あつて、水が逆さになつて來るから堤防の中に水が這入る、是が一種であります。第三は水が堤防を破つて新規に荒地を拵へるのであります。之を要するに、前には肥料が來たものが、今日は肥料に代つて毒が來る。それで今一言荒地のことに就て申上げて置きたいのは、尋常の荒地でございますれば是は天災でありますから據ない、所有主の損と國家の損で終るのでございまするが、其に加ふるに人爲の害卽ち鑛毒と云ふものを押流しましたのは、先づ賠償金を取る權利があると同時に、前申します

る通り五年十年を以て起返へるべきもので無いと云ふことをば、吳々も諸君に訴へて置かなければなりませぬ。一體租税を司る者は早く注意をしなければならなかつたのであります。大藏省あたりでも何故之を早く當局の大臣に迫らないのでございますか、自分の本領を守つて何故農商務大臣に掛合はないのでございますか。

被害の種類を御話申しまするこゝは長くなつて出來ませぬから、其項目を朗讀して演說に代へます。其項目は五十四箇條ある。――個人被害は、

田畑荒廢に因れる不動產の減失。土質變惡に因れる地價の低落。地價低下に因れる賣買實價の下落。土質變惡に因れる肥料增加。田畑荒廢及び土質の變惡に因れる收穫の減失。藁稈の浸害に因れる飼料及び肥料の減失。苅草の浸害に因れる家畜飼料及び肥料の減失。積肥の浸害に因れる土壤培養力の減失。毒水の浸害に因れる家宅倉庫の減失。家宅倉庫の浸害に因れる什器家具の減失。家宅倉庫の浸害に因れる穀菜其他飲食物の減失。家宅倉庫の浸害に因れる家畜家禽の斃亡。毒泥浸入に因れる床下土砂の入替費增加。土中浸毒に因れる水脈の閉塞及び井水新鑿費增加。原野浸毒に因れる茅葭の枯涸及び草屋葺料買入費增加。河川沼池の浸毒に因れる漁業の廢絕。穀菜その他飲食物の減失に因れる榮養補足費の增加。漁業廢絕に因れる榮養補足費の增加。財產減失に因れる衣食住の缺乏。貧困窮迫に因れる身體榮養の不足。貧困窮迫に因れる浸害物喫食の害。井水浸毒に因れる飲料の汚害。薪炭浸毒に因る焚火の烟害。毒水蒸發に因れる大氣呼吸の害。土質變惡に因れる筋骨過勞の害。土地の荒廢に因れる所有權の消滅。財產減失に因れる選擧權の消滅。

又た地方の被害を擧れば、

土地荒廢に因れる共有地の減失。毒水浸入に因れる共有家屋建物の減失。毒水浸入に因れる共有井水浚渫費の增加。地價低落に因れる稅源の減失。土地賣買實價下落に因る富力の減失。鑛毒浸入に因れる堤防の竹木草苫の枯涸。竹木草苫の枯涸に因れる堤防の決潰。堤防決潰等に因れる道路及び橋梁の損失。銅山薪炭の增加に因れる水源山林の濫伐。山林濫伐に因れる土砂流失河底埋塞。河底埋塞に因れる舟楫往來の減失。鑛毒浸入に因れる用水路の損失。堤防決潰に因れる治水費の增加。道路橋梁の損失に因れる土木費の增加。失產貧窮に因れる救恤費の增加。貧窮流離に因る戶數及人口の減失。戶數及人口の減失に因れる自治權の縮少。

又た國家の被害を擧ぐれば、

土地荒廢に因れる面積の減失。土地荒廢に因れる國有地の減失。毒水浸入に因れる國有家屋建物の減失。稅源減少に因れる國庫收入の減少。地方財力の減失に因れる國力の減少。地方負擔過重に因れる國庫補助の增加。健康被害に因れる兵丁合格者の減失。貧困窮迫に因れる國民教育の不振。貧困窮迫に因れる犯罪者の增加。道路橋梁の損失に因れる郵便電信の不通。

是は御退屈になりますから、速記の方へ賴んで書いて貰ふことにして、まだ半分も讀みませぬが是で留めやうと思ひます。斯樣なものが五十條以上もございまするが、詰る所は此の人民が貧困に陷り――人民が貧困に陷るのは急激に來る、急激に來て急に財產を失ひ、急に貧乏になり、急に衣食住を缺き、急に榮養力を減ずる。就中